

官報

号外

平成十一年六月一日

○第百四十五回 衆議院會議録 第三十四号

平成十一年六月一日(火曜日)

議事日程 第二十五号

午後一時開議

第一 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)

第七 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)

第八 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)

○本日の会議に付した案件

法務委員長杉浦正健君解任決議案(鹿野道彦君外四名提出)

日程第一 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)

日程第七 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)

日程第八 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会、内閣提出)

午後一時一分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○岸田文雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

鹿野道彦君外四名提出、法務委員長杉浦正健君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 岸田文雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

法務委員長杉浦正健君解任決議案(鹿野道彦君外四名提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 法務委員長杉浦正健君解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。坂上富男君。

法務委員長杉浦正健君解任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔坂上富男君登壇〕

○坂上富男君 私は、ただいま議題となりました法務委員長杉浦正健君の解任決議案につきまして、民主党及び社会民主党・市民連合を代表して、提案の趣旨を御説明いたします。(拍手)

法務委員会では、先週、組織的犯罪対策三法案の審議を行ってまいりました。証人の保護を規定する刑事訴訟法改正案、マネーロンダリングを規制する組織的犯罪処罰・犯罪収益規制法案、そして犯罪捜査の手段としての通信傍受法案であります。

このうち、通信傍受法案以外の二法案につきま

しては、それぞれ問題点もありますが、この立法の趣旨は理解し得ないこともないのであります。

それに比べて、通信傍受法案は、憲法の通信の秘密や令状主義を侵害する内容を含む、重大な人権侵害の危険性のあるものであります。この立法の必要性、乱用防止措置、諸外国の運用状況の調査、公聴会の開催等、国民の理解を得るためには特段の慎重な審議が求められるべき法案なのであります。

さらに慎重にならざるを得ないのは、現在、警察に通信傍受といった手段を与えることの危険性であります。警察は、参議院議員の緒方靖夫君の自宅を職務として盗聴したとの判決が確定したにもかかわらず、いまだその事実を国会で認めておりません。また、警察は業者から大量に盗聴機器を購入したことも判明しておりますのであります。

したがって、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合の野党三党は、通信傍受法案を他の二法案と切り離して、慎重に審議することを主張し、また委員一人当たり四時間の質疑時間を求めたところであります。

しかし、法務委員長杉浦正健君は、就任の際、「法秩序維持と国民の権利の保全を使命とする当委員会の職責はまことに重大でございます」とし、「公正かつ円満な委員会の運営を誠心誠意図りましてその職責を果たしてまいりたい」と公約しておりました。しかるに、四月二十八日の法務委員会において、参考人質疑の日程を人選まで含めてすべて一任する旨の採決を強行し、委員会の審議に混乱をもたらしたのであります。

仮にかかるとが許されるとするならば、予算委員会において、予算案採決前の公聴会開催の法定必要要件を、与党が多数でありさえすれば簡単にクリアでき、予算案の採決はまことに容易となるのであります。これは、まさに議会制民主主義の崩壊そのものであります。断じて許すわけにはまいりません。(拍手)

また同君は、五月十四日の同委員懇談会が紛

平成十一年六月一日 衆議院会議録第三十四号

法務委員長杉浦正健君解任決議案

糾し、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合など野党理事、オプザバーが反対する中で、翌週十八日の委員会開催を独断で決定し、三野党委員が委員会の正常化を求めて抗議をするも、これを無視して、十八日の委員会開催を強行したのであります。

さらに同君は、五月二十七日の同委員理事会において、与党理事の同委員会定例日外である同日と翌二十八日の委員会開催要求に対し、民主党、日本共産党、社会民主党・市民連合などの野党理事、オプザバーの反対を無視した上、独断で委員会開催を強行し、ついに翌五月二十八日には、同委員会の不成立、不存在を主張して右三野党委員が欠席する中で、同対策三法案の強行採決の暴挙に出たのであります。

委員長たる同君がみずから就任に際して宣言したように、法秩序と国民の基本的な人権擁護を使命とする法務委員会の職責はまことに重大なものであります。組織的犯罪対策三法案のうち、特に通信傍受法律案は、憲法二十一条の通信の秘密を侵し、憲法三十五条の合状主義に違反し、もって国民の基本的な人権を侵害し、国民のプライバシーも侵害するという、重大な欠陥を持つ法案なのであります。

それゆえに我々は、委員会における十分な審議時間を求めた結果、委員一人当たり四時間の質疑時間の確保について、与野党の間で合意がなされていたのであります。にもかかわらず、いまだ各委員一人当たり一時間程度の質疑にとどまっているのであります。

また、この法案成立の場合、さまざまな影響を受けることが予想される国民各層の率直な意見を聴取する必要から、中央、地方公聴会の開催を求めたところでありました。自民党政調会長代理も、テレビに出演して、公聴会開催に賛同されていたのであります。全国民が注視するテレビで、

公聴会と参考人聴取を混同したなどの弁解は絶対に許されるものではありません。

また、この法案成立の場合通信傍受の実務を行う警察が、これまで法律の根拠もなく違法な盗聴を行っていた非違事実立証のための証人、参考人と、それに関する各種の資料取り寄せを求めたのであります。しかるに同君は、これらの国民的要求とも言える我々の申し立てを一方的に退け、前記質疑時間の合意もほごにし、かかる暴挙を行うなどは、法務委員長としての職責違背であり、言語道断であります。断じて許しがたい行為であります。(拍手)

右法案強行採決後、次の疑問点が国民の方から指摘されました。

法務省は、傍受はNTT等の通信業者内で行うと説明してきた。しかし、傍受は、NTT等の通信施設外でも技術的に可能である。法案は、NTT等通信業者内施設での通信傍受を義務づけていない。だとすれば、立会人は警察の総務課員でもよいという解釈が成り立つ余地が十分あり、警察署内での傍受は可能となるのではないかという疑問であります。

我々にも思いも寄らなかったことであります。傍受法案からは、このような解釈は可能であります。否定すべき根拠は見当たりません。立法院たる国会は、法律は立法者の意思とは無関係にひとり歩きするというのを忘れてはならないのであります。私は、裁判所において、幾たびかひとり歩きする法律とたびたび遭遇してまいりました。傍受法案は、このような疑問点を解明する機会すら奪われて、強行採決をされたのであります。よって、ここに、同君の法務委員長としての職責を強く求める次第であります。議員各位の御賛同を求め、趣旨説明をいたしたいと思っております。ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。連増拓也君。

(連増拓也君登壇)

○連増拓也君 私は、ただいま議題となりました民主党、社会民主党提出の杉浦正健法務委員長に対する解任決議案に対し、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党を代表して、断固反対の討論を行うものであります。(拍手)

今国会の法務委員会は、継続審査とされた法案も含めて多くの重要な法案が付託されており、我々は、従来の慣例にとらわれず、柔軟に委員会を開会して、法案の審査を促進することが国民の負託に誠実にこたえることであると主張してまいりました。

しかし、民主、共産、社民の各党は、昨年の通常国会以来の継続法案の審査を先送りにして、他の法案の審査の優先を強力に主張し、しかも、賛成法案にもかかわらず、より慎重かつ十二分なほどの審議時間の確保を求めるなど、継続案件の審査入りを意図的におくらせる硬直的な姿勢をとり続け、継続法案の審査が遅々として進みませんでした。

組織的犯罪対策三法案の審査につきましても、昨年三月十三日に国会に提出されて以来、二回の臨時国会を経て、継続審査となっており、二回の間、法務委員会におけるこの法案の審査が行われていませんでした。我々は、この法案については、組織的な犯罪対策をめぐり国内外の強い要請を踏まえ、今国会における審議の促進を望んでおりましたが、民主、共産、社民各党は、この法案に反対する立場から、その審査を進めること自体に極めて消極的でありました。

先日、法務省官房長の自宅に何者かが弓矢を撃ち込むという、まことに卑劣きわまりない悪質な事件がありました。この事件は、捜査中ということですが、組織犯罪対策三法案に関連し

て、組織的に敢行された可能性が十分考えられるところでありました。この法案は、平穩な市民生活を脅かすとともに、健全な社会の維持発展に悪影響を及ぼす組織的な犯罪に適切に対処しようとするものであります。この事件からも明らかのように、組織的犯罪の現状はこれほどに深刻なものであり、この法案の審議の促進は法務委員会における重要な問題でありました。

こうした中、杉浦委員長は、今国会においても、延べ二十八回にわたる理事懇談会を開催し、野党の意向をくみ上げるよう懸命に協議を行い、この法案の審査についても、円満な委員会の運営を心がけ、粘り強く与野党の合意形成に努力してまいりました。五月二十八日の採決に当たっても、杉浦委員長は、この法案の審査に費やした合計時間が四十時間を超える長時間に及ぶことを踏まえ、採決に向けて与野党協議を重ねようとして、円満な運営に努力されたのであります。他の各党はかたくなにそれを拒否し続け、合意に達することができなかったものであります。

委員長として、審議を促進することが重要な職責であり、意見が対立した場合には、与えられた職権を行使することはやむを得ないことであります。その姿勢は、実に公平中立であり、杉浦委員長が強権的、独断的だとして非難をされるといういわれはみじんもないのであります。(拍手)

むしろ、本年五月二十七日、委員会開催後も委員長席を取り囲み、罵声を浴びせ、騒乱状態をつくり出した上、引き続き行われたこの法案に対する修正案についての質疑に欠席して、審議を拒否した態度こそ、議会制民主主義を冒瀆したものであり、非難を浴びせられなければなりません。

(拍手) 私は、衆議院の良心にかけて、このような理不尽な解任決議案は断固否決されるべきものであると考えるのであります。杉浦委員長こそ、リーダーシップと民主的配慮をあわせ持った、信頼に

値する法務委員長であります。称賛をされこそすれ、不信任に値するという主張は全く理にかないません。

法案に対する賛否が分かれるのは、各党の立場の違いがある以上、これは当然でありましょう。しかし、法案に反対だからといって、これほどまでに公平中立な運営をされてきた杉浦委員長に対して、解任決議を突きつけるなどということは、許しがたき暴挙であり、憤りを禁じ得ないものであります。(拍手)

ここに、正義と良心をもって国民の負託にこたえんとする議員各位とともに、本解任決議案に断固反対の意見を表明し、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 佐々木秀典君。

(佐々木秀典君登壇)

○佐々木秀典君 私は、ただいま議題となりました法務委員長杉浦正健君の解任決議案につき、民主党を代表して、賛成の討論を行います。(拍手) いわゆる組織犯罪対策三法案は、九十六年十月、長尾法務大臣が法制審議会に、組織犯罪に対応するための刑事法整備を諮問し、翌九十七年九月、同審議会の答申を受けて、法務省が原案を作成したものであります。

この国会提案について、当時の自民、社民、さきがけの与党三党間で二十一回にわたる協議が持たれましたが、社民党の強い反対で協議は決裂したにもかかわらず、九十八年三月、政府から第四百四十二回通常国会に提出され、同年五月、衆議院本会議での趣旨説明と質疑を経て、法務委員会に付託されたものであります。

しかし、この三法案については、さきに述べた法制審議会や与党間協議での論議、あるいは多くの学者、マスコミも指摘するように、その内容は、憲法、刑法、刑事訴訟法の基本理念にかかわる多くの問題ををはらむとともに、国民の基本的人権を脅かすおそれがあることから、国会における慎重な上にも慎重な審議が求められていたのである

ります。

法務委員会においても、その認識を共通のものにした上で、同国会においては三回の各短時間の審議にとどめて、継続審議とされ、その後、第四百四十三、第四百四十四臨時国会では全く審議がなされませんでした。本通常国会においては、去る四月の末審議が再開されることとなりましたが、その際も、法務委員会理事會において慎重審議が申し合われ、具体的には、委員一人当たり四時間の質疑時間の確保が与野党間で合意されたのであります。

しかるに、一度目の参考人招致日の設定要求以来、与党の態度は一変して、審議促進、早期採決に転じました。加えて、五月二十七日、公明・改革クラブの提案に応じて、自公共同とした修正案が抜き打ち的に提出される一方、我が党が六月一日に組対法の修正案提出を通告していたにもかかわらず、同日の理事會談話において、定例日外である同日と翌二十八日委員会を開催し、自公修正案を審議、採決することが求められたのであります。

その際、私たちが、かねての合意である一人当たり四時間の質疑がまだ各一時間しか行われていないこと、証人、参考人、資料の取り寄せ、自民党政調会長代理もテレビにおいて開催の意向を公約した公聴会で広く国民の意見を聴取すること、我が党の修正案の審議を行うこともあわせて強く求め、正常な委員会審議のため、この異常な提案に応じなかったのはけだし当然のことと言えましょう。(拍手)

しかるに、杉浦委員長は、その後の理事會で、当日の委員会開催につき、私たちが反対の意思を表示しているのに、出席理事による採決も行わないまま委員長席に着き、委員会開催を宣言したもので、この委員会がルールと手続に違反して不成立であったことは明らかだったのであります。しかるに、杉浦委員長は、さきの理由により私たちが出席しなかったことを奇貨として、翌二十

八日の委員会開催を強行し、違法の上に違法を重ねた上、民主党、社民党・市民連合、共産党委員不在のまま、自公修正案とこれを除く原案の採決に踏み切った経緯と結果は、先ほどの杉浦法務委員長解任決議の趣旨説明において、つぶさに明らかにされたところであります。

私は、法とルールに従って民主的運営のもとに審議が行われるべき国会において、しかも最もそのことに厳格であるべき法務委員会において、それが無視され、法務委員会とはや無法委員会になったと評される事態が出来たことに、心からの憤りと深い悲しみの念を禁じ得ません。

与党がこのような暴挙をあえてしたのは、ようやく始まった本格的な審議と参考人の供述、質疑、ちなみに十一名の参考人のうち七名が法案に反対し、または慎重な意見を述べておられるのですが、これを通じて、本法案の異常性がマスコミを介して次第に国民の間に認識され、廃案を求める世論の高まりを恐れたからにはかならないと考えます。(拍手)

それは、例えば、組織犯罪処罰と犯罪収益規制法については、特定の犯罪について団体の組織活動として行った者の刑罰が加重される理由が明確な上に、その団体は犯罪集団に限定されず、労働組合や広く各種の民主団体、あるいは政党もその例外ではないこと。

マネーロンダリングについては、犯罪収益とそれを得る前提となる犯罪は組織犯罪に限られない上、ともに極めて広範囲で、これに対する裁判所の没収保全命令は、前提となる犯罪の有罪確定前にも認められていること。

犯罪収益利用による法人等の事業経営支配行為を犯罪とするのは、一つ間違えば、株主権の行使や適法な経済活動も取り締まりの対象となること。

金融機関に対する疑わしい取引の届け出義務は、市民の金融に対する不信を増幅させ、経済活動を萎縮させることから、さきにこれを制度化し

たアメリカでは、銀行、産業界のみならず、国民の強い反対で、最近これを取りやめていることなど。

また、通信傍受法は、まさに警察に広い盗聴を許すもので、過去の警察の違法盗聴の実態に照らして、乱用の危険が極めて大きいことであります。

私は、公明党が、こうした国民の権利侵害に思いをいたし、修正案作成に努力されたことには敬意を惜しみませんが、残念ながら、実際にいつくられ提出されたさきの修正案は、通信傍受法についてのみであり、しかも、通信傍受の対象犯罪を薬物、銃器、集団密航、組織的殺人に限定しても、予備的傍受や別件傍受、犯罪準備での傍受などを認め、常時立ち会いも、立会人が通信内容を聞けない上、切断権限もない以上、捜査当局の乱用防止の歯どめとはなり得ず、国民の不安や懸念を試みることができるのではないのであります。

そうである以上、今深まりつつある審議をさらに進め、公聴会などで広く国民の意見を聞いた上で、真に国民の不安を解消し得る修正案を党利党略を離れて追求し、それができなければ、改めてつくり直す決断こそが今国会に求められているのではないのでしょうか。(拍手)

私たち国会議員は時に選良と呼ばれます。しかし、個々の議員が良識を失ったとき、もはや選良の名に値するものではありません。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士である杉浦正健君が、国家権力による国民の人権侵犯のおそれを限りなく包摂するこの三法案につき、国民の不安を除去する方策を立てるためにもさらに慎重な審議と対応を求める国民世論に背き、中立性、公平性を放てき、法的手続をも無視して、かかる一方に偏した委員会運営を行うなどは到底許しがたく、同君は法務委員長としての資格を有しないものと断ぜざるを得ません。

私は、議員であるとともに、同じ使命を有する

派の当然の主張を否定した態度等々は、公正かつ円満な委員会運営を誠心誠意図ることを約した就任時のあいさつを、みずから公然と踏みじったものであります。

以上のとおり、杉浦委員長の解任は議会制民主主義を守るために当然のことであり、重ねて、全面的な賛成を表明します。

三法案、とりわけ盗聴法案は、国民の基本的人権を侵害する違憲立法であり、法案審議に当たっては、公聴会等国民の意見を聞くことはもとより、徹底した慎重審議を尽くすことが求められて

いたところでありました。このような法案を、五月二十八日、自民、公明・改革、自由三党が問答無用で採決を強行したことは、断じて認められませんが、日本共産党は、三法案を法務委員会に差し戻すことを求めて、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤一朗君) 採決展人君。

○採決展人君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、杉浦法務委員長の解任決議案に賛成の立場で討論を行います。(拍手)

先週末、いわゆる盗聴法の採決が異常な形で行われたこと、またその質疑が入り口に立っただけであるにもかかわらず、自公の枠組みの成立とともに、暴れ馬に身を任せるような委員会運営がなされた、このことに強い不信と怒りを表明します。

さらには、組織犯罪対策法や刑事訴訟法の一部改正案はほとんど審議を経ないことを、みずから弁護士であり法律家であった杉浦委員長が最もよく知っているはずで、にもかかわらず、採決を強行した罪は、国会の機能放棄であり、自殺行為であると告発しなければなりません。

強権的で問答無用の杉浦委員長の委員会運営に抗議して、社民、民主、共産の野党三党があくまで同意しない日程を、何が何でも押し通すという姿勢は、国会の異常事態を国民に知らしめて、とてつもない議会の墮落が始まっていることを知らしめています。

委員長は、この盗聴法の審議に当たり、前提となる条件を整備する努力を、ことごとく怠りました。捜査機関が、政府の言うところの通信傍受という権限を行使しようとするとき、過去のうみはしっかりと吐き出してしまし、しっかりと吐き出さなかったのが立法府の責務であります。

私は、現参議院議員である日本共産党緒方宅盗聴事件の事実の解明を求めて、質問を重ねてまいりました。しかしながら、日本の警察当局は、緒

方事件は反省する、反省するけれども、組織的にも個人的にもやっていない、こういうた答弁を今のままで繰り返してまいります。

窃盗の容疑で逮捕された者が、やってないけれども反省する、過去も現在も違法なことはやっていない、けれども、いやくも警察の取り調べを受けたことは遺憾であると主張し続けたら、それで放免されるわけがないではありませんか。

さらに重大な事実が、法務委員会の盗聴法の質疑で浮かび上がってきました。

かつて、警察から盗聴器の開発と製造を依頼され、納入したという経験と技術を証言するエンジニアの丸竹洋三さんという方が、私たち野党の前で証言をいたしました。元職場の同僚もこの証言の信憑性を言い添えるなど、日本の警察に違法盗聴の過去があるならば、その体質を根絶しなければならぬというところは、だれもが認める前提条件になりました。

しかしながら、この丸竹さんを参考人として招致しようとする野党の要求も頭ごなしに拒否し、各党が推薦する参考人の枠に入れることも、学識経験者、専門的知識を持つ人ではないからなどの理由で拒否、真実を追求し国民の不安を解消する姿勢を一切見せませんでした。

かつて、国会で、自由民主党が野党であった平成五年、一九九三年十月十六日、予算委員会、盗聴問題を、現在の野中官房長官が質問されており、野中官房長官は、当時の神崎郵政大臣に、日本共産党委員長宅盗聴事件と創価学会の関与について、議事録を持ってきまして、

○野中委員 盗聴事件に關与したとマスコミに報道されておる方が電話、電波を所管される大臣である。この報道につきまして、恐らくみずから否定をされますならば、神崎大臣は抗議をするなり名譽回復の手だてをされましたか、これをお伺いいたします。

○神崎國務大臣 この件についてはいろいろな対応があったと思いますが、告訴をする

あるいは無視をする、いろいろあったと思いますけれども、私は明確に当時から事実を否定し、無視をする、こういう対応をとっておりません。

○野中委員 非常に私は疑惑の残る事件だと思えます。この事件は、もちろん法律的には既に時効であります。しかし、報道のとおり、現職の所管大臣として、たとえ時効でもそのような盗聴事件に關与があったとすれば、大臣の適格性において非常に問題であります。

として、野中委員は、疑惑が残る、事の真偽は関係者の証人喚問で解明するべきだと。

沖繩特措法で、私たち若い議員に、大政翼賛会にならぬように、極めて大所高所に立った、いわば自民党の枢要な方として尊敬もさしあげて野中現官房長官が、かつて、疑惑解明の先頭に立つて、野党としてこういう質問をしていたという歴史はわずか六年前のことなんでありまして、疑惑解明の決意、そして論戦があったこと、これを振り返るとき、国会議員として、とりわけ野党として、政府・与党の数の力に質疑を通して厳しいチェックを求め、疑惑の解明に全力を尽くすことこそ、国民に対して野党の責務であるということと、野党も十分に理解しているはずだと思えます。

けれども、こうした歴史的事実を忘れ、現在の自公のいわば問答無用の態勢を見るとき、私は本心に恐ろしい気がしてなりません。(拍手)

五月二十六日に、二十七、二十八日の採決、この採決の抜き打ち提案、これは、四十八時間、二日間がかりのタイマーを採決にセットをして、強行採決をする、議論を封じる行為であります。

そもそも、国会の審議とは、疑問点を明らかにして、疑問点が明らかになればその解消を図るべく真摯に議論する場なのであります。

審議未了の一例を挙げます。例えば、通信傍受の手段を、捜査機関がいつ、どこで、だれと、だれの立ち会いのもとで行うのかという、基本的事実さえ解明をされておられません。

NTTの内部の情報によれば、映画「エネミー・オブ・アメリカ」の中のシーンのように、携帯電話と小型パソコンさえあれば、電話局の外でも車の中でも盗聴、傍受が技術的に可能であります。

法案をよく読んでみても、警察の中に、NTTと接続する通信傍受センターをつくることを、法案は、阻止する条項は一つもありません。逆に、捜査機関がその必要を求めたときに、通信事業者は必要な処分ができるという強制権があり、また、立会人は、これはNTTとは限りません。通信手段の傍受を実施する部分を管理する者、またはそれにかかわる者ですから、警察の傍受センターというものがもしできたならば、警察官が立会人になるという可能性さえあります。

違法盗聴、盗聴法の怖さは、ジャーナリストがまさにその危機にさらされることでもあります。そして、私たち政治家も、与党、野党にかかわらず、そのときの政局によって違法盗聴の危機に立たされる、このことが大変怖い。

そして、この法案がもし成立をしたならば、十年後には、盗聴、傍受のプロが千人単位で育成される。その中には、金銭トラブアルや人事に対する怨恨で警察をやめていく人間もいる。元警察官の起した凶悪事件の実例を挙げると、まさに我々の危惧は現実のものとなるのであります。

NTTの中で、通信の秘密を守ることを、プロとして、誇りをかけて守ってきたNTTの職員が、今度は盗聴の手引きをしなくてはならない。高度な倫理観が薄れることを私どもはおそれます。

この法案はさる法であり、むしろ、捜査当局によって自由に解釈できる問題だらけの欠陥法案です。これを審議するのが委員会であり、これらの審議に背を向けて、迷走した法務委員長の責任はまことに重く思います。(拍手)

公明代表の浜四津敏子さんが、参議院議員が、

平成十一年六月一日 衆議院会議録第三十四号

法務委員長杉浦正健君解任決議案

五

五

十一月、社民、民主、共産、公明各党の出席する中で、大変に傾聴に値する御意見を披露していただきます。

○議員(伊藤宗一郎君) 保坂展人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 保坂展人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 保坂展人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 保坂展人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 保坂展人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 保坂展人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 保坂展人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 保坂展人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 保坂展人君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

また、かつてのナチス・ドイツでは、第二次世界大戦中、秘密警察のゲシュタポが威嚇を振るいました。この秘密警察の形態というのは、一応、戦後、連合国によって禁止されたわけですが、実は国内情報組織として、連邦憲法保護局あるいは連邦刑事局あるいは軍事保護局というものがつくられて、西ドイツの国家公安システムはつくられま

また、次第に当初の目的から対象は拡大されてきて……

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

○議員(伊藤宗一郎君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

古賀 一成君 今田 保典君 佐々木秀典君 佐藤 敬夫君 島 聡君 城島 正光君 仙谷 由人君 田中 甲君 玉置 一弥君 辻 一彦君 中川 正春君 中沢 健次君 中山 義浩君 羽田 孜君 鉢呂 吉雄君 原口 一博君 肥田美代子君 福岡 宗也君 藤村 修君 細川 律夫君 前田 武志君 松沢 成文君 松本 龍君 山元 勉君 山本 孝史君 吉田 治君 渡辺 周君 大森 猛君 木島日出夫君 穀田 恵二君 佐々木陸海君 瀬古由起子君 寺前 巖君 中島 武敏君 春名 真章君 平賀 高成君 藤木 洋子君 古堅 実吉君

五島 正規君 近藤 昭一君 佐藤謙一郎君 坂上 富男君 島津 尚純君 末松 義規君 田中 慶秋君 高木 義明君 榊床 伸二君 土肥 隆一君 中桐 伸五君 中野 寛成君 永井 英慈君 葉山 峻君 鳩山由紀夫君 日野 市朗君 平野 博文君 藤田 幸久君 古川 元久君 堀込 征雄君 松崎 公昭君 松本 惟子君 山花 貞夫君 山本 譲司君 横路 孝弘君 吉田 公一君 石井 郁子君 金子 満広君 児玉 健次君 佐々木憲昭君 志位 和夫君 辻 第一君 中路 雅弘君 中林よし子君 東中 光雄君 不破 哲三君 藤田 スミ君 松本 善明君

鹿野道彦君外四名提出法務委員長杉浦正健君解任決議案を可とする議員の氏名

安住 淳君 伊藤 英成君 家西 悟君 池端 清一君 石井 一君 石橋 大吉君 岩田 順介君 上原 康助君 枝野 幸男君 大島 章宏君 奥田 建君 海江田万里君 金田 誠一君 川端 達夫君 神田 厚君 北橋 健治君 熊谷 弘君 玄葉光一郎君 小林 守君

赤松 広隆君 伊藤 忠治君 池田 元久君 石井 紘基君 石毛 鏡子君 岩國 哲人君 上田 清司君 生方 幸夫君 小沢 鋭仁君 岡田 克也君 鹿野 道彦君 鍵田 節哉君 川内 博史君 河村たかし君 菅 直人君 北村 哲男君 桑原 豊君 小平 忠正君 木幡 弘道君

古賀 一成君 今田 保典君 佐々木秀典君 佐藤 敬夫君 島 聡君 城島 正光君 仙谷 由人君 田中 甲君 玉置 一弥君 辻 一彦君 中川 正春君 中沢 健次君 中山 義浩君 羽田 孜君 鉢呂 吉雄君 原口 一博君 肥田美代子君 福岡 宗也君 藤村 修君 細川 律夫君 前田 武志君 松沢 成文君 松本 龍君 山元 勉君 山本 孝史君 吉田 治君 渡辺 周君 大森 猛君 木島日出夫君 穀田 恵二君 佐々木陸海君 瀬古由起子君 寺前 巖君 中島 武敏君 春名 真章君 平賀 高成君 藤木 洋子君 古堅 実吉君

五島 正規君 近藤 昭一君 佐藤謙一郎君 坂上 富男君 島津 尚純君 末松 義規君 田中 慶秋君 高木 義明君 榊床 伸二君 土肥 隆一君 中桐 伸五君 中野 寛成君 永井 英慈君 葉山 峻君 鳩山由紀夫君 日野 市朗君 平野 博文君 藤田 幸久君 古川 元久君 堀込 征雄君 松崎 公昭君 松本 惟子君 山花 貞夫君 山本 譲司君 横路 孝弘君 吉田 公一君 石井 郁子君 金子 満広君 児玉 健次君 佐々木憲昭君 志位 和夫君 辻 第一君 中路 雅弘君 中林よし子君 東中 光雄君 不破 哲三君 藤田 スミ君 松本 善明君

古賀 一成君 今田 保典君 佐々木秀典君 佐藤 敬夫君 島 聡君 城島 正光君 仙谷 由人君 田中 甲君 玉置 一弥君 辻 一彦君 中川 正春君 中沢 健次君 中山 義浩君 羽田 孜君 鉢呂 吉雄君 原口 一博君 肥田美代子君 福岡 宗也君 藤村 修君 細川 律夫君 前田 武志君 松沢 成文君 松本 龍君 山元 勉君 山本 孝史君 吉田 治君 渡辺 周君 大森 猛君 木島日出夫君 穀田 恵二君 佐々木陸海君 瀬古由起子君 寺前 巖君 中島 武敏君 春名 真章君 平賀 高成君 藤木 洋子君 古堅 実吉君

五島 正規君 近藤 昭一君 佐藤謙一郎君 坂上 富男君 島津 尚純君 末松 義規君 田中 慶秋君 高木 義明君 榊床 伸二君 土肥 隆一君 中桐 伸五君 中野 寛成君 永井 英慈君 葉山 峻君 鳩山由紀夫君 日野 市朗君 平野 博文君 藤田 幸久君 古川 元久君 堀込 征雄君 松崎 公昭君 松本 惟子君 山花 貞夫君 山本 譲司君 横路 孝弘君 吉田 公一君 石井 郁子君 金子 満広君 児玉 健次君 佐々木憲昭君 志位 和夫君 辻 第一君 中路 雅弘君 中林よし子君 東中 光雄君 不破 哲三君 藤田 スミ君 松本 善明君

古賀 一成君 今田 保典君 佐々木秀典君 佐藤 敬夫君 島 聡君 城島 正光君 仙谷 由人君 田中 甲君 玉置 一弥君 辻 一彦君 中川 正春君 中沢 健次君 中山 義浩君 羽田 孜君 鉢呂 吉雄君 原口 一博君 肥田美代子君 福岡 宗也君 藤村 修君 細川 律夫君 前田 武志君 松沢 成文君 松本 龍君 山元 勉君 山本 孝史君 吉田 治君 渡辺 周君 大森 猛君 木島日出夫君 穀田 恵二君 佐々木陸海君 瀬古由起子君 寺前 巖君 中島 武敏君 春名 真章君 平賀 高成君 藤木 洋子君 古堅 実吉君

五島 正規君 近藤 昭一君 佐藤謙一郎君 坂上 富男君 島津 尚純君 末松 義規君 田中 慶秋君 高木 義明君 榊床 伸二君 土肥 隆一君 中桐 伸五君 中野 寛成君 永井 英慈君 葉山 峻君 鳩山由紀夫君 日野 市朗君 平野 博文君 藤田 幸久君 古川 元久君 堀込 征雄君 松崎 公昭君 松本 惟子君 山花 貞夫君 山本 譲司君 横路 孝弘君 吉田 公一君 石井 郁子君 金子 満広君 児玉 健次君 佐々木憲昭君 志位 和夫君 辻 第一君 中路 雅弘君 中林よし子君 東中 光雄君 不破 哲三君 藤田 スミ君 松本 善明君

古賀 一成君 今田 保典君 佐々木秀典君 佐藤 敬夫君 島 聡君 城島 正光君 仙谷 由人君 田中 甲君 玉置 一弥君 辻 一彦君 中川 正春君 中沢 健次君 中山 義浩君 羽田 孜君 鉢呂 吉雄君 原口 一博君 肥田美代子君 福岡 宗也君 藤村 修君 細川 律夫君 前田 武志君 松沢 成文君 松本 龍君 山元 勉君 山本 孝史君 吉田 治君 渡辺 周君 大森 猛君 木島日出夫君 穀田 恵二君 佐々木陸海君 瀬古由起子君 寺前 巖君 中島 武敏君 春名 真章君 平賀 高成君 藤木 洋子君 古堅 実吉君

五島 正規君 近藤 昭一君 佐藤謙一郎君 坂上 富男君 島津 尚純君 末松 義規君 田中 慶秋君 高木 義明君 榊床 伸二君 土肥 隆一君 中桐 伸五君 中野 寛成君 永井 英慈君 葉山 峻君 鳩山由紀夫君 日野 市朗君 平野 博文君 藤田 幸久君 古川 元久君 堀込 征雄君 松崎 公昭君 松本 惟子君 山花 貞夫君 山本 譲司君 横路 孝弘君 吉田 公一君 石井 郁子君 金子 満広君 児玉 健次君 佐々木憲昭君 志位 和夫君 辻 第一君 中路 雅弘君 中林よし子君 東中 光雄君 不破 哲三君 藤田 スミ君 松本 善明君

否とする議員の氏名

矢島 恒夫君	山原健二郎君	加藤 卓二君	嘉数 知賢君	橋 康太郎君	柳橋 泰文君	宮島 大典君	宮本 一三君
吉井 英勝君	伊藤 茂君	梶山 静六君	粕谷 茂君	谷 洋一君	谷垣 慎一君	村井 仁君	村岡 兼造君
北沢 清功君	知久馬三子君	金子 一義君	龜井 久興君	谷川 和穂君	谷畑 孝君	村上誠一郎君	村田敬次郎君
辻元 清美君	土井たか子君	龜井 善之君	鴨下一郎君	玉沢徳一郎君	近岡理一郎君	村田 吉隆君	村山 達雄君
中川 智子君	中西 續介君	川崎 二郎君	河井 克行君	中馬 弘毅君	津島 雄二君	目片 信君	持永 和見君
島山健治郎君	濱田 健一君	河村 建夫君	木村 隆秀君	戸井田 徹君	東家 嘉幸君	望月 義夫君	茂木 敏充君
深田 肇君	保坂 展人君	木村 勉君	岸本 光造君	中川 昭一君	中尾 榮一君	森 英介君	森 喜朗君
前島 秀行君	村山 富市君	岸田 文雄君	久間 章生君	中谷 元君	中野 秀直君	森田 健作君	森田 一君
横光 克彦君	中田 宏君	北村 直人君	熊谷 市雄君	中村正三郎君	中野 正志君	森山 眞弓君	八代 英太君
安倍 晋三君	相沢 英之君	久野統一郎君	倉成 正和君	中山 利生君	中山 太郎君	矢上 雅義君	谷津 義男君
逢沢 一郎君	愛知 和男君	熊代 昭彦君	栗原 裕康君	中山 正暉君	仲村 正治君	保岡 興治君	柳沢 伯夫君
赤城 徳彦君	浅野 勝人君	栗原 博久君	小泉純一郎君	長勢 甚遠君	丹羽 雄哉君	柳本 卓治君	山口 俊一君
麻生 太郎君	甘利 明君	小坂 憲次君	小島 敏男君	西川 公也君	西田 司君	山口 泰明君	山崎 拓君
荒井 広幸君	井奥 貞雄君	小林 興起君	小林 多門君	額賀福志郎君	根本 匠君	山中 貞則君	山本 公一君
伊藤 公介君	伊藤 達也君	古賀 誠君	古賀 正浩君	能勢 和子君	野田 聖子君	山本 幸三君	山本 有二君
伊吹 文明君	飯島 忠義君	河野 太郎君	河本 三郎君	野中 広務君	野田 芳成君	与謝野 馨君	横内 正明君
池田 行彦君	石川 要三君	高村 正彦君	左藤 恵君	葉梨 信行君	萩野 浩基君	吉川 貴盛君	吉田六左門君
石崎 岳君	石破 茂君	佐田玄一郎君	佐藤 静雄君	萩山 教嚴君	蓮美 進君	米田 建三君	渡辺 具能君
石原 伸晃君	稲垣 実男君	佐藤 信二君	佐藤 剛男君	浜田 靖一君	林 幹雄君	渡辺 博道君	渡辺 喜美君
稲葉 大和君	今井 宏君	佐藤 勉君	齊藤斗志二君	林 義郎君	原 健三郎君	綿貫 民輔君	青山 二三君
今村 雅弘君	岩下 栄一君	坂井 隆憲君	坂本 剛二君	原田昇左右君	原田 義昭君	赤羽 一嘉君	赤松 正雄君
岩永 峯一君	植竹 繁雄君	阪上 善秀君	櫻内 義雄君	松田 仁君	平沢 勝栄君	井上 義久君	池坊 保子君
白井日出男君	江口 一雄君	桜井 新君	笹川 堯君	平沼 赳夫君	平林 鴻三君	石井 啓一君	石垣 一夫君
江渡 聡徳君	江藤 隆美君	塩谷 立君	実川 幸夫君	深谷 隆司君	福田 康夫君	石田 勝之君	石田幸四郎君
衛藤征士郎君	衛藤 晟一君	島村 宜伸君	下地 幹郎君	福永 信彦君	藤井 孝男君	市川 雄一君	上田 勇君
遠藤 武彦君	遠藤 利明君	塩谷 立君	白川 勝彦君	藤波 孝生君	藤本 孝雄君	漆原 良夫君	遠藤 乙彦君
小川 元君	小此木八郎君	菅 義偉君	杉浦 正健君	二田 孝治君	船田 元君	遠藤 和良君	小沢 辰男君
小里 貞利君	小澤 潔君	菅 義偉君	鈴木 俊一君	古屋 圭司君	堀内 光雄君	大口 善徳君	近江巳記夫君
小野 晋也君	小野寺五典君	杉山 憲夫君	鈴木 俊一君	堀之内久男君	保利 耕輔君	太田 昭宏君	河合 正智君
小淵 恵三君	尾身 幸次君	鈴木 宗男君	砂田 圭佑君	堀之内久男君	堀内 光雄君	長内 順一君	神崎 武法君
越智 通雄君	大石 秀政君	関谷 勝嗣君	園田 修光君	堀之内久男君	松岡 利勝君	河上 肇雄君	北側 一雄君
大島 理森君	大野 松茂君	田中 和徳君	田中 昭一君	堀之内久男君	松永 光君	木村 太郎君	久保 哲司君
大野 功統君	大原 一三君	田中 眞紀子君	田邊 國男君	堀之内久男君	松本 純君	草川 昭三君	倉田 栄喜君
大村 秀章君	太田 誠一君	田野瀬良太郎君	田村 憲久君	堀之内久男君	三塚 博君	佐藤 茂樹君	倉藤 鉄夫君
岡部 英男君	奥田 幹生君	高市 早苗君	高島 修君	堀之内久男君	水野 賢一君	坂口 力君	白保 台一君
奥谷 通君	奥野 誠亮君	高橋 一郎君	滝 実君	堀之内久男君	宮澤 喜一君	田端 正広君	谷口 隆義君
奥山 茂彦君	加藤 紘一君	竹本 直一君	武部 勤君	堀之内久男君	宮下 創平君	富沢 篤敏君	富田 茂之君

中野 清君	西 博義君
西川 知雄君	東 順治君
平田 米男君	福島 豊君
福留 泰蔵君	冬柴 鐵三君
前田 正君	榊屋 敬信君
丸谷 佳織君	宮地 正介君
山中 輝子君	若松 謙維君
安倍 基雄君	青木 宏之君
青山 丘君	井上 一成君
井上 喜一君	一川 保夫君
岩浅 嘉仁君	江崎 鐵磨君
岡島 正之君	加藤 六月君
佐々木洋平君	塩田 晋君
菅原喜重郎君	鈴木 淑夫君
武山百合子君	達増 拓也君
中井 治君	中西 啓介君
中村 鋭一君	二階 俊博君
西川太 郎君	西田 猛君
西野 陽君	西村 章三君
藤井 眞信君	野田 毅君
藤井 裕久君	二見 伸明君
三沢 淳君	吉田 幸弘君
米津 等史君	鰐淵 俊之君
園田 博之君	栗屋 敏信君
鯨岡 兵輔君	中村喜四郎君

日程第一 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第三、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第四、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第五、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、右五件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中馬弘毅君。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中馬弘毅君登壇〕

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました五件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、拷問等禁止条約について申し上げます。第二次世界大戦後の国際社会において、拷問は人権の重大な侵害行為であるとの認識のもと、世界人権宣言及び市民的及び政治的権利に関する国際規約等において拷問の禁止が規定されました。しかしながら、一九七〇年代に、一部の国の軍事独裁政権による拷問と見られる行為に対する国際的な非難が高まったことを背景に、国連において、拷問を実効的に禁止する新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになったことを受け、昭和五十九年の第三十九回国連総会において、本条約が全会一致で採択されました。

本条約は、公務員等による拷問を防止するため、各締約国がこれを刑法上の犯罪とするとともに裁判権を設定すること、同犯罪を締約国間の現行の犯罪人引き渡し条約における引き渡し犯罪とすること、締約国は、拷問の禁止に関する委員会に対し、自国がこの条約に基づく約束を履行するためにとった措置に関する報告を定期的に提出すること等について定めております。

次に、韓国との租税条約及びマレーシアとの租

税協定について申し上げます。

現行の租税条約及び協定が締結以来相当年を経ていることから、現行のものにかわる新たな租税条約及び協定を締結するため交渉を行いました結果、合意に至ったので、韓国とは平成十年十月八日東京において、マレーシアとは平成十一年二月十九日クアラルンプールにおいて、それぞれ署名が行われました。

両件は、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避または排除することを目的としたもので、近年我が国が締結した租税条約とはほぼ同様のものであり、条約及び協定の対象となる租税、企業の事業所得及び国際運輸業所得に対する課税、配当、利子及び使用料についての源泉地国の税率の制限、並びに自由職業者、芸能人等の人的役務所得に対する課税原則等について定めております。

最後に、カナダとの租税条約改正議定書及びスウェーデンとの租税条約改正議定書について申し上げます。

現行の租税条約に関し、両国より一部規定を改正する提案が行われたことを受け、交渉を行いました結果、合意に達しましたので、カナダとは平成十一年二月十九日オタワにおいて、スウェーデンとは平成十一年二月十九日ストックホルムにおいて、それぞれ署名が行われました。

カナダとの改正議定書の主な内容は、国際運輸業に従事するカナダの企業が、相互主義を条件として、日本国における住民税及び事業税を免除される規定を追加すること、親子関係にある法人の間で支払われる配当の源泉地国における限度税率を引き下げることであり、スウェーデンとの改正議定書の主な内容は、スウェーデンの対象税目について名称を変更すること、親子関係にある法人の間で支払われる配当の源泉地国における限度税率を引き下げることであります。

拷問等禁止条約は、去る三月五日本院に提出され、四月二十二日本会議において趣旨の説明及び

これに対する質疑が行われた後、同日外務委員会に付託されたものであり、マレーシアとの租税協定、カナダ、スウェーデンとの両租税条約改正議定書は、四月二十八日参議院から送付され、韓国との租税条約とともに五月二十六日外務委員会に付託されたものであります。

外務委員会におきましては、拷問等禁止条約については五月十九日、租税四案件については五月二十八日高村外務大臣から提案理由の説明を聴取し、五件につき同日質疑を行い、これを終了し、まず拷問等禁止条約について採決を行いました結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。次に、租税四案件について討論を行った後、採決を行いました結果、それぞれ賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

次に、日程第二ないし第五の四件を一括して採決いたします。

四件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、四件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第七 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

日程第八 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会、内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第六、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、日程第七、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案、日程第八、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。(退場する者あり)

委員長の報告を求めます。法務委員長杉浦正健君。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案及び同報告書

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び同報告書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(杉浦正健君登壇)

○杉浦正健君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案について申し上げます。

本案は、最近における組織的な犯罪の実情及び犯罪収益の運用等の状況並びにこれらに処罰及び規制に関する国際的な動向にかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届け出等について定めようとするものであります。

次に、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案について申し上げます。

本案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取り扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申し立てその他必要な事項を定めようとするものであります。

最後に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、前述の電気通信の傍受を行う強制の処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体または財産への加害行為等の防止を図るための措置を定めようとするものであります。

以上三法案は、いずれも第四百四十二回国会の平成十年三月十三日内閣から提出され、同年五月八日日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日日本委員会に付託されたものであります。

委員会におきましては、同国会の平成十年五月十三日三案を一括して議題として提案理由の説明を聴取し、同月十五日から質疑が行われたのであります。結論を得るに至らず、今国会まで継続審査に付されてまいりました。

今国会におきましては、去る四月二十八日及び五月二十五日に参考人から意見を聴取する等、慎重に審査を行いましたところ、去る五月二十六日、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案並びに犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に対し、上田勇君外九名の共同提案に係る修正案が提出されました。

翌二十七日両修正案について提案理由の説明を聴取した後、同日及び二十八日に三案及び両修正案について質疑を行い、これを終了し、採決いたしましたところ、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案並びに犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案につきまして、各修正案及び修正部分を除く原案はいずれも可決され、

修正議決すべきものと決し、刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案並びに犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案に対して附帯決議が附されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 三案につき討論の通告があります。順次これを許します。東中光雄君。

(東中光雄君登壇)

○東中光雄君 私は、日本共産党を代表して、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案、いわゆる盗聴法案外二法案に反対の討論を行います。(拍手)

まず最初に指摘したいのは、本法案が、国民の基本的な権利、通信の秘密にかかわる重大法案でありながら、公聴会も開かず、審議も尽くさず、委員会における一人四時間の質疑という与野党の合意をも踏みにじて採決を強行したことであり、これは、断じて許すことができない暴挙であります。委員会に差し戻し、審議をやり直すべきことを強く要求しているものであります。(拍手)

私がいわゆる盗聴法案に反対する第一の理由は、国民の通信の秘密を侵犯する、憲法二十一条違反の違憲立法だからであります。

本法案は、警察官等による通信の傍受を規定しております。法案第二条は、通信の傍受とは、現に行われている他人間の通信、電話その他の電気通信について、その内容を知するため、当該通信の当事者のいづれかの同意も得ないで、これを受けることだと定義をしております。警察官が国民の電話通信の内容をひそかにこっそりと盗み聞く、すなわち盗聴することだと定義をしておるのであります。また、提案理由では、通信の傍受は密行のかつ継続的に行われるものであることを明記しております。

平成十一年六月一日 衆議院會議録第三十四号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案外二案

一〇

通信の傍受が憲法二十一条二項の「通信の秘密は、これを侵してはならない」という基本的人権の保障規定を真つ正面から侵害するものであることは、この定義自体からも明白であります。犯罪捜査や公共の福祉のためということで合法化できるものではありません。「憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」と明記した憲法十一一条の原則からいっても、警察官等による通信の秘密を侵犯する法案は断じて許されないのであります。

第二の理由は、国民は盗聴された事実そのものを知らされず、警察官等は無制限に盗聴を拡大できる仕組みになっていることでもあります。本法案は犯罪捜査のための通信傍受だと言いますが、警察官等は、試し聞きの名によって、犯罪に関係のあるかどうかわからない電話等の電気通信を無制限に盗聴、傍受することができるとあります。しかも、盗聴の事実そのものを通話当事者に通知しないのであります。

法案では、盗聴が終了した後三十日以内に当事者に書面で通知することになっていますが、それは、傍受した通信の中に被疑事実が含まれ、傍受記録がつくられている場合に限定されているのであって、盗聴した大部分の善良な国民の犯罪に係る盗聴は裁判所に保管された原記録に残されるだけで、盗聴されたことすら一切当事者にも国民にも知らされないままになるのであります。

したがって、警察官等により盗聴され、重大な人権侵害を受けた国民が、盗聴された事実そのものを知らせることができない、当然、不服申し立ても損害賠償を求めることもできないのであります。アメリカの例では、裁判所の許可を得て行った盗聴捜査の八、九割までが刑事事件とは何の関係もない通信であったということが報告されているのであります。まさに重大なプライバシーの侵害が警察官等によってひそかに行われることになるのであります。

国民の知らないところで警察による盗聴が行わ

れ、警察だけが国民の会話や行動を知っているという、恐るべき警察による市民監視社会がつくり出されるのであります。断じて容認することはできません。(拍手)

第三に、自公三党の修正案についてであります。修正案は、盗聴の対象とする犯罪を麻薬、銃器、密入国、組織的殺人の四種の犯罪に絞り、盗聴犯罪を限定したと主張しております。しかしながら、修正案は、犯罪に無関係の通信会話の盗聴を防止することには全く無力なのであります。修正案は、政府案にある警察官等の通信傍受の際の試し聞きを認めており、いわゆる予備的盗聴、事前盗聴、別件盗聴を認めているからであります。これでは警察官等の盗聴範囲は何ら限定されず、逆に無制限に広がることとなるのであります。

また、修正案は、通信傍受の際に立会人を常時置くこととしておりますが、立会人は、傍受している捜査官の動作を見守るだけの権限しかありません。実際に傍受をしている内容は何なのか全くわからないのであり、立会人の電話傍受の切斷権が全く与えられていないのであります。立会人は、警察官等の、犯罪と関係のない会話の傍受、盗聴を何ら規制することができないのであります。立会人が盗聴の乱用に対する何らの歯どめにならないことは明白であります。

さらに、修正案は、傍受の令状請求権者を検事と監視以上の警察官に限定しましたが、これも何らの歯どめにもなりません。もともと検察・警察機構はいずれも一体の原則のもとに行動する組織であり、我が党の緒方国際部長宅盗聴事件が神奈川県警ぐるみの違法な組織的盗聴であったこと一つを見ても、請求権者を限定する修正は全く無意味だと言つて過言ではありません。

以上、三党の修正案は、盗聴法案の人権じゅうりん、プライバシー侵害、憲法違反の基本的性格を何ら変更するものではなく、到底賛成し得るものではありません。修正部分を含め、盗聴法案は

廃案にするしかないのであります。

第四は、盗聴捜査の実質上の担い手となる我が国警察の体質問題であります。

政府は、警察官等による通信傍受は厳格な要件を定めており乱用することはありませんと言いますが、一九八六年十一月に発覚した我が党の緒方靖夫元国際部長宅電話盗聴事件では、九七年六月の東京高等裁判所が、盗聴行為には神奈川県警の三名の警察官が職務として関与していたことを認定し、警察の組織的な違法・盗聴行為であることを裁判所が断定し、この判決は既に確定しているのであります。

しかしながら、警察は、今なお、その事実を認めない、緒方氏に対して何らの謝罪も行わない。このような警察に盗聴権限を与えることは、国民の自由と権利を脅かすものであり、断じて容認できません。(拍手)

次に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案について。これは、犯罪の構成要件が極めてあいまいであり、現行刑法の基本的な考え方と重大な変更を加える法案であり、本来慎重に審議を尽くすべきものであります。違憲の盗聴法案と一緒に提出され、ほとんど審議が行われないまま採決を強行されたのであります。容認することはできません。

最後に、組織犯罪対策について一言いたします。

麻薬・銃器犯罪、暴力団などの組織的犯罪を厳しく取り締まるのは当然であります。しかし、刑罰の強化が社会の安定をもたらすものではありません。政治・経済・文化のあり方こそが犯罪の少ない社会をつくるかぎであります。

○議長(伊藤宗一郎君) 東中光雄君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○東中光雄君(統) 相次ぐ政治腐敗、官僚組織の腐敗、企業腐敗などのまさしく組織的犯罪行為が

や、それらと暴力団の癒着こそ問題であります。何よりも警察と暴力団の癒着をきっぱり断ち切ることが求められているのであります。

以上、国民の基本的人権を侵害する違憲の盗聴法案に反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 八代英太君。

(八代英太君登壇)

○八代英太君 私は、自由民主党、公明党・改革クラブ及び自由党を代表いたしまして、ただいま議題となつております組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案に関する三会派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案、並びに刑事訴訟法の一部を改正する法律案に賛成の立場から討論を行うものであります。(拍手)

我が国におきましては、組織的な犯罪が少なからず発生しており、平穏な市民生活を脅かすとともに、健全な社会の維持発展に悪影響を及ぼす状況にございます。他方、この種の犯罪をめぐり国際的な動向に目を向けますと、最近における国際連合や主要国首脳会議等におきまして、最も重要な課題の一つとして組織的な犯罪の問題が継続的に取り上げられ、国際的に協調した対応が求められており、主要国におきましては既に所要の法整備が進んでおるのであります。

これらの組織的犯罪対策のための三法案は、このような国内外の強い要請を踏まえまして、組織的な犯罪に適切に対処するための必要不可欠な法整備を図るものでありまして、まことに時宜を得たものと考え次第でございます。(拍手)

以下、各法律案に賛成する主な理由を申し述べさせていただきますと、

第一に、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案におきましては、組織的に行われた一定の犯罪について、それが類型的に違法性が高いと評価できることから、刑を加重する規

定を設けておるのであります。これにより、組織的な犯罪に対する抑止力が期待できるとともに、このような犯罪行為に対しては厳罰をもって臨むことができることとなるのであります。

第二に、この法律案に、一定の重大犯罪を犯罪収益の前提犯罪として定めまして、犯罪収益等の仮装、隠匿等のマネーロンダリング行為の処罰規定を設け、没収、追徴及びそのための保全に関する制度を拡充いたしまして、さらには、疑わしい取引の届け出制度を充実させるなどの措置を定めております。これによりまして、組織的な犯罪に対して経済的な側面から適切に対処することが可能となるのであります。

第三に、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案におきまして、犯罪捜査のための電気通信の傍受制度を設けておるのであります。これは、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害している現状を思うときに、組織的、密行的に行われる犯罪における犯人の検挙及び真相の解明が非常に困難となつてゐる状況を踏まえまして、これに適切に対処すべく、犯罪捜査のための強制処分として電話等の電気通信を傍受することを認めるものであります。この種の犯罪の捜査のために大いに効果的であると考へております。

この法律案におきましては、通信の傍受が憲法の保障する通信の秘密を不当に侵害することとならないように、原案に大幅な、まさに大幅な修正を加へまして、対象犯罪を藥物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航に関する罪及び組織的な殺人の罪の四類型に限定した上で、厳格な要件及び慎重な手続を定めまして、第三者の常時立ち会い、不服申し立て等、その適正な実施を担保するための措置を定め、違法に通信の秘密を侵害する行為に対する罰則を強化しており、一般市民の通信の秘密が不当に侵害されることは到底あり得ないものと考へておるのであります。

第四に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案に

おきましては、組織的な犯罪に関する刑事手続に協力する証人の保護に関する措置を定めておりまして、極めて有意義であると考へております。

この三法案による法整備は、我が国における組織的な犯罪に適切に対処することによりまして、我が国の平穩な市民生活を確保し、健全な社会の維持発展に資するとともに、この問題に関する国際的な協力体制の中で、我が国が必要な役割を果たすことを可能にするものであります。何とぞ、この三法案の一日も早い成立を願うものであります。

なお、申し添えておきますが、盗聴ではありません。盗聴はあくまでも違法です。犯罪です。これは通信傍受でありますので、どうぞ誤解のないようにお願い申し上げます。(拍手)

議員各位の御賛同を心からお願ひ申し上げます。賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 三案を一括して採決いたします。

日程第六及び日程第七の両案の委員長の報告はいずれも修正、日程第八の委員長の報告は可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よつて、三案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十九分散会

出席國務大臣

法務大臣 陣内 孝雄君
外務大臣 高村 正彦君

○議長の報告

(承認を求めるの件送付及び通知)
一、去る五月二十八日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件
(法律公布案上及び通知)
一、去る五月二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律
船舶法の一部を改正する法律
道路運送車両法の一部を改正する法律
(報告書及び文書受領)

一、去る五月二十八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

環境基本法第十二條第一項の規定に基づく平成十年度環境の状況に関する年次報告
環境基本法第十二條第二項の規定に基づく平成十一年度において講じようとする環境の保全に関する施策についての文書
一、去る五月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

首都圏整備法第三十條の二の規定に基づく平成十年度首都圏整備に関する年次報告
(政府委員承認)
一、昨五月三十一日、伊藤議長は、小淵内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省経済局長 大島正太郎

(政府委員任命)
一、昨五月三十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、三十一日議長において承認した大島正太郎を、同日第四百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)
一、昨五月三十一日、小淵内閣総理大臣から伊藤議長あて、第四百四十五回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
外務省経済局長 横田 淳 (解職) 平二・三
務代理

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任 補欠
加藤 紘一君 中谷 元君
河村 建夫君 古屋 圭司君
小杉 隆君 田野瀬良太郎君
菅 義偉君 松本 純君
渡辺 喜美君 山口 泰明君
榎本 恒夫君 武山百合子君
田野瀬良太郎君 原田 義昭君
中谷 元君 宮本 一三君
武山百合子君 鰐淵 俊之君
原田 義昭君 田中 和徳君
鰐淵 俊之君 一川 保夫君
田中 和徳君 安倍 晋三君
一川 保夫君 安倍 晋三君
山口 泰明君 鈴木 淑夫君
安倍 晋三君 渡辺 喜美君
古屋 圭司君 小杉 隆君
河村 建夫君

松本 純君
宮本 一三君
鈴木 淑夫君
菅 義偉君
加藤 紘一君
権藤 恒夫君

外務委員

補欠

額賀福志郎君
深谷 隆司君
細田 博之君
松本 善明君
岸本 光造君
桜田 義孝君
中野 正志君
中林よし子君
桜田 義孝君
岸本 光造君
中野 正志君
中林よし子君
細田 博之君
松本 善明君

運輸委員

補欠

小里 貞利君
宮島 大典君
吉田六左門君
赤松 広隆君
大石 秀政君
宮島 光寛君
山本 公一君
近藤 昭一君
赤松 広隆君
宮島 大典君
吉田六左門君
赤松 広隆君
宮島 大典君
山本 公一君
近藤 昭一君

安全保障委員

補欠

河井 克行君
大村 秀章君
河井 克行君
大村 秀章君
河井 克行君
大村 秀章君
河井 克行君
大村 秀章君

議院運営委員

補欠

小野寺五典君
新藤 義孝君
西川太一郎君
島山健治郎君
木村 隆秀君
水野 賢一君
佐々木洋平君
前島 秀行君
小野寺五典君
新藤 義孝君
西川太一郎君
島山健治郎君
木村 隆秀君
水野 賢一君
佐々木洋平君
前島 秀行君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

補欠

行政改革に関する特別委員

補欠

矢上 雅義君
今田 保典君
辻 一彦君
山本 孝史君
渡辺 周君
三沢 淳君
奥田 建君
桑原 豊君
島津 尚純君
宮本 一三君
生方 幸夫君
中桐 伸五君
山口 一博君
山元 勉君
武山百合子君
小野寺五典君
大野 松茂君
熊谷 市雄君
宮島 大典君
伊藤 忠治君
中桐 伸五君
並木 正芳君
小池百合子君
西川太一郎君
春名 真章君
平賀 高成君
桜井 郁三君
竹本 直一君
西野 陽君
大石 秀政君
宮本 一三君
今田 保典君
辻 一彦君
山本 孝史君
渡辺 周君
山口 一博君
山元 勉君
武山百合子君
中桐 伸五君
奥田 建君
桑原 豊君
島津 尚純君
生方 幸夫君
矢上 雅義君
今田 保典君
中桐 伸五君
山口 一博君
山元 勉君
武山百合子君
大野 松茂君
熊谷 市雄君
宮島 大典君
伊藤 忠治君
中桐 伸五君
並木 正芳君
小池百合子君
西川太一郎君
春名 真章君
平賀 高成君
桜井 郁三君
竹本 直一君
西野 陽君
大石 秀政君
宮本 一三君

一、昨五月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

補欠

小島 敏男君
園田 修光君
萩野 浩基君
大島 章宏君
山元 勉君
木村 太郎君
佐々木洋平君
吉田 幸弘君
大森 猛君
辻 第一君
大野 松茂君
熊谷 市雄君
小野寺五典君
中桐 伸五君
伊藤 忠治君
並木 正芳君
小池百合子君
西川太一郎君
平賀 高成君
春名 真章君
佐田 玄一郎君
飯島 忠義君
横内 正明君
林 幹雄君
谷 洋一君
戸井田 徹君
細田 博之君
松本 和那君
伊藤 忠治君
並木 正芳君
小池百合子君
松田 仁君
飯島 忠義君
横内 正明君
林 幹雄君
谷 洋一君
戸井田 徹君
細田 博之君
松本 和那君
伊藤 忠治君
並木 正芳君
小池百合子君
佐田 玄一郎君
飯島 忠義君
横内 正明君
林 幹雄君
谷 洋一君
戸井田 徹君
細田 博之君
松本 和那君
伊藤 忠治君
並木 正芳君
小池百合子君

(議案提出)

一、去る五月二十八日、議員から提出した議案は次のとおりである。
法務委員長杉浦正健君解任決議案(鹿野道彦君外四名提出)
一、去る五月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)
平成十年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)
(委員会審査省路要求書受領)
一、去る五月二十八日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

法務委員長杉浦正健君解任決議案
鹿野道彦君外四名
(議案付託)
一、去る五月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

軽水炉プロジェクトの実施のための資金供与に関する日本国政府と朝鮮半島エネルギー開発機構との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)
外務委員会 付託
(議案通知)
一、去る五月二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案
船舶法の一部を改正する法律案
道路運送車両法の一部を改正する法律案
一、去る五月二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。
地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件

一、去る五月二十八日、内閣から、衆議院議員石垣一夫君提出、国旗・日の丸、国歌・君が代、法制化等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十一年六月十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

右の議案を提出する。

平成十一年五月二十八日

次に

本院は、法務委員長杉浦正健君を解任する。

員長杉浦

法務委員長杉浦正健君は、就任の際、「法秩序維持と国民の権利の保全を使命とする当委員会の職責はまことに重大でございます」とし、「公正かつ円満な委員会の運営を誠心誠意図りましてその職責を果たしてまいりたい」と公約していた。

しかるに同君は、昨年の第一四二回国会に提出され、法務委員会に付託されていた、いわゆる「組織的犯罪対策三法案」の審議に際して、法案の重要性と国民の理解を得るため慎重審議を行う必要性から、第一四三回国会、第一四四回国会を経て、今国会へと継続されてきた同法案について、去る四月二八日の法務委員会において参考人質疑の日程を委員長に一任する旨の採決を強行し、委

また同君は、五月一四日の同委員事懇談会が紛糾し、民主党、社会民主党・市民連合、日本共産党など野党理事、オブザーバーが反対するなかで、翌週一八日の委員会開会を独断で決定し、野党各党が委員会の正常化を求めて抗議するもこれを無視して一八日の委員会開会を強行した。

さらに同君は、五月二七日の同委員事会において、与党理事の同委員会定例日外である同日と翌二八日の委員会開会要求に対し、民主党、社会民主党・市民連合、日本共産党などの野党理事・オブザーバーの反対を無視した上、独断で委員会開会を強行、そして、ついに本日は同委員会の不成立を主張して右三野党委員が欠席するなかで、同対策三法案の強行採決という暴挙に出たのである。

法務委員長たる同君が自ら就任に際して宣言したように、法秩序と国民の権利保全を使命とする法務委員会の職責はまことに重大である。「組織的犯罪対策三法案」の内、特に「犯罪捜査のための

通信傍受に関する法律案」は、憲法第二一条の「通信の秘密」を侵害する、まさに国民の権利保全にかかわる重大な欠陥を持つ法案である。それ故に我々が委員会における十分な審議時間を求めた結

果、委員一人当たり四時間の質疑時間の確保について与野党の合意がなされていた。にもかかわらず、いまだ各委員一人当たり一時間程度の質疑にとどまっている。また、この法案成立の場合、

様々な影響を受けることが予測される国民各層の率直な意見を聴取する必要から、中央、地方八公聴会の開催を求めているところである。

また、この法案成立の場合、通信傍受の実務を

行つ警察が、これまで法律の根拠もなく、違法な盗聴を行つていた非違事実立証のための証人、参考人とそれに関する各種の資料取寄せを求めていた。

しかるに同君は、これらの請求を一方的に退け、前記質疑時間の合意も反故にした上かかる暴

あり、断じて許し難い行為である。

よつて、ここに同君の法務委員長解任を強く求める。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。
平成十一年三月五日
内閣総理大臣 小渕 恵三

拷問及び他の殘虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

拷問及び他の殘虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

利は、公

この条約は、公務員等による拷問を防止するため、各締約国がこれを刑法上の犯罪とするとともに裁判権を設定すること、そのような犯罪を引渡す犯罪とすること等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、国際的な枠組みにおいて人権の保障を促進するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結することとしたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱ひ又は刑罰に関する条約

この条約の締約国は、
国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の平等のかつ奪い

得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守を助長すべき義務を国際連合憲章、特にその第五十五条の規定に基づいて諸国が負っていることを考

何人も拷問又は殘虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱ひ若しくは刑罰を受けないことを定めている世界人権宣言第五条及び市民的及び

また、千九百七十五年十二月九日に國際連合總會で採択された拷問及び他の殘虐な、非人道的な政治的權利に関する國際規約第七條の規定に留意し、

又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けること
からのすべての人の保護に関する宣言に留意し、
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷
つける取扱い又は刑罰を無くすための世界各地に

第一条

1 この条約の適用上、「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わずに、重い苦痛を故意に与える行為であつて、本人若しくは第三者から情報若しくは自白を得ること、本人若しくは第三者が行つたか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、

本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によって、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又

はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものをいう。」拷問には、合法的な制裁の限りで苦痛が生ずること又は合法的

平成十一年六月一日 衆議院會議録第三十四号

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱ひ又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

的な制裁に固有の若しくは付随する苦痛を与えることを含まない。

2 1の規定は、適用範囲が一層広い規定を含んでおり又は含むことのある国際文書又は国内法令に影響を及ぼすものではない。

第一条

1 締約国は、自国の管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとる。

2 戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定又は他の公の緊急事態であるかどうかにかかわらず、いかなる例外的な事態も拷問を正当化する根拠として援用することはできない。

3 上司又は公の機関による命令は、拷問を正当化する根拠として援用することはできない。

第三条

1 締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信するに足る実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない。

2 権限のある当局は、1の根拠の有無を決定するに当たり、すべての関連する事情(該当する場合)には、関係する国における一貫した形態の重大な、明らかに又は大規模な人権侵害の存在を含む。)を考慮する。

第四条

1 締約国は、拷問に当たるすべての行為を自国の刑法上の犯罪とすることを確保する。拷問の未遂についても同様とし、拷問の共謀又は拷問への加担に当たる行為についても同様とする。

2 締約国は、1の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

第五条

1 締約国は、次の場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の管轄の下にある領域内又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合
(b) 容疑者が自国の国民である場合
(c) 自国が適当と認めるときは、被害者が自国の国民である場合

2 締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第八条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第六条

1 第四条の犯罪の容疑者が領域内に所在する締約国は、自国が入手することができる情報を検討した後、状況によって正当であると認める場合には、当該容疑者の所在を確定するため、抑留その他の法的措置をとる。この措置は、当該締約国の法令に定めるところによるものとするが、刑事訴訟手続又は犯罪人引渡手続を開始するために必要とする期間に限り継続することができる。

2 1の措置をとった締約国は、事実について直ちに予備調査を行う。

3 1の規定に基づいて抑留された者は、その国籍国の最寄りの適当な代表と又は、当該者が無国籍者である場合には、当該者が通常居住している国の代表と直ちに連絡を取ることについて援助を与えられる。

4 いずれの国も、この条の規定に基づいていずれかの者を抑留する場合には、前条1(a)、(b)又は(c)の場合に該当する国に対し、当該者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通報する。2の予備調査を行う国は、その結果をこれらの国に対して速やかに報告するものとし、また、自国が裁判権を行使するものとし、また、自国が裁判権を行使する

る意図を有するか否かを明らかにする。

第七条

1 第四条の犯罪の容疑者がその管轄の下にある領域内で発見された締約国は、第五条の規定に該当する場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

2 1の当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。第五条2の規定に該当する場合における訴追及び有罪の言渡しに必要な証拠の基準は、同条1の規定に該当する場合において適用される基準よりも緩やかなものであってはならない。

3 いずれの者も、自己につき第四条の犯罪のいずれかに関して訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱ひを保障される。

第八条

1 第四条の犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条の犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を第四条の犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定める他の条件に従う。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従ひ、相互間で、第四条の犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第四条の犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに關しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第五条1の規定に従って裁判権を設定しなければならぬ国の領域内においても行われた

ものとみなされる。

第九条

1 締約国は、第四条の犯罪のいずれかについてとられる刑事訴訟手続に關し、相互に最大限の援助(当該訴訟手続に必要なであり、かつ、自国が提供することができるすべての証拠の提供を含む。)を与える。

2 締約国は、相互間に司法上の相互援助に関する条約が存在する場合には、当該条約に合致するように1に規定する義務を履行する。

第十条

1 締約国は、拷問の禁止についての教育及び情報、逮捕され、抑留され又は拘禁される者の身体拘束、尋問又は取扱ひに關する法執行の職員(文民であるか軍人であるかを問わない)、医療職員、公務員その他の者に対する訓練に十分取り入れられることを確保する。

2 締約国は、1に規定する職員、公務員その他の者の義務及び職務に關する規則又は指示に拷問の禁止を含める。

第十一条

締約国は、拷問が発生することを無くするため、尋問に係る規則、指示、方法及び慣行並びに自国の管轄の下にある領域内で逮捕され、抑留され又は拘禁される者の身体拘束及び取扱ひに係る措置についての体系的な検討を維持する。

第十二条

締約国は、自国の管轄の下にある領域内で拷問に当たる行為が行われたと信するに足る合理的な理由がある場合には、自国の権限のある当局が迅速かつ公平な調査を行うことを確保する。

第十三条

締約国は、自国の管轄の下にある領域内で拷問を受けたと主張する者が自国の権限のある当局に申立てを行い迅速かつ公平な検討を求める権利を有することを確保する。申立てを行った者及び証人をその申立て又は証拠の提供の結果生ずるあらゆる

ゆる不当な取扱い又は脅迫から保護することを確保するための措置がとられるものとする。

第十四条

1 締約国は、拷問に当たる行為の被害者が救済を受けること及び公正かつ適正な賠償を受ける強制執行可能な権利を有すること(できる限り十分なリハビリテーションに必要な手段が与えられることを含む)を自国の法制において確保する。被害者が拷問に当たる行為の結果死亡した場合には、その被扶養者が賠償を受ける権利を有する。

2 1の規定は、賠償に係る権利であつて被害者その他の者が国内法令に基づいて有することのあるものに影響を及ぼすものではない。

第十五条

締約国は、拷問によるものと認められるいかなる供述も、当該供述が行われた旨の事実についての、かつ、拷問の罪の被告人に不利な証拠とする場合を除くほか、訴訟手続における証拠としてはならないことを確保する。

第十六条

1 締約国は、自国の管轄の下にある領域内において、第一条に定める拷問には至らない他の行為であつて、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に当たり、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものを防止することを約束する。特に、第十条から第十三条までに規定する義務については、これらの規定中「拷問」を「他の形態の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」と読み替えた上で適用する。

2 この条約は、残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を禁止し又は犯罪人引渡し若しくは追放に関連する他の国際文書又は国内法令に影響を及ぼすものではない。

第二部

第十七条

1 拷問の禁止に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。委員会は、徳望が高く、かつ、人権の分野において能力を認められた十人の専門家により構成され、これらの専門家は、個人の資格で職務を遂行する。これらの専門家については、締約国が、委員会の委員の配分が地理的に衡平に行われること及び法律関係の経験を有する者の参加が有益であること考慮して選出する。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができ、締約国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づいて設置された人権委員会の委員でもあり、かつ、拷問の禁止に関する委員会の任務を遂行する意思を有する者を指名することが有益であることに留意する。

3 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により招集される二年ごとの締約国の会合において行ふ。この会合は締約国の三分の二をもって定足数とし、会合に出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員会に選出された委員とする。

4 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行ふ。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を三箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、このようにして指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

5 委員会の委員は、四年の任期で選出され、再指名された場合には、再選される資格を有する。

る。最初の選挙において選出された委員のうち五人の委員(これらの委員は、最初の選挙の後直ちに、3に規定する会合において議長がくじで定めるものとする。)の任期は、二年で終了する。

6 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由により委員会の任務を遂行することができなくなった場合には、当該委員を指名した締約国は、締約国の過半数の承認が得られることを条件として、自国民の中から当該委員の残任期間中その職務を遂行する他の専門家を任命する。その任命については、国際連合事務総長がこれを通報した後六週間以内に締約国の二分の一以上が反対しない限り、必要な承認が得られたものとする。

7 締約国は、委員会の任務を遂行中の委員に係る経費について責任を負う。

第十八条

1 委員会は、役員を二年の任期で選出する。役員は、再選されることができ、

2 委員会は、手続規則を定める。この手続規則には、特に次のことを定める。

(a) 六人の委員をもって定足数とすること。

(b) 委員会の決定は、出席する委員が投する票の過半数によって行ふこと。

3 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に基づく任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

4 国際連合事務総長は、委員会の最初の会合を招集する。委員会は、最初の会合の後、手続規則に定める時期に会合する。

5 締約国は、締約国の会合及び委員会の会合の開催に関連して生じた経費(職員及び便益に係る費用等)3に規定するところにより国際連合に生じた経費の国際連合に対する償還を含む。)について責任を負う。

第十九条

1 締約国は、自国がこの条約に基づく約束を履

行するためにとった措置に関する報告を、この条約が自国について効力を生じた後一年以内に、国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。その後は、締約国は、新たにとった措置に関する補足報告を四年ごとに提出し、及び委員会が要請することのある他の報告を提出する。

2 国際連合事務総長は、1の報告をすべての締約国に送付する。

3 1の報告は、委員会によって検討される。委員会は、当該報告について、一般的な性格を有する意見であつて適当と認めるものを表明することができ、この場合には、当該意見は関係締約国に送付され、当該関係締約国は委員会に対する応答として自国が適当と認めるいかなる見解も表明することができる。

4 委員会は、第二十四条の規定に従って提出する委員会の年次報告に、その裁量により、3の規定に従って表明した意見を、当該意見について関係締約国から受領した見解と共に含める旨を決定することができるものとし、また、当該関係締約国が要請する場合には、1の規定に基づいて提出された報告の写しを含めることができる。

第二十条

1 委員会は、いずれかの締約国の領域内における拷問の制度的な実行の存在が十分な根拠をもって示されていると認める信頼すべき情報を受領した場合に、当該締約国に対し、当該情報についての検討に協力し及びこのために当該情報についての見解を提出するよう要請する。

2 委員会は、関係締約国が提出することのあるすべての見解を他の入手可能なすべての情報と共に考慮した上で、正当であると認める場合には、一人又は二人以上の委員を指名して秘密調査を行わせ及び委員会への早急な報告を行わせることができる。

3 委員会は、2の規定に従って調査が行われる場合には、関係締約国の協力を求める。この調査を行うに当たっては、当該関係締約国の同意

がある場合には、その領域を訪問することができ
る。

4 委員会は、2の規定に従って委員から提出さ
れた調査結果を検討した後、当該状況に照らし
て適当と認める意見又は提案を付して当該調査
結果を関係締約国に送付する。

5 1から4までに規定する委員会のすべての手
統は秘密とし、また、当該手統のすべての段階
において1の締約国の協力を求める。委員会は、
2の規定に従って行われた調査に係る手統が完了
した後、当該締約国と協議の上、当該手統の結果
の概要を第二十四条の規定に従って提出する
委員会の年次報告に含めることを決定すること
ができる。

第二十一条

1 この条約の締約国は、この条約に基づく義務
が他の締約国によって履行されていない旨を主
張するいずれかの締約国からの通報を委員会が
受理し及び検討する権限を有することを認める
宣言を、この条の規定に基づいていつでも行う
ことができる。この通報は、委員会が当該権限
を有することを自国について認める宣言を行っ
た締約国によるものである場合に限り、この条
に定める手統に従って受理し及び検討すること
ができる。委員会は、宣言を行っていない締約
国についての通報をこの条の規定の下で取り扱
ってはならない。この条の規定に基づいて受
理される通報は、次の手統に従って取り扱う。

(a) 締約国は、他の締約国がこの条約を実施し
ていないと認める場合には、書面による通知
により、当該事案につき当該他の締約国の注
意を喚起することができる。通知を受領した
国は、その受領の後三箇月以内に、当該事案
について事情を明らかにするための説明その
他の陳述を、書面により、通知を送付した国
に提供する。当該説明その他の陳述には、当
該事案について既に与えられたか、とること
なっているか又は利用することのできる国内

的な手統及び救済措置への言及を、可能かつ
適当な範囲内において含めなければならない
い。

(b) 最初の通知の受領の後六箇月以内に(a)の事
案が関係締約国の双方が満足するように調整
されない場合には、いずれの一方の締約国
も、委員会及び他方の締約国に対する通報に
より当該事案を委員会に付託する権利を有す
る。

(c) 委員会は、この条の規定に基づいて付託さ
れた事案についてすべての国内的な救済措置
がとられかつ尽くされたことを確認した後、に
限り、一般的に認められた国際法の原則に従
い、当該付託された事案を取り扱う。ただし、
救済措置の実施が不当に遅延する場合又は
はこの条約の違反の被害者である者に効果的
な救済を与える可能性に乏しい場合は、この
限りでない。

(d) 委員会は、この条の規定に基づいて通報を
検討する場合には、非公開の会合を開催す
る。

(e) (c)の規定に従うことを条件として、委員会
は、この条約に定める義務の尊重を基礎とし
て事案を友好的に解決するため、関係締約国
に対してあつせんを行う。このため、委員会
は、適当な場合には、特別調停委員会を設
置することができる。

(f) 委員会は、この条の規定に基づいて付託さ
れたいずれの事案についても、(b)の関係締約
国に対し、あらゆる関連情報を提供するよう
要請することができる。

(g) (b)の関係締約国は、委員会において事案が
検討されている間において代表を出席させ及
び口頭又は書面により意見を述べる権利を有
する。

締約国に送付する。

(i) (e)の規定により解決が得られた場合に
は、委員会は、事実及び得られた解決につ
いて簡潔に記述した報告を提出する。

(ii) (e)の規定により解決が得られない場合に
は、委員会は、事実について簡潔に記述し
た報告を提出し、その報告に關係締約国の
口頭による意見の記録及び書面による意見
を添付する。

2 この条の規定は、五の締約国が1の規定に基
づく宣言を行った時に効力を生ずる。宣言は、
締約国が国際連合事務総長に寄託するものと
し、同事務総長は、その写しを他の締約国に送
付する。宣言は、同事務総長に対する通告によ
り、いつでも撤回することができる。撤回は、
この条の規定に基づく通報により既に付託され
た事案の検討を妨げるものではない。同事務
総長が宣言の撤回の通告を受領した後は、い
ずれの締約国による新たな通報も、関係締約
国が新たな宣言を行わない限り、この条の規
定に受理してはならない。

第二十二條

1 この条約の締約国は、自国の管轄の下にある
個人であつていずれかの締約国によるこの条
約の規定の違反の被害者であると主張する者
により又はその者のために行われる通報を、
委員会が受理し及び検討する権限を有する
ことを認める宣言を、この条の規定に基づ
いていつでも行うことができる。委員会は、
宣言を行っていない締約国についての通報
を受理してはならない。

2 委員会は、この条の規定に基づく通報であ
つても、匿名のもの又は通報を行う権利の
濫用であるか若しくはこの条約の規定と両立
しないものについては、これを受理すること
できないものとしなければならない。

通報についても、1の規定に基づく宣言を行
いかつこの条約のいずれかの規定に違反し
ていたとされた締約国の注意を喚起する。注
意を喚起された国は、六箇月以内に、当該
事案及び救済措置が当該国により与えられ
ている場合には当該救済措置についての事情
を明らかにするための説明その他の陳述を、
書面により、委員会に提出する。

4 委員会は、関係する個人により又はその
者のために及び関係締約国により委員会
の利用に供されたすべての情報に照らして、
この条の規定に基づいて受理する通報を
検討する。

5 委員会は、次のことを確認しない限り、
この条の規定に基づく個人からのいかなる
通報も検討してはならない。

(a) 同一の事案が他の国際的な調査又は
解決の手統によつてかつて検討されたこと
がなく、現在検討されていないこと。

(b) 当該個人が、利用し得るすべての国内
的な救済措置を尽くしたこと。ただし、救
済措置の実施が不当に遅延する場合又は
この条約の規定の違反の被害者である者
に効果的な救済を与える可能性に乏しい
場合は、この限りでない。

6 委員会は、この条の規定に基づいて通報を
検討する場合には、非公開の会合を開催す
る。

7 委員会は、その見解を關係する締約国
及び個人に送付する。

8 この条の規定は、五の締約国が1の
規定に基づく宣言を行った時に効力を生ず
る。宣言は、締約国が国際連合事務総長に
寄託するものとし、同事務総長は、その写
しを他の締約国に送付する。宣言は、同
事務総長に対する通告により、いつでも撤
回することができる。撤回は、この条の
規定に基づく通報により既に付託された
事案の検討を妨げるものではない。同事務
総長が宣言の撤回の通告を受領した後は、
個人によるか又はその者のための新たな
通報は、関係締約国が新たな宣言を行わ
ない限り、この条の規定に受理してはな
らない。

規定に基づいて受理してはならない。

第二十三条

委員会の委員及び第二十一条(6)の規定に基づいて設置される特別調停委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に関する条約の関連規定に規定する国際連合のための任務を行う専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第二十四条

委員会は、この条約に基づく活動に関する年次報告を締約国及び国際連合総会に提出する。

第三部

第二十五条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第二十六条

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十七条

1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 二十番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の日から三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

1 各国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、委員会が第二十条に規定する権限を有することを認めない旨を宣言することができる。

2 1の規定に従って留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第二十九条

1 この条約のいずれの締約国も、改正を提案し

及び改正案を国際連合事務総長に提出することができ、同事務総長は、締約国に対し改正案を直ちに送付するとともに、当該改正案についての審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通報するよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合に、同事務総長は、国際連合の主権の下に会議を招集する。会議に出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、受諾のため、国際連合事務総長によりすべての締約国に送付される。

2 1の規定に従って採択された改正は、この条約の締約国の三分の二がそれぞれの国の憲法上の手続に従って当該改正を受諾した旨を国際連合事務総長に通告した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、当該改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定(自国が受諾した従前の改正によって改正された規定を含む)により引き続き拘束される。

第三十条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に従って留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十一条

1 締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 廃棄は、廃棄が効力を生ずる前に生じた行為又は不作為について、この条約に基づく当該締約国の義務を免除するものではなく、また、廃棄が効力を生ずる前に委員会が既に検討していた問題について検討を継続することを妨げるものでもない。

3 委員会は、いずれかの締約国の廃棄が効力を生じた日の後は、当該国に関連する新たな問題の検討を開始してはならない。

第三十二条

国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国及びこの条約に署名し又は加入したすべての国に対し、次の事項を通報する。

(a) 第二十五条及び第二十六条の規定による署名、批准及び加入

(b) 第二十七条の規定によりこの条約が効力を生ずる日及び第二十九条の規定により改正が効力を生ずる日

第三十三条

(c) 前条の規定による廃棄

1 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託される。

2 国際連合事務総長は、この条約の認証謄本をすべての国に送付する。

第四部

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨
第二次世界大戦後の国際社会において、拷問は人権の重大な侵害行為であるとの認識が広ま

り、昭和二十三年に採択された「世界人権宣言」、昭和四十一年に採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等において拷問の禁止が規定された。しかしながら、千九百七十年代に一部の国の軍事独裁政権による拷問と見られる行為に対する国際的な非難が高まったことを背景に、国際連合(以下「国連」という)において、拷問を実効的に禁止する新たな国際文書を作成する必要性が強く認識されるようになり、昭和五十年の第三十回国連総会において、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからのすべての人の保護に関する宣言」が採択された。この宣言の内容を国際約束とするための検討が、昭和五十三年に国連人権委員会において始められ、昭和五十九年の第三十九回国連総会において本条約が全会一致で採択された。

本条約は、公務員等による拷問を防止するため、各締約国がこれを刑法上の犯罪とするとともに裁判権を設定すること等について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約の適用上、拷問とは、身体的又は精神的な苦痛を人に故意に与える行為であつて、情報等を得る目的をもって又は何らかの差別に基づく理由により、公務員によって行われるもの等をいうこと。

2 締約国は、拷問に当たるすべての行為、その未遂及び共謀並びに拷問に加担する行為を自国の刑法上の犯罪とし、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにすること。

3 締約国は、2の犯罪が自国の管轄の下にある領域内等で行われる場合、容疑者が自国の国民である場合、自国が適当と認めるときは被害者が自国の国民である場合及び自国の管轄の下にある領域内に所在する容疑者の引渡しを行わない場合において、自国の裁判権を

平成十一年六月一日 衆議院會議録第三十四号

設定するために必要な措置をとること。

4 容疑者がその管轄の下にある領域内で発見された締約国は、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託すること。

5 締約国は、2の犯罪を締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とすること。

6 締約国は、自国の管轄の下にある領域内において、拷問には至らない他の行為であつて、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱ひ又は刑罰に当たり、公務員により行われるものを防止すること。

7 締約国は、拷問の禁止に関する委員会(以下「委員会」という。)に対し、自国がこの条約に基づく約束を履行するためにとつた措置に関する報告を国際連合事務総長を通じて定期的に提出すること。

8 委員会は、いずれかの締約国の領域内における拷問の制度的な実行の存在が十分な根拠をもつて示されていると認める信頼すべき情報を受領した場合には、当該締約国が署名等とを認めない旨を宣言した場合を除き、当該情報について調査を行うことができること。

9 締約国は、この条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し及び検討する権限を有することを認める宣言をいつでも行うことができること。

10 締約国は、自国の管轄の下にある個人であつていずれかの締約国によるこの条約の規定の違反の被害者であると主張する者により又はその者のために行われる通報を、委員会が受理し及び検討する権限を有することを認める宣言をいつでも行うことができること。

なお、我が国は、この条約の締結に際して、国家通報制度に関する宣言を行う予定である。本条約は、昭和六十二年六月二十六日に効力

発効し及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱ひ又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めた旨の件及び同報告書 所得に対する租税に関する一

を生じており、我が国については批准書又は加入書を国連事務総長に寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、国際的な枠組みにおいて人権の保障を促進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十一年五月二十八日

外務委員長 中馬 弘毅
衆議院議長 伊藤 宗一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

平成十一年三月五日

内閣総理大臣 小淵 恵三

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めよう。

理 由

政府は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約について、規定の整備を図るため、全面的な改正を行うこととし、平成十年十月八日に

東京で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約に署名した。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約

日本国政府及び大韓民国政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約は、次の租税について適用する。

(a) 韓国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 所得税又は法人税の課税標準に對し直接又は間接に課される地方振興特別税

(iv) 住民税

(以下「韓国の租税」という。)

(b) 日本国においては、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 住民税

(以下「日本の租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない)についても、適用する。両締約国の権限である当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、そ

の改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「韓国」とは、大韓民国の領域(領海を含む。)

(b) 「日本国」とは、日本国の領域(領海を含む。)

(c) 「一方の締約国」とは、他方の締約国とは、文脈により、日本国又は韓国をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は韓国の租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運送する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く)をいう。

(i) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の

締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないがいずれか一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、

(i) 韓国については、財政經濟部長官又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に關する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国の適用される税法における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所のある地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者という。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居は双方の締約国内に有する場合に、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある国)の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいづれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいづれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいづれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事実を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものは、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場若しくは建設若しくは据付けの工事又はこれらに關連する監督活動については、六箇月を超える期間存続する場合に、は、「恒久的施設」を構成するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

(a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。

(b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。

(c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。

(d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設)を通じて行われるものであるかないかを問わない。)を行う法

人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いづれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附屬する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に關する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかいないかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。一方の締約国の企業が他方の締約国内において恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を
求めるの件及び同報告書

を通じて当該他方の締約国内において事業を行
う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似
の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当
該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で
取引を行う別個のかつ分離した企業であるとし
たならば当該恒久的施設が取得したとみられる
利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰
せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、
経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的
施設のために生じたものは、当該恒久的施設が
存在する締約国内において生じたものであるか
他の場所において生じたものであるかを問わ
ず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利
得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分
への配分によって決定する慣行が一方の締約国
にある場合には、租税を課されるべき利得をそ
の慣行とされている配分の方法によって当該一
方の締約国が決定することを妨げるものではない。
ただし、用いられる配分の方法は、当該配
分の方法によって得た結果がこの条に定める原
則に適合するようものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単
なる購入を行ったことを理由として、いかな
る利得も、当該恒久的施設に帰せられることは
ない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に
帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決
定する。ただし、別の方法を用いることにつき
正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得
が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条
の規定は、この条の規定によって影響されるこ
とはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際
運輸に運用することによって取得する利得に対

しては、当該一方の締約国においてのみ租税を
課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国
際運輸に運用することにつき、韓国の企業であ
る場合には日本国における事業税、日本国の企
業である場合には日本国における事業税に類似
する税で韓国において今後課されることのある
ものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は
国際経営共同体に参加していることによつて取
得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業
の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間
接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の
締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直
接若しくは間接に参加している場合
であつて、そのいずれの場合においても、商業
上又は資金上の関係において、双方の企業の間
に、独立の企業の間には設けられない条件と異なる
条件が設けられ又は課されているときは、その
条件がないとしたならば一方の企業の利得とな
ったとみられる利得であつてその条件のため
に当該一方の企業の利得とならなかつたものに
対しては、これを当該一方の企業の利得に算入
して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一
方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の
規定により当該他方の締約国の企業の利得に算
入して租税を課する場合において、両締約国の
権限のある当局が、協議の上、その算入された
利得の全部又は一部が、双方の企業の間には設け
られた条件が独立の企業の間には設けられなかつ
た条件であつたとしたならば当該他方の締約
国の企業の利得となつたとみられる利得である
ことに同意するときは、当該一方の締約国は、
その合意された利得に対して当該一方の締約国

において課された租税の額につき適当な調整を
行う。この調整に当たっては、この条約の他の
規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1にいう
条件がないとしたならば当該締約国の企業の利
得として更正の対象となつたとみられる利得に
係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、
1にいう状況においても、当該締約国の当
該企業の当該利得の更正をしてはならない。こ
の3の規定は、不正に租税を免れた利得につい
ては、適用しない。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締
約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他
方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居
住者とされる締約国においても、当該締約国の
法令に従つて租税を課することができる。その
租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国
の居住者である場合には、次の額を超えないも
のとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事
業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通
じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株
式の少なくとも二十五パーセントを所有する
法人である場合には、当該配当の額の五パー
セント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額
の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のそ
の配当に充てられる利得に対する課税に影響を
及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利
得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除
く)から生ずる所得及びその他の持分から生ず
る所得であつて分配を行う法人が居住者とされ
る締約国の法令上株式から生ずる所得と同様に

取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者で
ある配当の受益者が、当該配当を支払う法人が
居住者とされる他方の締約国において当該他方
の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行
い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を
通じて独立の人的役務を提供する場合におい
て、当該配当の支払の基因となつた株式その他
の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と
実質的な関連を有するものであるときは、適用
しない。この場合には、第七条又は第十四条の
規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締
約国から利得又は所得を取得する場合には、当
該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び
当該法人の留保所得については、これらの配当
及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約
国内において生じた利得又は所得から成るとき
においても、当該配当又は当該他方の締約国の居
住者に支払われる配当及び配当の支払の基因とな
つた株式その他の持分が当該他方の締約国内
にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関
連を有するものである場合の配当を除くことに対
していかなる租税も課することができず、ま
た、当該留保所得に対して租税を課することが
できない。

第十一條

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国
の居住者に支払われる利子に対しては、当該他
方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約
国においても、当該締約国の法令に従つて租税
を課することができる。その租税の額は、当該
利子の受益者が他方の締約国の居住者である場
合には、当該利子の額の十パーセントを超えな
いものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内にお

いて生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、他方の締約国の地方公共団体、他方の締約国の中央銀行又は他方の締約国の政府若しくは中央銀行若しくはその双方が全面的に所有する金融機関が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府若しくは中央銀行若しくはその双方が全面的に所有する金融機関」とは、次のものをいう。

- (a) 韓国については、
 - (i) 韓国銀行
 - (ii) 韓国輸出銀行
 - (iii) 韓国産業銀行
 - (iv) 韓国政府若しくは韓国銀行又はその双方が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの
- (b) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 日本輸出銀行
 - (iii) 日本国政府若しくは日本銀行又はその双方が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないと見たならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみに適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとす。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密

方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の採用船契約に基づいて受領する料金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様適用する。ただし、その収入に係る収益について次条4の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入を生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立的人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料又は収入の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料又は収入の額が、その関係がないと見たならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみに適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができ。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によつて取得する収益に対しては、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができ。

(a) 譲渡者が保有し又は所有する株式(当該譲渡者の特殊関係者が保有し又は所有する株式で当該譲渡者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む。)の数が、当該譲渡が行われた課税年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の少なくとも二十五パーセントであること。

(b) 譲渡者及びその特殊関係者が当該譲渡が行われた課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の少なくとも五パーセントであること。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行し

た株式の譲渡によって取得する収益に対しては、当該法人の財産が当該他方の締約国内に存在する不動産から主として構成される場合には、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

6 1から5まで及び前条5に規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国内においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、次の(a)又は(b)に該当する場合を除くほか、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

(a) その者が自己の活動を行うため通常その用に供している恒久的施設を他方の締約国内に有する場合

(b) その者が当該暦年を通じて合計百八十三日以上の期間当該他方の締約国内に滞在する場合

その者がそのような恒久的施設を有する場合

又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合に、当該所得に対しては、当該恒久的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該暦年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、

当該一方の締約国内において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

第十七条

1 (a) 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

(b) もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人によって行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国内において租税を免除する。

2 (a) 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七條、第十四條及び第十五條の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国内において租税を課することができる。

(b) もっとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国内において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過

去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の国民である場合には、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国内においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金その他これに類する報酬

及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

1 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

2 1に規定する学生は、交付金、奨学金及び勤務による報酬であるものについても、当該交付金、奨学金及び勤務による報酬の額の合計が年間二万合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額を超えない場合には、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、その者は、いかなる場合にも、継続する五年を超える期間当該免除を受けることはできない。

3 1に規定する事業修習者は、一年を超えない期間現に滞在している一方の締約国において訓練に関連する実務上の経験を習得するために行う勤務から取得する報酬についても、当該報酬の額が年間一万合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額を超えない場合には、当該一方の締約国において租税を免除される。

第二十一条

1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該一方の締

約国において租税を免除される。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第八条2に規定する不動産から生ずる所得を除く)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1に規定する所得を取得する一方の締約国の居住者その他の者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該他の者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうち当該超過分に對し、この条の規定に妥當な考慮を払つた上、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。

第二十三条

1 韓国以外の国において納付される租税を韓国の租税から控除することに關する韓国の法令に従い、

(a) 韓国の居住者がこの条の規定に從つて日本国において租税を課される所得を日本国において取得する場合には、当該所得について納付される日本国の租税の額は、当該居住者

に對して課される韓国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された韓国の租税の額のうち当該所得に對する部分を超えないものとする。

(b) 日本国において取得される所得が、日本国の居住者である法人により、その発行済株式の少なくとも二十パーセントを配當の決議の日(先立つ継続する六箇月以上の期間を通じて所有する韓国の居住者である法人に對して支払われる配當である場合には、韓国の租税からの控除を行うに當たり、その支払われた配當に係る利得について当該法人により納付される日本国の租税を考慮に入れるものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令に從い、

(a) 日本国の居住者がこの条の規定に從つて韓国において租税を課される所得を韓国において取得する場合には、当該所得について納付される韓国の租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する部分を超えないものとする。

(b) 韓国において取得される所得が、韓国の居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを利得の分配に係る事業年度の終了の日(先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に對して支払われる配當である場合には、日本国の租税からの控除を行うに當たり、当該配當を支払う法人によりその所得について納付される韓国の租税を考慮に入れるものとする。

3 2に規定する控除の適用上、韓国の経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの条の署名の日に實施されているもの又はその

修正若しくは追加として韓国の租税に關する法令にその後に導入されることがあるものに從つた韓国の租税の軽減又は免除が行われなかつたとしたならば韓国の法令に基づき及びこの条の規定に從つて韓国の租税として納付されたであろう額は、納税者によつて納付されたものとみなす。ただし、而締約国の政府が前記の措置により納税者に与えられる特典の範圍について合意を行うことを条件とする。

4 3の規定は、二千三年十二月三十一日より後に開始する各課税年度において日本国の居住者が取得する所得については、効力を失う。

第二十四条

1 一方の締約国の國民は、他方の締約国において、特に居住者であるかにかに關し、同様の状況にある当該他方の締約国の國民に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに關連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に對して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に對し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条8、第十二条7又は第十二条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に當たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたと

した場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課税されており若しくは課税されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条の規定に適合しない課税を受けた又は受けることになると認めるときは、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によって当該事案を解決しよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決しよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場

合における二重課税を除去するため、相互に協議することができ、

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができ、

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)を実施し又はこれらの租税に關する脱税を防止するため必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に關する執行若しくは訴追又はこれらの租税に關する不服申立てについての決定に關与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ開示することができ、これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができ、これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序

に反することになる情報を提供すること。

第二十七条

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によつて享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収しよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、1の租税を徴収しよう努めるいづれの締約国に対してても、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し又は公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条

1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する公文の交換の日

の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 韓国においては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われる額について源泉徴収される額

(ii) その他の租税に關しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の税

(b) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び

事業税に關しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いづれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 韓国においては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる額について源泉徴収される額

(ii) その他の租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の税

(b) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に關しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各目の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十八年十月八日に東京で、英語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

高村正彦

大韓民国政府のために

洪淳瑛

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、下名は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第十条2(a)の規定に従って課される租税は、当該規定にかかわらず、二十三年十二月三十一日までは、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

2 条約第十七条1(a)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得については、当該所得の額が年間一万合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額を超えない場合には、当該他方の締約国において租税を免除する。

3 この条約の特典は、この条約の関連規定の適用が当該規定の適用になると両締約国の権限のある当局が合意する場合には、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十八年十月八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

高村正彦

大韓民国政府のために

洪淳瑛

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の目的及び要旨

我が国は、昭和四十五年三月に大韓民国との間で署名された現行の租税条約に代わる新たな租税条約を締結するため、平成八年四月から両国政府間で交渉を行ってきたが、合意に達したもので、平成十年十月八日東京において本条約に署名を行った。

本条約は、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避又は排除することを目的としたもので、近年我が国が締結した租税条約とは同様のものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この条約が適用される租税は、日本においては所得税、法人税及び住民税、韓国においては所得税、法人税、地方振興特別税及び住民税とすること。

2 不動産から取得する所得に対しては、不動産所在地国において課税することができること。

3 事業所得に対しては、企業が相手国内に恒久的施設を有し、かつ、その恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税されること。

4 船舶又は航空機による国際運輸業からの所得に対しては、企業の居住地国においてのみ課税されること。

5 配当に対しては、その配当の源泉地国においても課税することができるが、親子関係にある法人間の配当に対する税率は、配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、五パーセントを超えないものとし、その他すべての場合には、十五パーセントを超えないこと。

6 利子及び使用料に対しては、源泉地国にお

いても課税することができるが、その税率は、十パーセントを超えないこと。

7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る不動産の譲渡収益に対しては、当該不動産等の所在地国において課税することができること。

8 自由職業者、給与所得者及び芸能人等の人的役務所得に対しては、それぞれの課税原則に基づいて課税すること。

9 二重課税の排除方法は、両国ともに、外国税額控除方式によることとし、みなし外国税額控除については、平成十五年末に廃止すること。

10 両国は、この条約に基づく租税の免除又は税率の軽減が、それを受ける権利を有しない者によって享受された場合には、相手国が課する租税を徴収するよう努めること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、親子関係にある法人間の配当に対する源泉地国における税率の上限を平成十五年末までは十パーセントとすること、本条約の特典の適用の制限等について規定している。

本条約は、その承認を通知する公文の交換の日(後三十日目の日)に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国と大韓民国との間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の資本及び人的資源等の交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であるとの認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年五月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 外務委員長 中馬 弘毅

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月二十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿 斎藤 十朗

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定

日本国政府及びマレーシア政府は、所得に対する租税に關し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この協定は、次の租税について適用する。

(a) マレーシアにおいては、

(i) 所得税

(ii) 石油所得税

(以下「マレーシアの租税」という。)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(b) 日本国においては、

- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

2 この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「マレーシア」とは、マレーシア連邦の領域、マレーシアの領水並びに当該領水の海底及びその下をいい、マレーシアの領水の限界を超える区域(海底及びその下を含む。)であつて、マレーシアが天然資源(生物資源であるかないかを問わない。)の探査及び開発のための主権的権利を有する区域として、マレーシアの法令により、かつ、国際法に従い、指定したもの又は今後指定することのあるものを含む。

(b) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する区域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域(海底及びその下を含む。)をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はマレーシアをいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はマレーシアの租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体

で租税に関し課税単位として取り扱われるものを含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体を含む。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(i) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) マレーシアについては、マレーシアの市民権を有するすべての個人及びマレーシアにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合その他の団体

(ii) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(j) 「権限のある当局」とは、

(i) マレーシアについては、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に關する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国の適用される税法における当該

用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条

1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある)の居住者とみなす。

(b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいづれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいづれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいづれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この協定の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する。

第五条

1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業

を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場若しくは建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動については、六箇月を超える期間存続する場合には、「恒久的施設」を構成するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (f) (a)から(e)までに掲げる活動を組み合わせた一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わつて行動する者(6の規定が適用される独立の地位を有

者)が行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

する代理人を除く。が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

(a) 当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反覆して行使すること。ただし、その者の活動が4に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

(b) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、物品又は商品の在庫を恒久的に保有し、かつ、当該在庫から当該企業に代わって物品又は商品を反覆して引き渡すこと。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるかないかを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ、

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定

の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかないかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わ

ず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならない。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、マレイシアの企業である場合には日本国における事業税を、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する税でマレイシアにおいて今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間

に、独立の企業の間で設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のため当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間で設けられた条件が独立の企業の間で設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1にいう条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、1にいう状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ
る。
- 2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居
住者とされる締約国においても、当該締約国の
法令に従って租税を課することができる。その
租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国
の居住者である場合には、次の額を超えないも
のとする。
(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事
業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通
じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株
式の少なくとも二十五パーセントを所有する
法人である場合には、当該配当の額の五パー
セント
(b) その他のすべての場合には、当該配当の額
の十五パーセント
この2の規定は、当該配当を支払う法人のそ
の配当に充てられる利得に対する課税に影響を
及ぼすものではない。
- 3 マレーシアが法人の利得又は所得に対する租
税以外に配当に対して租税を課さないこととし
ている限り、マレーシアの居住者である法人が
日本国の居住者に支払う配当については、2の
規定にかかわらず、マレーシアにおいて当該法
人の利得又は所得に対する租税以外の租税を免
除する。ただし、マレーシアが当該法人の利得
又は所得に対する租税以外に配当に対して租税
を課することとする場合には、2の規定によ
る。

- 4 この条において、「配当」とは、株式その他利
得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除
く)から生ずる所得及びその他の持分から生ず
る所得であつて分配を行う法人が居住者とされ
る締約国の法令上株式から生ずる所得と同様に
取り扱われるものをいう。
- 5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者で
ある配当の受益者が、当該配当を支払う法人が
居住者とされる他方の締約国において当該他方
の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行
い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を
通じて独立の人的役務を提供する場合におい
て、当該配当の支払の基因となつた株式その他
の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と
実質的な関連を有するものであるときは、適用
しない。この場合には、第七条又は第十四条の
規定を適用する。
- 6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締
約国から利得又は所得を取得する場合には、当
該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び
当該法人の留保所得については、これらの配当
及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約
国内において生じた利得又は所得から成るとき
においても、当該配当が当該他方の締約国の居
住者に支払われる配当及び配当の支払の基因と
なつた株式その他の持分が当該他方の締約国内
にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関
連を有するものである場合の配当を除く)に対
していかなる租税も課することができず、ま
た、当該留保所得に対して租税を課することが
できない。

第十一条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国
の居住者に支払われる利子に対しては、当該他
方の締約国において租税を課することができ
る。
- 2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約
国においても、当該締約国の法令に従って租税
を課することができる。その租税の額は、当該
利子の受益者が他方の締約国の居住者である場
合には、当該利子の額の十パーセントを超えな
いものとする。
- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内にお
いて生ずる利子であつて、他方の締約国の政
府、他方の締約国の地方公若しくは地方公共
団体、他方の締約国の中央銀行又は他方の締約
国の政府が全面的に所有する金融機関が取得す
るものについては、当該一方の締約国において
租税を免除する。
- 4 3の規定の適用上、「政府が全面的に所有す
る金融機関」とは、次のものをいう。
(a) マレーシアについては、
(i) マレーシア輸出入銀行
(ii) マレーシア政府が資本の全部を所有する
その他の金融機関で両締約国の政府が随時
合意するもの
(b) 日本国については、
(i) 日本輸出入銀行
(ii) 海外経済協力基金
(iii) 国際協力事業団
(iv) 日本国政府が資本の全部を所有するその
他の金融機関で両締約国の政府が随時合意
するもの
- 5 この条において、「利子」とは、すべての種類
の信用に係る債権(担保の有無及び債権者の利
得の分配を受ける権利の有無を問わない)から
生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生
じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞
金を含む)をいう。
- 6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住
者である利子の受益者が、当該利子の生じた他
方の締約国において当該他方の締約国内にある
恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の
締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的
役務を提供する場合において、当該利子の支払
の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該
固定的施設と実質的な関連を有するものである
ときは、適用しない。この場合には、第七条又
は第十四条の規定を適用する。
- 7 利子は、その支払者が一方の締約国又は一方
の締約国の地方公若しくは地方公共団体若しくは居
住者である場合には、当該一方の締約国内にお
いて生じたものとされる。ただし、利子の支払
者(締約国の居住者であるか否かを問わな
い)が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的
施設を有する場合において、当該利子の支払の
基因となつた債権が当該恒久的施設又は固定的
施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久
的施設又は固定的施設によって負担されるもの
であるときは、当該利子は、当該恒久的施設又
は固定的施設が存在する当該一方の締約国内に
おいて生じたものとされる。
- 8 利子の支払の基因となつた債権について考慮
した場合において、利子の支払者と受益者との
間又はその双方と第三者との間の特別の關係に

より、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基づいて受領する料金（第八条で取り扱うものを除く。）をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様適用する。ただし、その収入に係る収益について次条2の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入を生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料又は収入の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料又は収入の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に対し、この協定の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が前条5及びこの条の1から3までに規定する財産以外の財産の譲渡によって取得する収益であつて他方の締約国内において生ずるものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、次の(a)又は(b)に該当する場合を除くほか、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有する場合

(b) その者が当該暦年を通じて合計百八十三日以上期間当該他方の締約国内に滞在する場合

その者がそのような固定的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合においては、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用さ

れる場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が当該暦年を通じて合計百八十三日を超えないこと。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員で取得する役員報酬その

他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人によって行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

もつとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬（退職年金を除く。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十條

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限る。

第二十一条

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第八条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該

所得については、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定がないものに対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第二十二條

1 日本国において取得する所得についてマレーシアの居住者により日本国の法令に基づきかつこの協定に従つて納付される日本国の租税は、マレーシア以外の国において納付される租税をマレーシアの租税から控除することに関するマレーシアの法令に従い、当該所得について納付されるマレーシアの租税から控除する。その控除を行うに当たり、当該所得が、日本国の居住者である法人により、その議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有するマレーシアの居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、その支払われた配当に係る所得について当該法人により納付される日本国の租税を考慮に入れるものとする。ただし、当該控除は、当該控除が行われる前に算定されたマレーシアの租税のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの協定の規定に従つてマレーシアにおいて租税を課される所得をマレーシアにおいて取得する場合には、当該所

得について納付されるマレーシアの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) マレーシアにおいて取得される所得が、マレーシアの居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付されるマレーシアの租税を考慮に入れるものとする。

3 2の規定の適用上、「納付されるマレーシアの租税」は、マレーシアの経済開発を促進するためのマレーシアの法令に基づく特別の奨励措置又はその修正若しくは追加としてマレーシアにおいてその後導入されることがあるものに従つて軽減又は免除が行われなかったとしたらば納付されたであろうマレーシアの租税の額を含むものとみなす。ただし、両締約国の政府がこの3に規定する措置により与えられる特典の範囲について合意を行うことを条件とする。

4 3の規定は、この協定が効力を生ずる暦年の後七年目の年の十二月三十一日より後に開始する各課税年度において日本国の居住者が取得する所得については、効力を失う。

第二十三條

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国におい

て、特に居住者であるかにかんして、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一條の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。ただし、この1の規定は、マレーシアに対し、マレーシアの居住者でないマレーシアの国民に対してのみこの協定の署名の日にマレーシアの法令で認める租税上の人的控除、救済及び軽減をマレーシアの居住者でない日本国の国民に認めることを義務付けるものと解してはならない。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九條1、第十一條8又は第十二條7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれらよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

第二十四條

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認めるが、満足すべき解決を与えられない場合においては、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解

積又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意
によつて解決するよう努める。両締約国の権限
のある当局は、また、この協定に定めのない場
合における二重課税を除去するため、相互に協
議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合
意に達するため、直接相互に通信することがで
きる。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この協定若し
くはこの協定が適用される租税に關する両締約
国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の
規定に反しない場合に限り)を実施し又はこれ
らの租税に關する脱税を防止するため必要な情
報を交換する。情報の交換は、第一条の規定に
よる制限を受けない。一方の締約国が受領した
情報は、当該一方の締約国がその法令に基づい
て得た情報と同様に秘密として取り扱うものと
し、この協定が適用される租税の賦課若しくは
徴収、これらの租税に關する執行若しくは訴追
又はこれらの租税に關する不服申立てについて
の決定に關する者又は当局(裁判所及び行政
機関を含む)に対してのみ開示することができ
る。これらの者又は当局は、当該情報をこれら
の目的のためにのみ使用することができ、これ
らの者又は当局は、当該情報を公開の法廷に
おける審理又は司法上の決定において開示す
ることができない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約
国に対し、次のことを行ふ義務を課するものと
解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令

及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置を
とること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令
の下において又は行政の通常の運営において
入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは
職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかに
するような情報又は公開することが公の秩序
に反することになる情報を提供すること。

第二十六条

この協定のいかなる規定も、國際法の一般原則
又は特別の協定に基づく外交使節團又は領事機關
の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものでは
ない。

第二十七条

1 この協定は、その効力発生のために必要な両
締約国のそれぞれの国内法上の手続が完了した
ことを相互に通知する公文の交換の日の後三十
日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) マレーシアにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、この協
定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後
に生ずる所得

(ii) 所得に對するその他の租税に關しては、
この協定が効力を生ずる年の翌々年の一月
一日以後に開始する各賦課年度の税

(b) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、この協
定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後
に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に對する租税及び
事業税に關しては、この協定が効力を生ず
る年の翌年の一月一日以後に開始する各課
税年度の所得

3 千九百七十年一月三十日にクアラ・ランプー
ルで署名された所得に對する租税に關する二重
課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府
とマレーシア政府との間の協定は、2の規定に
從つてこの協定が適用される所得に對する租税
につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第二十八条

この協定は、無期限に効力を有する。ただし、
いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生
の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年
の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方
の締約国に對し書面による終了の通告を行うこと
ができる。この場合には、この協定は、次のもの
について効力を失う。

(a) マレーシアにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、終了の
通告が行われた年の翌年の一月一日以後に
生ずる所得

(ii) 所得に對するその他の租税に關しては、
終了の通告が行われた年の翌々年の一月一
日以後に開始する各賦課年度の税

(b) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に關しては、終了の
通告が行われた年の翌年の一月一日以後に
租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に對する租税及び
事業税に關しては、終了の通告が行われた
年の翌年の一月一日以後に開始する各課税

年度の所得

以上の証拠として、下名は、各目の政府から正
當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十九年二月十九日にクアラ・ランプー
ルで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

野村一成

マレーシア政府のために

ムスタバ・モハメッド

議定書

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府
との間の協定(以下「協定」という)の署名に当た
り、下名は、協定の不可分の一部を成す次の規定
を協定した。

1 協定第六条1に關し、農業又は林業から生ず
る所得には、マレーシアにおける農場又は栽培
場から生ずる所得を含むことが了解される。

2 協定第十九条に關し、同条の規定は、政府の
活動を行う機關であつてマレーシア政府が全面
的に所有するものを通じてマレーシア政府に
よつて支払われる給料、賃金その他これらに類
する報酬及び退職年金についても適用すること
が了解される。

3 協定第二十三条3に關し、非居住者に對し支
払う費用の控除の適用上、同条3の規定は、そ
の支払の際に租税を源泉徴収する義務をマレー
シアが課することを妨げるものと解してはなら

ないことが了解される。

4 協定の適用上、「固定的施設」とは、独立の人的役務が行われる活動の中心であつて固定的又は恒久的な性格を有するものをいうものと了解される。

5 (a) 協定に規定する租税の軽減又は免除は、一方の締約国の居住者である者(個人を除く)が当該一方の締約国の固定的な施設を通じて実質的な活動を行っていない場合には、その者に対して適用しない。

(b) 協定に規定する租税の軽減又は免除は、協定の署名の日に施行されている千九百九十年のマレーシアのラフアン・オフショア事業活動課税特例法第二条(1)の規定若しくはこれらの規定について今後行われる改正でこれらの規定の一般原則に影響を与えないものに基つきオフショア事業活動を行う者又はマレーシアの法令により同様の租税上の特別な取扱いを享受するその他の者で両締約国の政府が合意するものに対しては、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十九年二月十九日にクアラ・ランプールで、英語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

野村一成

マレーシア政府のために

ムスタパ・モハメッド

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

我が国は、昭和四十五年一月にマレーシアとの間で署名された現行の租税協定に代わる新たな租税協定を締結するため、平成八年八月から両国政府間で交渉を行ってきたが、合意に達したので、平成十一年二月十九日クアラ・ランプールにおいて本協定に署名を行った。

本協定は、経済的、人的交流等に伴つて発生する国際的な二重課税を可能な限り回避又は排除することを目的としたもので、近年我が国が締結した租税条約とはほぼ同様のものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定が適用される租税は、日本においては所得税、法人税及び住民税、マレーシアにおいては所得税、石油所得税とすること。
2 不動産から取得する所得に対しては、不動産所在地国において課税することができること。

3 事業所得に対しては、企業が相手国内に恒久的施設を有し、かつ、その恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税されること。

4 船舶又は航空機による国際運輸業からの所得に対しては、企業の居住地国においてのみ課税されること。

5 配当に対しては、その配当の源泉地国においても課税することができるが、親子関係に

ある法人間の配当に対する税率は、配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、五パーセントを超えないものとし、その他すべての場合には、十五パーセントを超えないこと。

6 利子及び使用料に対しては、源泉地国においても課税することができるが、その税率は、十パーセントを超えないこと。

7 不動産の譲渡収益及び恒久的施設又は固定的施設に係る不動産の譲渡収益に対しては、当該不動産等の所在地国において課税することができること。

8 自由職業者、給与所得者及び芸能人等の人的役務所得に対しては、それぞれの課税原則に基づいて課税すること。

9 二重課税の排除方法は、両国ともに、外国税額控除方式によることとし、みなし外国税額控除については、本協定の発効後七年目の末に廃止すること。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、不動産所得に含まれる農林業所得の範囲、政府職員条項におけるマレーシア政府所有機関の取扱い及び固定的施設の定義等について規定している。

本協定は、その効力発生のために必要な両締約国のそれぞれの国内法上の手続が完了したことを相互に通知する公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とマレーシアとの間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の資本及び人的資源等の交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十一年五月二十八日

外務委員長 中馬 弘毅
参議院議長 伊藤宗一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月二十八日

参議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書

日本国政府及びカナダ政府は、

千九百八十六年五月七日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約(以下「条約」という)を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

条約第八条を次のように改める。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、いかなるカナダの地方政府又は地方公共団体も日本国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき所得に対する租税又は日本国における事業税に類似する税を課さないことを条件として、カナダの企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国における住民税及び事業税を免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第二条

条約第九条を次のように改める。

第九条

1(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは

は間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができ

る。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1にいう条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、1にいう状況においても、当該締

約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。

4 2及び3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第三条

条約第十条2を次のように改める。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができ。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

第四条

条約第十一条2を次のように改める。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

第五条

条約第十二条2を次のように改める。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

第六条

条約第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条のA

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によつて享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、1の租税を徴収するよう努めるいづれの締約国に対しても、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し又は公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第七条

条約第二十八条(b)を次のように改める。

(b) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第八条

1 千九百八十六年五月七日に東京で署名された議定書(以下「千九百八十六年の議定書」という。)7(c)中「十パーセント」を「五パーセント」に改める。

2 千九百八十六年の議定書7の次に次の8及び9を加える。

8 条約第八条に關し、船舶又は航空機を國際運輸に運用することによつて取得する利得には、次に掲げる利得も含まれることが了解される。ただし、当該利得が同条1の規定の適用を受ける利得に付随するものである場合に限り。

(a) 船舶又は航空機の賃貸(裸用船であるか否かを問わない)から取得する利得
(b) 國際運輸に使用されるコンテナ(コンテナの運送のためのトレーラー及び関連設備を含む)の使用から取得する利得

9 条約第十条2(a)の規定にかかわらず、日本の居住者であり、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有し、かつ、当該配当の受益者である法人に対してカナダの居住者でありかつ非居住者所有投資法人である法人が支払う配当に対しては、カナダにおいて当該配当の額の十パーセントを超えない額の租税を課することが出来る。この9の規定において、「非居住者所有投資法人」の用語は、千九百九十九年二月十九日に施行されているカナダの所得税法第百三十三条8の規定及びこれらの規定について今後行われる改正でこれらの規定の基本的原則に影響を及ぼさないものにおける非居住者所有投資法人の意義を有する。

第九条

1 この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) カナダにおいては、
(i) この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に自国の居住者でない者に対して支払われた又は貸記された金額について源泉徴収される租税
(ii) この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度のその他のカナダの租税

(b) 日本国においては、
(i) 源泉徴収される租税に關しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に關しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。
以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十九年二月十九日にオタワで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書一通を作成した。

日本国政府のために
内田勝久

カナダ政府のために
ロイド・アックスワージー

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に關する報告書
本件の目的及び要旨
昭和六十一年五月に署名された我が国とカナダとの間の現行租税条約(以下「現行条約」という)に關し、カナダ側より、我が国において國際運輸業に課せられてゐる事業税を免税とすること等を主要目的として、現行条約の一部を改正する提案が行われ、平成九年九月以来両政府間で交渉が行われてきた。その結果、議定書案文について合意に達したので、平成十一年二月十九日オタワにおいて本議定書に署名を行った。

本議定書の主な内容は、次のとおりである。
1 國際運輸業に従事するカナダの企業が、相互主義を条件として、日本国において住民税及び事業税を免除される規定を追加すること。
2 兩締約国の企業の間商業上又は資金上の特別な關係がある場合における課税上の調整が可能な期限についての規定を追加すること。

3 親子關係にある法人間の配当に対する源泉地国における税率の上限を現行の十パーセントから五パーセントに引き下げることに。
4 各締約国は、この条約に基づく租税の免除又は税率の軽減が、それを受ける権利を有しない者によつて享受された場合には、相手国が課する租税を徴収するよう努めること。

なお、この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めることである。

本件の議決理由
本議定書を締結することは、我が国とカナダとの間に設けられた二重課税回避の制度が更に整備され、兩國間の資本及び人的資源等の交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成十一年五月二十八日
外務委員長 中馬 弘毅
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月二十八日
參議院議長 斎藤 十朗
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に關する二重課税の回避及び

脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書

日本国政府及びスウェーデン政府は、千九百八十三年一月二十一日にストックホルムで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約(以下「条約」という。)を改正する議定書を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約第二条1(b)を次のように改める。

- (b) スウェーデンにおいては、
 - (i) 国税である所得税(配当に対する源泉徴収税を含む)。
 - (ii) 非居住者に対する所得税
 - (iii) 非居住者である芸能人及び非居住者である運動家に対する所得税
 - (iv) 地方税である所得税
 - (v) 事業拡大のための手段に対する税(以下「スウェーデンの租税」という。)

第二条

条約第九条を次のように改める。

第九条

- 1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書

の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課せられているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができ

2 一方の締約国において租税を課された当該

一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに同意するときは、当該一方の締約国は、その同意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第三条

条約第十条2及び3を次のように改める。

- 2 (a) 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができ、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合に

は、当該配当の額の十五パーセントを超えないものとする。

- (b) (a)の規定にかかわらず、1の配当に対しては、当該配当の受益者が、他方の締約国の居住者であり、かつ、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセントを超えない範囲内で、当該配当を支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。

- (c) (a)及び(b)の規定にかかわらず、1の配当に対しては、当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人であつて、当該配当の支払の日に次の(i)又は(ii)の条件を満たしているものである場合には、当該受益者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。
- (i) 当該受益者の発行した株式が、当該締約国の公認の証券取引所において通常取引されていること。
- (ii) 当該受益者の発行済株式の五十パーセントを超える株式が次の(aa)から(dd)までに掲げるもののうちのいずれかによつて所有されていること。

- (aa) 当該締約国の政府若しくは地方公共団体又は当該政府若しくは地方公共団体が所有する機関

- (bb) 当該締約国の居住者である一又は二以上の個人

- (cc) 当該締約国の居住者である一又は二以上の法人であつて、その法人の発行した株式が当該締約国の公認の証券取引所において通常取引されているもの又はその法人の発行済株式の五十パーセントを超える株式が当該締約国の居住者である一若しくは二以上の個人によつて所有されているもの
- (dd) (aa)から(cc)までに掲げる政府、地方公共団体、機関、個人又は法人の組合

- (d) (b)及び(c)の規定は、日本国の居住者であつて日本国の特定目的会社若しくは証券投資法人である法人、又は、スウェーデンの居住者であつて今後スウェーデンにおいて導入されることのある日本国の特定目的会社若しくは証券投資法人に類似する法人が支払う配当については、適用しない。

- (e) この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

- 3 1の規定にかかわらず、日本国の居住者である法人がスウェーデンの居住者である法人に支払う配当については、これら双方の法人がスウェーデンの法人であるとしたならばスウェーデンの法令に基づき免除されることとなる範囲内で、スウェーデンの租税を免除する。その免除は、当該配当の支払の基因となつた利得に対して日本国の法人税又はそれと同等の所得に対する租税が課されないときは、適用しない。

第四条

条約第十一條2を次のように改める。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができ、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

第五条

条約第十二條2を次のように改める。

2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができ、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

第六条

条約第二十二條2を次のように改める。

2 (a) (b)及び第十條3の規定が適用される場合を除くほか、スウェーデンの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、スウェーデンは、日本国において納付される租税の額と等しい額を当該居住者の所得に對するスウェーデンの租税の額から控除する。ただし、控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたスウェーデンの租税の額のうち日本国において租税を課される当該所得に對する部分を超えないものとする。

(b) スウェーデンの居住者が第十八條の規定に従つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、スウェーデンは、スウェーデンの租税の累進税率の決定

に当たつては、日本国においてのみ租税を課される所得を考慮することができる。

第七条

条約第二十五條の次の一條を加える。

第二十五條のA

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によつて享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、1の租税を徴収するよう努め、いづれの締約国に對しても、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し又は公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第八条

1 この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に對する租税及び事業税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) スウェーデンにおいては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ又は貸記される額

(ii) 所得に對するその他の租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十九年二月十九日にストックホルムで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
多賀敏行
スウェーデン政府のために
リル・L・レンベリイ

所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(參議院送付)に關する報告書

一 本件目的及び要旨
昭和五十八年一月に署名された我が国とスウェーデンとの間の現行租税条約(以下「現行条約」といふ)に關し、スウェーデン側より、親子關係にある法人間の配当に對する源泉地國での税率の上限の一部を引下げることを主要目的として、現行条約の一部を改正する提案が行われ、平成十年七月以來両政府間で交渉が行わ

れてきた。その結果、議定書案文について合意に達したので、平成十一年二月十九日ストックホルムにおいて本議定書に署名を行った。
本議定書の主な内容は、次のとおりである。
1 スウェーデンの対象税目について、名称を変更すること。
2 両締約国の企業との間に商業上又は資金上の特別な關係がある場合における課税上の調整方法についての規定を追加すること。
3 親子關係にある法人間の配当に對する源泉地國における税率の上限を現行の十パーセントから五パーセントに引き下げる。
4 各締約国は、この条約に基づく租税の免除又は税率の軽減が、それを受ける権利を有しない者によつて享受された場合には、相手國が課する租税を徴収するよう努めること。
なお、この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。
よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。
二 本件の議決理由
本議定書を締結することは、我が国とスウェーデンとの間に設けられた二重課税回避の制度が更に整備され、両國間の資本及び人的資源等の交流が一層促進されるものと期待されるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十一年五月二十八日

外務委員長 中馬 弘毅
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

平成十一年六月一日 衆議院會議録第三千四百

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案及び同報告書

三八

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案
右
国会に提出する。

平成十年三月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等(第三条-第十七条)	第三章 没収に関する手続等の特例(第十八条-第二十一条)	第四章 保全手続	第一節 没収保全(第二十二條-第四十一條)	第二節 追徴保全(第四十二條-第四十九條)	第三節 雑則(第五十條-第五十三條)	第五章 疑わしい取引の届出(第五十四條-第五十八條)	第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等(第五十九条-第七十四條)	第七章 雑則(第七十五條-第七十六條)	附則	第一章 総則
-----------------	-----------------------------------	------------------------------	----------	-----------------------	-----------------------	--------------------	----------------------------	---	---------------------	----	--------

(目的)
第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重

大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。)により反復して行われるものをいう。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二 次に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、ロ又は二に掲げる罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により提供された資金
イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二

百五十二号)第四十一条の十(覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)の罪
ロ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十三条(資金等の提供)の罪
ハ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条の十三(資金等の提供)の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第七条(資金等の提供)の罪

三 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十条の二第一項の違反行為に係る同法第十三条第三号(外国公務員等に対する利益供与等)の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により供与された財産

3 この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

4 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)第二

条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。
6 この法律において「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、麻薬特例法第二条第四項に規定する薬物犯罪収益に由来する財産をいう。

7 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益(組織的な殺人等)の没収等

第三条 次の各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。)として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたときは、その罪を犯した者は、当該各号に定める刑に処する。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百八十六條第一項(常習賭博)の罪 五年以下の懲役
二 刑法第百八十六條第二項(賭博場開張等図利)の罪 三月以上七年以下の懲役
三 刑法第百九十九條(殺人)の罪 死刑又は無期若しくは五年以上の懲役
四 刑法第二百二十條(逮捕及び監禁)の罪 三月以上七年以下の懲役
五 刑法第二百二十三條第一項又は第二項(強要)の罪 五年以下の懲役
六 刑法第二百二十五條の二(身の代金目的略取等)の罪 無期又は五年以上の懲役
七 刑法第二百三十三條(信用毀損及び業務妨害)の罪 五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

し、これらの各号のいずれかに該当する行為を

した場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く。)

3 不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、前項各号のいずれかに該当する行為をしたときも、第一項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得しようとし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に關し、当該株主等にその権限又は当該権限に基づく影響力を行使させて、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

4 この条において「子法人」とは、一の法人等が発行済株式議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。又は持分を所有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数

又は額の株式又は持分を所有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、

五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(犯罪収益等收受)

第十一条 情を知って、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(国外犯)

第十二条 第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は、刑法第三条の例に従う。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 3に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができる。

一 犯罪収益(第六号に掲げる財産に該当する

ものを除く。)

二 犯罪収益に由来する財産(第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基つき得たものを除く。)

三 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、不法収益等(藥物犯罪収益、その保有若しくは処分に基つき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産であるもの(第三項において「藥物不法収益等」という。)を除く。以下この項において同じ。)を用いることにより取得されたもの

四 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、不法収益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられた不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等)

五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分に基つき得た財産

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(財産に対する罪、刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三号の罪、同法第二百二十五条の二第二項若しくは第二百二十七条第四項後段の罪

若しくは別表第七号、第二十七号、第三十一号、第三十三号若しくは第四十四号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基つき得た財産をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができる。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

3 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が藥物犯罪収益又はその保有若しくは処分に基つき得た財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没収することが相当でないと認められるときは、その一部を没収することができる。

一 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、藥物不法収益等を用いることにより取得されたもの

二 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、藥物不法収益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられた藥物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該藥物不法収益等)

三 藥物不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前三号の財産の保有又は処分に基つき得た財産

4 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でない認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

(犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十四条 前条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産(以下「不法財産」という。)が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産(次条第一項において「混和財産」という。)のうち当該不法財産(当該混和に係る部分に限る。)の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

(没収の要件等)

第十五条 第十三条の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知って当該不法財産又は混和財産を取得した場合(法令上の義務の履行として提供されたものを収受した場合又は契約(債権者において)の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によって行われることの情を知らないで当該契約に係る債務の履行として提供されたものを収受した場合を除く。)は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であっても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合

において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らずに当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

(追徴)

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないとき、その他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でない認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2 第十三条第三項の規定により没収すべき財産を没収することができないとき、又は同条第四項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

(両罰規定)

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九条第一項から第三項まで、第十条又は第十一条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三章 没収に関する手続の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第十八条 不法財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条第一項及び第二十一条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加

を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十三条の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十五条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかったものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があったときは、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第十九条 没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官

は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

(没収の裁判に基づく登記等)

第二十条 権利の移転について登記又は登録(以下「登記等」という。)を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失った処分した権利に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に関して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

(刑事補償の特例)

第二十一条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第四章 保全手続

第一節 没収保全

(没収保全命令)

第二十二条 裁判所は、別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に係る被告事件に関し、不法財産であつてこの法律その他の法令の規定により没収することができものの(以下「没収対象財産」という。)に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該没収対象財産につき、この節の定

めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)の氏名、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

5 没収保全(没収保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)に関する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により押収することを妨げない。

(起訴前の没収保全命令)
第二十三条 裁判官は、前条第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官又は司法警察員(警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。)の請求により、同条第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

2 司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を検察官に送付しなければならない。

3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が発せられた日から三十日以内に当該保全がされた事件につき公訴が提起されないときは、その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に関し、当該財産につき前条第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。

4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、検察官に告知された時にその効力を生ずる。

5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

7 検察官は、第一項の規定による没収保全が、

公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合において、その者の所在が分からないため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を検察官の掲示場に七日間掲示して公告しなければならない。

(没収保全に関する裁判の執行)
第二十四条 没収保全に関する裁判で執行を要するものは、検察官の指揮によつて、これを執行する。

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその騰本が送達される前であつても、することができ。

(没収保全の効力)
第二十五条 没収保全がされた財産(以下「没収保全財産」という。)について当該保全がされた後にされた処分は、没収に関し、その効力を生じない。ただし、第三十七条第一項の規定により没収の裁判をすることができない場合における同項に規定する手続(第四十条第三項の規定により第三十七条第一項の規定を準用する手続を含む。)及び没収保全財産に対して実行することができたる担保権の実行としての競売の手続による処分については、この限りでない。

(代替金の納付)
第二十六条 裁判所は、没収保全財産を有する者の請求により、適当と認めるときは、決定をもって、当該没収保全財産に代わるものとして、その財産の価額に相当する金銭(以下「代替金」という。)の額を定め、その納付を許すこと

ができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

3 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができ。

4 代替金の納付があつたときは、没収保全は、代替金についてされたものとみなす。

(不動産の没収保全)
第二十七条 不動産(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十三条第一項に規定する不動産及び同条第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この条(第七項本文を除く。)、次条、第二十九条第一項及び第三十五条第一項において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の騰本及び第二十三条第四項の規定による更新の裁判の裁判書の騰本(以下「更新の裁判の騰本」という。)は、不動産の所有者(民事執行法第四十二条第二項の規定により不動産とみなされる権利についてはその権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。)に送達しなければならない。

3 不動産の没収保全命令の執行は、没収保全の登記をする方法により行う。

4 前項の登記は、検察事務官が囑託する。この場合において、囑託は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて、これを行う。

5 不動産の没収保全の効力は、没収保全の登記がされた時に生ずる。

6 不動産の没収保全の効力が生じたときは、検

察官は、当該不動産の所在する場所に公示書を掲示する方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

7 不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の登記の後に没収保全の登記がされた場合において、その仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、没収保全の登記に係る処分の制限は、仮処分の登記に係る権利の取得又は消滅と抵触しないものとみなす。ただし、その権利の取得を当該債権者に対抗することができない者を不動産を有する者として当該没収保全の登記がされたときは、この限りでない。

8 民事執行法第四十六条第二項及び第四十八条第二項の規定は、不動産の没収保全について準用する。この場合において、同法第四十六条第二項中「債務者」とあるのは「没収保全財産を有する者」と、同法第四十八条第二項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(船舶等の没収保全)

第二十八条 登記される船舶、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により登録を受けた飛行機若しくは回航翼航空機第三十五条第一項において単に「航空機」という)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定により登録を受けた自動車(同項において単に「自動車」という)又は建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の規定により登記

を受けた建設機械(同項において単に「建設機械」という)の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

(動産の没収保全)

第二十九条 動産(不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行ふ。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、動産の所有者(名義人が異なる場合は、名義人を含む)に送達しなければならない。

3 動産の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が所有者に送達された時に生ずる。

4 刑事訴訟法の規定による押収がされていない動産又は同法第二百一十一条第一項の規定により、看守者を置き、若しくは所有者その他の者に保管させている動産について、没収保全の効力が生じたときは、検察官は、公示書をはり付ける方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

(債権の没収保全)

第三十条 債権の没収保全は、債権者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下この条において同じ)に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行ふ。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、債権者及び債務者に送達しなければならない。

3 債権の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が債務者に送達された時に生ずる。

4 民事執行法第五十条、第五百一十六条第一項及び第三項並びに第六百六十四条第四項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第五十条及び第五百一十六条第一項中「差押え」とあり、及び同法第五百一十条中「差押命令」とあるのは「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基いて」と、同法第五百一十六條第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を発した裁判所」と、同法第六百六十四條第四項中「差し押さえられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の嘱託を指揮する書面に基いて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したとき、又は差押命令の没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたとき」と読み替えるものとする。

(その他の財産権の没収保全)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がいないもの(次項に規定するものを除く)の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の嘱託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(没収保全命令の取消し)

第三十二条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなったときは、裁判所は、検察官若しくは没収保全財産を有する者(その者が被告人であるとときは、その弁護人を含む)の請求により、又は職権で、決定をもって、没収保全命令を取り消さなければならない。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。

(没収保全命令の失効)

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八條第四号)及び第三百三十九條第一項第一号の規定による場合を除く)の裁判の告知があったとき、又は有罪の裁判の告知があった場合において没収の言渡しがなかったときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八條第四号又は第三百三十九條第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があった場合における没収保全の効力については、第二十三条第三項及び第四項の規定を

準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

(失効等の場合の措置)

第三十四条 没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行う。

(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)
第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に係る不動産、船舶(民事執行法第二百二条に規定する船舶をいう)、航空機、自動車若しくは建設機械に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産(同法第二百二条第一項に規定する動産をいう。第四十二条第二項において同じ。)に対し強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権(民事執行法第四十三条に規定する債権をいう。以下同じ。)に対し強制執行による差押命令が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第六十三

条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令が発せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされているその他の財産権(民事執行法第六十七條第一項に規定するその他の財産権をいう。)に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の例による。

(第三債務者の供託)

第三十六条 金銭債権の債務者(以下「第三債務者」という。)は、没収保全がされた後に当該保全に係る債権について強制執行による差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができ。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

3 第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失ったとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託につい

て準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所」と読み替えるものとする。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による供託がされた場合における民事執行法第六十五條の規定の適用については、同条第一号中「第五百五十六條第一項又は第二項」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十八條第一項同条第四項において準用する場合を含む。」とする。

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十七条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとなし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限り

でない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者(被告人である差押債権者を除く。)が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第十八條第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

(強制執行の停止)

第三十八条 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると認料するに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもって、強制執行の停止を命ずることができる。

2 検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなつたとき、又は強制執行の停止の期間が不当

に長くなつたときは、檢察官若しくは差押債権者の請求により、又は職権で、決定をもって、同項の決定を取り消さなければならぬ。第三十二條第二項の規定は、この場合に準用する。

(担保権の実行としての競売の手続との調整)

第三十九條 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分がされたものの実行(差押えを除く)は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失つた後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、檢察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三條第一項第七号(同法第八十九條、第九十二條又は第九十三條第二項において準用する場合を含む)の文書の提出があつたものとみなす。

(その他の手続との調整)

第四十條 第三十五條の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分(国税徴収法昭和三十四年法律第四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産宣告若しくは和議の開始決定(第三項において「破産宣告等」という)がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更に

生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令(同項において「更生手続開始決定等」という)がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

2 第三十六條の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

3 第三十七條の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第一項本文の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされていた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産宣告等がされていた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社その他の法人について更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものに

ついて当該処分の禁止がされる前に滞納処分による差押えがされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産宣告等がされていた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する会社その他の法人について当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

4 第三十八條の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

(附帯保全命令の効力等)

第四十一條 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

第二節 追徴保全

(追徴保全命令)

第四十二條 裁判所は、別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に係る被告人に關し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると思

料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、檢察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(第四項において「追徴保全額」という)を定め、特定の財産について発しなければならない。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができる。

3 追徴保全命令においては、処分を禁止すべき財産について、追徴保全命令の執行の停止を得るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金銭(以下「追徴保全解放金」という)の額を定めなければならない。

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

5 第二十二條第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ)について準用する。

(起訴前の追徴保全命令)

第四十三條 裁判官は、第十六條第二項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足り

平成十一年六月一日 衆議院會議録第三十四号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案及び同報告書

四六

る相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ、

2 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

(追徴保全命令の執行)

第四十四条 追徴保全命令は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の謄本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これを行うことができる。

3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他仮差押えの執行の手續に関する法令の規定に従つてする。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を發した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押えの執行については、第一項の規定による命令を發した検察官の所屬する檢察庁の対応する裁判所が管轄する。

(金錢債權の債務者の供託)

第四十五条 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金錢債權の債務者が、当該債權の額に相当する額の金錢を供託したときは、債權者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える

部分に係る供託金については、これを適用しない。

(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)

第四十六条 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判の言渡しがあつたときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつたものとみなす。

2 追徴の言渡しがあつた場合において、納付された追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならない。

(追徴保全命令の取消し)

第四十七条 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追徴保全の期間が不当に長くなつたときは、檢察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)

第四十八条 追徴保全命令は、無罪、免許若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十三条第二項の規定を準用する。

(失効等の場合の措置)

第四十九条 追徴保全命令が効力を失つたとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、檢察官は、速やかに、第四十四条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づく仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

第三節 雜則

(送達)

第五十条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。この場合において、民事訴訟法(平成八年法律第九十号)第九十条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第一百二十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

(上訴提起期間中の処分等)

第五十一条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれをしなければならぬ。

(不服申立て)

第五十二条 没収保全又は追徴保全に関して裁判所のした決定に対しては、抗告をすることができ、ただし、没収又は追徴すべき場合に該当すると認めるに足りる相当な理由がないこと

(第二十二條第二項の規定による決定に関して)は同項に規定する理由がないことを、第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に関しては第三十八条第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に関して裁判官のした裁判に不服がある者は、その裁判官の所屬する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに関する手續については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手續の例による。

(準用)

第五十三条 没収保全及び追徴保全に関する手續については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法の規定を準用する。

第五章 疑わしい取引の届出

(金融機関等による疑わしい取引の届出等)

第五十四条 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者(以下この条において「金融機関等」という。)は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは藥物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に當たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、

政令で定める事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあっては金融監督庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。)に届け出なければならない。

2 金融機関等(その役員及び使用人を含む。)

は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあっては、金融監督庁長官)に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が内閣総理大臣である場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

(郵政大臣による疑わしい取引の通知)

第五十五条 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは薬物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六條の罪に當たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

(捜査機関等への情報提供等)

第五十六条 金融監督庁長官は、前二條の規定により金融監督庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融監督庁長官の職務に相當する職務を行う外國の機関から提供さ

れた情報及びこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に関する情報」という。)が

檢察官、檢察事務官若しくは司法警察職員又は税關職員若しくは証券取引等監視委員會の職員(以下この条において「檢察官等」という。)による別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪、麻薬特例法第二條第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六條若しくは第七條の罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査に資すると認めるときは、これを檢察官等に提供するものとする。

2 檢察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることができる。

(外國の機関への情報提供)

第五十七条 金融監督庁長官は、前條第一項に規定する外國の機関に対し、その職務(この章に規定する金融監督庁長官の職務に相當するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認められる疑わしい取引に関する情報を提供することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑わしい取引に関する情報(前條第一項に規定する外國の機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外國の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。))又は審判(以下この条において「捜査等」という。))に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 金融監督庁長官は、外國からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等を使用することについて同意をすることができ

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 國際約束(第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する國際約束をいう。第五項において同じ。)に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に當たるものでないとき。

三 日本國が行う同種の要請に應ずる旨の要請國の保証がないとき。

4 金融監督庁長官は、前項の同意をする場合において、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該當しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該當しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができるとする外國の刑事事件の捜査等(政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。))の範圍を定めた國際約束に基づいて行われたと

きは、その範圍内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

(關係行政機關の協力)

第五十八條 關係行政機關は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての國際共助手続等

(共助の実施)

第五十九條 外國の刑事事件(麻薬特例法第六條第二項に規定する薬物犯罪等に當たる行為に係るものを除く。)に關して、当該外國から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該當する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本國內において行われたとした場合において、当該行為が別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に當たるものでないとき。

二 共助犯罪に係る行為が日本國內において行われたとした場合において、日本國の法令によればこれについて刑罰を科すことができな

四 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができたる財産に当たらないとき。

五 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本の法令によれば共助犯罪について追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができたる場合に当たらないとき。

六 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかったと認められるとき。

七 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二条第一項若しくは第四十二条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

八 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

二 麻薬特例法第十六条第二項に規定する薬物犯罪等に当たたる行為に係る外国の刑事事件に關して、当該外国から、条約に基づかないで、前項の共助の要請があったときは、同項第八号又は麻薬特例法第二十一条各号のいずれかに該当する場合を除き、その要請に係る共助をすることができ。

三 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとする。

(追徴とみなす没収)

第六十条 不法財産又は麻薬特例法第十一条第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産(以下この条において「不法財産等」という。)に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあっては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三条第一項各号に掲げる財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請についても、同様とする。

二 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全及び不動産若しくは動産又は金銭債

権以外の第十三条第一項各号に掲げる財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請の受理)

第六十一条 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

(裁判所の審査)

第六十二条 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、検察官は、裁判所に対し、共助をすることができるときに該当するかどうかについて審査の請求をしなければならぬ。

二 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定をし、共助の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部について共助をすることができるときに該当するとき、又はその全部について共助をすることができるときに該当するときは、それぞれその旨の決定をしなければならない。

三 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができるときに該当する旨の決定をする場合において、第五十九条第三項の規定により存続させなければならない権利があるときは、当該権利を存続させる旨の決定を同時にしなければならない。

四 裁判所は、追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき、共助をすることができるときに該当する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円

の金額を同時に示さなければならない。

要請に係る確定裁判の可否を審査することができない。

六 第一項の規定による審査に關しては、次に掲げる者(以下「利害関係人」という。)が当該審査請求事件の手続への参加を許されていないときは、共助をすることができるときに該当する旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこれらの財産若しくは権利について没収保全がされる前に強制競売の開始決定、強制執行による差押え若しくは仮差押えの執行がされている場合における差押権者若しくは仮差押権者

二 追徴の確定裁判の執行の共助については、当該裁判を受けた者

七 裁判所は、審査の請求について決定をするときは、検察官及び審査請求事件の手続への参加を許された者(以下「参加人」という。)の意見を聴かなければならない。

八 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えなければならない。この場合において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもって、参加人に出頭する機会を与えたものとみなす。

九 検察官は、前項の審問期日の手続に立ち会う

ことができる。

(抗告)

第六十三条 検察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。

2 抗告裁判所の決定に対しては、刑事訴訟法第四百五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。

(決定の効力)

第六十四条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定したときは、当該没収又は追徴の確定裁判は、共助の実施に関しては、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴の確定裁判とみなす。

(決定の取消し)

第六十五条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定した場合において、当該要請に係る確定裁判が取り消されたときその他その効力がなくなったときは、裁判所は、検察官又は利害関係人の請求により、決定をもって、共助をすることができる場合に該当する旨の決定を取り消さなければならない。

2 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

3 第六十三条の規定は、第一項の請求に係る決定について準用する。

(没収保全の請求)

第六十六条 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。

も、同様とする。

(手続の取消し)

第六十九条 共助の要請を撤回する旨の通知があったときは、検察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

2 前項の請求があったときは、裁判所又は裁判官は、速やかに、没収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。

(追徴保全の請求)

第六十七条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に對しその財産の処分を禁止することを請求しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

(公訴提起前の保全の期間)

第六十八条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に関してされた場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

2 要請国から、前項の期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があったときは、裁判官は、検察官の請求により、三十日間を限り、保全の期間を更新することができる。更新された期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があったとき

も、同様とする。

(手続の取消し)

第六十九条 共助の要請を撤回する旨の通知があったときは、検察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

2 前項の請求があったときは、裁判所又は裁判官は、速やかに、没収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。

(事実の取調べ)

第七十条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全に関する処分をするため必要があるときは、事実の取調べをすることができる。この場合においては、証人を尋問し、検証を行い、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

(検察官の処分)

第七十一条 検察官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に関して必要があるとき、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を囑託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、又は裁判官の発する令状により、差押え、搜索若しくは検証をすることができる。

2 検察官は、検察事務官に前項の処分をさせることができる。

(管轄裁判所)

第七十二条 この章の規定による審査、没収保全若しくは追徴保全又は令状の発付の請求は、請求する検察官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

(準用)

第七十三条 この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る)、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を、共助の要請を受理した場合における措置については国際捜査共助法(昭和五十五年法律第六十九号)第四条、第五十一条(第一号に係る部分に限る)及び第七十一条並びに逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第三条、第八条第二項並びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

(逃亡犯罪人の引渡しに関する特例)

第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとしたならば第十条第三項の罪に当たるとある場合には、同条第三号及び第四号中「三年」とあるのは、「二年」とする。

第七章 雑則

(政令等への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、没収

平成十一年六月一日 衆議院會議録第三十四号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案及び同報告書

五〇

保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

2 この法律に定めるもののほか、第十八条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第四章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに前章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く)は、最高裁判所規則で定める。

(経過措置)

第七十六条 この法律の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)後となる場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第二項第三号の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成十年法律第号)の施行の日

二 第五十四条第四項、第五十六条第一項及び第五十七条の規定 金融監督庁設置法(平成九年法律第百一号)の施行の日

三 別表第二十三号の規定 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第号)の施行の日

四 別表第五十七号の規定 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第号)の施行の日

(経過措置)

第二条 第九条第一項から第三項までの規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む)であつて、この法律の施行後に日本国内において行われたとしたならば別表に掲げる罪に当たるものにより生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産は、第

二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

2 第九条第一項から第三項までの規定は、施行日が不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日後となる場合において、この法律の施行前に犯した不正競争防止法の一部を改正する法律による改正後の不正競争防止法第十条の二第一項の違反行為に係る同法第十三条第三号の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばその罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む)により供与された財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、当該財産は、第

二条第二項第二号の犯罪収益とみなす。

3 第九条第一項から第三項までの規定は、この

法律の施行前に犯した麻薬特例法第二条第二項に規定する薬物犯罪の犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産(麻薬特例法附則第二項に規定する財産を含む)に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。

4 第十条及び第十一条の規定は、第一項及び第二項に規定する財産並びにこの法律の施行前に犯した第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む)により提供された資金に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、犯罪収益とみなす。

第三条 不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二十二條第一項、第四十二條第一項、第五十六條第一項、第五十九條第一項第一号及び次条の規定の適用については、これらの規定中「掲げる罪、同項第三号に規定する罪」とあるのは、「掲げる罪」とする。

第四条 金融監督庁設置法の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における第五十四條第一項及び第三項、第五十五條並びに第五十六條第二項の規定の適用については、第五十四條第一項中「主務大臣」主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融監督庁長官とし、とあるのは「主務大臣」と、

「都道府県知事とする。」とあるのは、「都道府県知事」と、同条第三項中「主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、金融監督庁長官)」とあるのは「主務大臣」と、第五十五条中「金融監督庁長官に通知する」とあるのは「帳簿に記録する」と、第五十六条第二項中「検察官等」とあるのは「検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員」と、「前項に規定する罪」とあるのは「別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第八條若しくは第七條の罪」と、「金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に関する情報の記録」とあるのは「第五十四條第一項若しくは第三項の規定により主務大臣に届け出られ、若しくは通知された事項の記録、同条第一項の規定により都道府県知事に届け出られた事項の記録又は前条の規定により郵政大臣が記録した帳簿」と、「若しくは謄写又はその写しの送付を求める」とあるのは「又は謄写をする」とする。

第五条 第五章の規定(前条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、附則第十二條の規定による改正前の麻薬特例法(以下「旧麻薬特例法」という。)第五條第一項の規定による届出は第五十四條第一項の規定による届出と、旧麻薬特例法第五條第三項の規定による文書の写しの送付は第五十四條第三項の規定による通知とみなし、旧麻薬特例法第六條の規定により記録した帳簿は、前条に規定す

に、「第十条」を「第七条」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「不法収益」を「薬物犯罪収益」

に改め、同項第三号中「第九条第三項」を「第六条第三項」に、「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同項第四号中「第九条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条を第十一号とし、同条の次に次の一条を加える。

(薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第

号。以下「組織的な犯罪処罰法」という。)第十四条及び第十五条の規定は、前条の規定による没収について準用する。この場合において、

組織的な犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十一号第一項各号」と読み替えるものとする。

第十五条及び第十六条を削る。

第十七条第一項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第十四条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第十三条とする。

第十八条の見出し中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条中「第八条」を「第五条」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条を第十四条とする。

第十九条中「第八条から第十二条まで」を「第五条から第九条まで」に改め、第三章中同条を第十五条とする。

第二十条第一項中「不法財産」を「第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産」に、「次条及び第二十三条」を「第十八条」に改め、同条

第二項中「第九条若しくは第十条」を「第六条若しくは第七条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組織的な犯罪処罰法第十八条第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十二条において準用する組織的な犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

第二十条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第四章中同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(没収された債権等の処分等)

第十七条 組織的な犯罪処罰法第十九条の規定は、第十一条の規定による没収について、組織的な犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に届託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。

第二十一条及び第二十二条を削る。

第二十三条中「刑事補償法」の下に「(昭和二十五年法律第一号)」を加え、第四章中同条を第十八条とする。

第五章第一節の節名を削り、第二十四条第一項中、「この節の定めるところにより」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があるとき、公訴が提起される前であっても、検察官又は司法警察官(麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限るものとし、警察官たる司法警察官については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。)の請求により、前二項に規定する処分をすることができ。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的な犯罪処罰法第四章の規定による没収保全命令及び附帯保全命令による処分の禁止の例による。

第二十四条第五項及び第六項を削り、第五章中同条を第十九条とする。

第二十五条から第四十三条までを削る。

第五章第二節の節名を削り、第四十四条第一項中「第十七条」を「第十三条」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があるとき、公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的な犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第四十四条第四項及び第五項を削り、同条を第二十号とする。

第四十五条から第五十一条までを削る。

第五章第三節を削る。

第五十六条第一項第六号中「第二十四条第一

項又は第四十四条第一項」を「第十九条第一項又は第二十条第一項」に改め、同条第二項を削り、第六章中同条を第二十一条とする。

第五十七条中「不法財産」を「第十一条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産」に、「不法財産」を「当該財産」に改め、同条を第二十二号とし、同条の次に次の一条を加える。

(組織的な犯罪処罰法による共助の例)

第二十三条 前二条に定めるもののほか、第二十一条の規定による共助については、組織的な犯罪処罰法第六章の規定による共助の例による。

第五十八条から第七十条までを削る。

第七十一条第二項中「第二十条」を「第十八条」に、「最高裁判所」を「最高裁判所規則」に改め、第七章中同条を第二十四条とする。

第七十二条を第二十五条とする。

附則第二項中「第九条及び第十号」を「第六条及び第七号」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改める。

附則第三項中「第二十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第四十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第十七条」を「第十三条」に、「第十九条」を「第十九条の二」に改める。

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する

法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(金融監督庁設置法の一部改正)
第十四条 金融監督庁設置法の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号の次に次の一号を加える。
二十四の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第 号)第五章の規定に基づいて、金融機関等からの届出に係る事項等の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

別表(第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係)

一 第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂罪)若しくは第六条第一項第一号(組織的な殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(団体の不正利益に係る殺人の予備)の罪又は第十条第一項(犯罪収益等隠匿)若しくは第二項(未遂罪)の罪

二 イ 刑法第八八条(現住建造物等放火)、第九十条第一項(非現住建造物等放火)若しくは第一百十條第一項(建造物等以外放火)の罪、同法第一百十五條の規定により同法第九九條第一項若しくは第一百十條第一項の例により処断すべき罪又はこれら(同法第九九條第一項の例により処断すべき罪)の未遂罪

ロ 刑法第三百三十七條(あへん煙吸器具輸入等)若しくは第三百三十九條第二項(あへん煙吸食のための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ハ 刑法第四百八八条(通貨偽造及び行使等)若しくは第四百九十九條(外国通貨偽造及び行使等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第五百三十三條(通貨偽造等準備)の罪

ニ 刑法第五百五十五條第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第五百五十七條第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪(同法第五百五十七條第一項の罪の未遂罪を除く)に係る同法第五百五十八條(偽造公文書行使等)の罪、同法第五百五十九條第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪若しくはこれらの罪に係る同法第六百六十一條(偽造私文書等行使)の罪又は同法第六百六十一條の二(電磁的記録不正作出及び供用)の罪

ホ 刑法第六百六十二條(有価証券偽造等)又は第六百六十三條(偽造有価証券行使等)の罪ヘ 刑法第六百七十五條(わいせつ物頒布等)の罪

ト 刑法第八十八條(常習賭博及び賭博場開張等図利)の罪
チ 刑法第九十七條から第九十七條の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄)の罪
リ 刑法第九十九條(殺人)の罪又はその未遂罪
ヌ 刑法第二百四條(傷害)又は第二百五條(傷害致死)の罪

ル 刑法第二百二十條(逮捕及び監禁)又は第二百二十一条(逮捕等致死傷)の罪
ヲ 刑法第二百二十四條から第二百二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪
ワ 刑法第二百三十五條から第二百三十八條まで(窃盗、不動産侵害、強盗)、第二百三十八條から第二百四十一條まで(事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死)又は第二百四十三條(未遂罪)の罪
カ 刑法第二百四十六條から第二百五十條まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪
ヨ 刑法第二百五十三條(業務上横領)の罪
タ 刑法第二百五十六條第二項(盗品有償譲受け等)の罪
レ 刑法第二百六十條(建造物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条の例により処断すべき罪
三 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条から第六條まで(爆発物の使用、製造等)の罪
四 商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百八十六條から第四百八十八條まで(特別背任、未遂罪)、第四百九十九條(不実文書行使)、第四百九十四條第一項(会社荒らし等)に関する収賄)又は第四百九十七條第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供)若しくはは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

五 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八年法律第六十六号)第一条(偽造等)、第二条(偽造外国流通貨幣等の輸入)、第三条第一項(偽造外国流通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪六 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪

七 破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百七十四條(詐欺破産)の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第三百七十八條(第三者の詐欺破産)の罪
八 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一條ノ二第二項(加重傷害)若しくは第二項(未遂罪)又は第一條ノ三(常習傷害等)の罪
九 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第一条から第四条まで(常習特殊強盗、常習暴行強盗、常習強姦強姦等)の罪
十 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第七十七條(特別背任)の罪
十一 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第六十三條(暴行等)による職業紹介等の罪
十二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十條第一項(児童虐待)の罪
十三 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第八十四條第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂罪
十四 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五

五 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八年法律第六十六号)第一条(偽造等)、第二条(偽造外国流通貨幣等の輸入)、第三条第一項(偽造外国流通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪六 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪
七 破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百七十四條(詐欺破産)の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第三百七十八條(第三者の詐欺破産)の罪
八 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一條ノ二第二項(加重傷害)若しくは第二項(未遂罪)又は第一條ノ三(常習傷害等)の罪
九 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第一条から第四条まで(常習特殊強盗、常習暴行強盗、常習強姦強姦等)の罪
十 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)第七十七條(特別背任)の罪
十一 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第六十三條(暴行等)による職業紹介等の罪
十二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十條第一項(児童虐待)の罪
十三 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第八十四條第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂罪
十四 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五

号第九十七号(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第九十八号(内部者取引)又は第二百条第三号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

十五 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四号)第二十四条の三(使用等)の罪

十六 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六十四条(暴行等による職業紹介等)の罪

十七 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第三十条(無資格競馬等)又は第三十二条の後段(加重収賄)の罪

十八 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第十八条(無資格自転車競走等)又は第二十三条後段(加重収賄)の罪

十九 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条又は第七十三条の違反行為に係る同法第七十七条(非弁護士の法律事務の取扱い等)の罪

二十 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪

二十一 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第二十四条(無資格小型自動車競走等)又は第二十八条後段(加重収賄)の罪

二十二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第三条の違反行為に係る同法第二十四条第一号(無登録販売等)の罪又は同法第二十四条の二第一号(興奮等の作用を有する毒物等の販売等)の罪

二十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二百二十八条(特別背任)、第二百三十条(不実文書行使)、第二百三十五条第一項(証券投資法人荒らし等)に関する収賄又は第二百三十六条第二項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(投資主の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

二十四 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第二十七条(無資格モーターボート競走等)又は第三十四条後段(加重収賄)の罪

二十五 覚せい剤取締法(第四十一条の三)覚せい剤の使用、覚せい剤原料の輸入等、第四十一条の四(管理外覚せい剤の施用等)、第四十一条の七(覚せい剤原料の輸入等の予備)、第四十一条の十(覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一条の十三(覚せい剤原料の譲渡)と譲受けとの周旋)の罪

二十六 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三条の二第一項(不法就労助長)、第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)、第七十四条の四(集団密航者の収受等)若しくは第七十四条の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四条の八第二項(営利目的の不法入国者等の蔵匿等)の罪若しくはその未遂罪

二十七 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百九十条第一項(詐欺更生)又は第二百九十一条第一項(第三者の詐欺更生)の罪

二十八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条の三(ジアセチルモルヒネ等の施用等)又は第六十六条の二(麻薬の施用等)の罪

二十九 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)第三十一条(銃砲の無許可製造若しくは第三十一条の二第一号(銃砲以外の武器の無許可製造)の罪又は銃砲の製造に係る同条第四号(銃砲の無許可製造)の罪

三十 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九十九条(輸入禁制品の輸入)の罪

三十一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第五条第一項(高金利)若しくは第二項(業として行う高金利)の罪、同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第一項第一号(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪又は同法第一条、第二条第一項若しくは第五条第一項若しくは第二項の違反行為に係る同法第八条第一項第二号(元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為)の罪

三十二 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七条第一項後段(加重収賄)の罪

三十三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十九条(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪

三十四 売春防止法(第八十一条(周旋)、第七十一条(困惑等による売春)、第八十一条(対償の收受等)、第十条(売春をさせる契約)、第

十一条第二項(業として行う場所の提供)、第十二条(売春をさせる業)又は第十三条(資金等の提供)の罪

三十五 銃砲刀剣類所持等取締法(第三十一条から第三十一条の四まで(けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(けん銃実包の輸入、所持、譲渡等)、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで(銃銃の所持等、けん銃等の輸入の予備、けん銃等の輸入に係る資金等の提供)、第三十一条の十五(けん銃等の譲渡)と譲受けの周旋等)、第三十一条の十六第一項第一号(けん銃等及び銃銃以外の銃銃等の所持)、第二号(けん銃部品の所持)若しくは第三号(けん銃部品の譲渡)等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一条の十七(けん銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十八第一号(けん銃実包の譲渡)と譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(けん銃部品の譲渡)と譲受けの周旋等)の罪

三十六 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十六号(特許権等の侵害)の罪

三十七 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七十八号(商標権等の侵害)の罪

三十八 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第八十四条第五号(業として行う医薬品の販売等)の罪

三十九 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第三十二条(特別背任)の罪

四十 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第一百九条(著作権等の侵害等)の罪

四十一 航空機の強取等の処罰に関する法律
(昭和四十五年法律第六十八号) 第一条(航空機の強取等)、第二条(航空機強取等致死又は第四条(航空機の運航阻害)の罪
四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和四十五年法律第三十七号) 第十四条
一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業の罪又は同法第二十六条第二号の二(産業廃棄物の処理の委託)の罪

四十三 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)

第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪

四十四 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号) 第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

四十五 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一号) 第五条(開設等)の罪
四十六 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号) 第九条(製造等)の罪
四十七 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号) 第四十七条第一号(無登録営業)の罪

四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

律(昭和六十年法律第八十八号) 第五十八条(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四十条第三項に係る同法第五十九条第一号(適用対象業務以外の業務についての労働者派遣事業)の罪
四十九 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号) 第九十四条(仮装取引等)の罪
五十 麻薬特例法第六十一条(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪
五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号) 第四十九条(不実文書行使)の罪

五十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号) 第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪
五十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五十五条(発散させる行為又は第六条第一項から第三項まで(製造等)の罪
五十四 保険業法(平成七年法律第五号) 第二百一十二条(保険管理人等の特別背任)、第二百一十三条(社債権者集会の代表者等の特別背任)又は第二百一十五条(不実文書行使)の罪
五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号) 第九十五条第一項(詐欺更生)又は第九十六条第一項(第三者の詐欺更生)の罪
五十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四号) 第二十条第一項(臓器売買等)の罪

五十七 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十一条(発起人、取締役等の特別背任)、第七十二条(特定社債権者集会の代表者等の特別背任)、第七十四条(不実文書行使)、第七十九条第一項(特定目的会社荒らし等)に関する収賄又は第八十二条第二項(社員の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(社員の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

理由

最近における組織的な犯罪の実情及び犯罪収益の運用等の状況並びにこれらの処罰及び規制に関する国際的な動向にかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪収益の隠匿及び収受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会附法第九二号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における組織的な犯罪の実情及び犯罪収益の運用等の状況並びにこれらの処罰及び規制に関する国際的な動向にかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪収益の隠匿及び収受並びにこれを用

いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 組織的な犯罪の処罰等

(一) 一定の類型に該当する組織的な殺人、詐欺等の処罰を強化するほか、組織的な殺人の予備罪の強化等に関する規定を設けるものとする。

(二) 組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の処罰を強化するものとする。

(三) 組織的な犯罪に用いられた団体の物件等を没収できるものとする。

2 犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為等の処罰及び犯罪収益等の没収等

(一) 一定の罪の犯罪行為により得た犯罪収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為並びに犯罪収益等の隠匿及び収受を処罰するものとする。

(二) 犯罪収益等の没収の対象を金銭債権に拡大し、その追徴の範囲を拡大するほか、これらの保全手続の整備を図るものとする。

(三) 銀行その他の金融機関等に対し、その取引において収受した財産が犯罪収益等である疑いがある場合にその届出を義務付ける等の措置を定めるものとする。

(四) 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続の整備を図るものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、本案の提出後において、関係法律の成立及び一部改正が行われたこと等に伴う所要の修正を行う必要があるもので、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十一年五月二十八日

法務委員長 杉浦 正健

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等(第三条―第十七条)
- 第三章 没収に関する手続等の特例(第十八条―第二十一条)

第四章 保全手続

- 第一節 没収保全(第二十一条―第四十一条)
- 第二節 追徴保全(第四十二条―第四十九条)
- 第三節 雑則(第五十条―第五十三条)
- 第五章 疑わしい取引の届出(第五十四条―第五十八条)

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等(第五十九条―第七十四条)

第七章 雑則(第七十五条―第七十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従つて構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。により反復して行われるものをいう。

2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財産をいう。

- 一 財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たつて、当該行為地の法令により罪に当たつて、当該行為を含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

二 次に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、ロ又はニに掲げる罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たつて、当該行為を含む。)により提供された資金

イ 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一条の十(覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)の罪

ロ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第十三条(資金等の提供)の罪

ハ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条の十三(資金等の提供)の罪

ニ サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第七条(資金等の提供)の罪

三 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第十条の二第一項の違反行為に係る同法第十三条第三号(外国公務員等に対する利益供与等)の罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たつて、当該行為を含む。)により供与された財産

3 この法律において「犯罪収益に由来する財産」とは、犯罪収益の果実として得た財産、犯罪収益の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他犯罪収益の保有又は処分に基づき得た財産をいう。

4 この法律において「犯罪収益等」とは、犯罪収益、犯罪収益に由来する財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産をいう。

5 この法律において「薬物犯罪収益」とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下「麻薬特例法」という。)第二条第三項に規定する薬物犯罪収益をいう。

6 この法律において「薬物犯罪収益に由来する財産」とは、麻薬特例法第二条第四項に規定する薬物犯罪収益に由来する財産をいう。

7 この法律において「薬物犯罪収益等」とは、麻薬特例法第二条第五項に規定する薬物犯罪収益等をいう。

第二章 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の没収等

(組織的な殺人等)

第三条 次の各号に掲げる罪に当たつては、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であつて、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ。)として、当該

為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば、当該罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たつて、当該行為を含む。)により供与された財産

同じ。)を選任し、若しくは選任させ、解任し、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く。)

2 不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときも、前項と同様とする。不法収益等を用いることにより、法人等に対する債権を取得しようとし、又は第三者に取得させようとする者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

一 当該法人等又はその子法人の役員等を選任させ、若しくは解任させ、又は辞任させること。

二 当該法人等又はその子法人を代表すべき役員等の地位を変更させること(前号に該当するものを除く。)

3 不法収益等を用いることにより、法人等の株主等に対する債権を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、当該債権の取得又は行使に関し、当該株主等にその権限又は当該債権に基づく影響力を行使させて、これらの各号のいずれかに該当する行為をした場合において、当該債権を取得し、又は第三者に取得させたときも、同様とする。

4 この条において「子法人」とは、一の法人等が発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)又は持分を所有する法人をいい、一の法人等及びその子法人又は一の法人等の子法人が発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式又は持分を所有する法人は、当該法人等の子法人とみなす。

(犯罪収益等隠匿)

第十条 犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益の発生の原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(犯罪収益等收受)

第十一条 情を知って、犯罪収益等を收受した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(国外犯)

第十二条 第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は、刑法第三条の例に従う。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができる。

一 犯罪収益(第六号に掲げる財産に該当するものを除く。)

二 犯罪収益に由来する財産(第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基き得たものを除く。)

三 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、不法収益等(薬物犯罪収益、その保有若しくは処分に基き得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産であるもの(第三項において「薬物不法収益等」という。)を除く。以下この項において同じ。)を用いることにより取得されたもの

四 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、不法収益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられ

た不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等)

五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分に基き得た財産

た不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等)

五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分に基き得た財産

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(財産に対する罪、刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三号の罪、同法第二百二十五条の二第二項若しくは第二百二十七条第四項後段の罪若しくは別表第七号、第二十七号、第三十一号、第三十三号若しくは第四十四号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基き得た財産をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができる。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

3 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が薬物犯罪収益又はその保有若しくは処分に基き得た財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没収することが相当でないとき認められるときは、その一部を没収すること

に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(国外犯)

第十二条 第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は、刑法第三条の例に従う。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができる。

一 犯罪収益(第六号に掲げる財産に該当するものを除く。)

二 犯罪収益に由来する財産(第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基き得たものを除く。)

た不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該不法収益等)

五 第十条又は第十一条の罪に係る犯罪収益等

六 不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為又は第十条若しくは第十一条の犯罪行為により生じ、若しくはこれらの犯罪行為により得た財産又はこれらの犯罪行為の報酬として得た財産

七 第三号から前号までの財産の果実として得た財産、これらの各号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他これらの各号の財産の保有又は処分に基き得た財産

2 前項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(財産に対する罪、刑法第二百二十五条の二第二項の罪に係る第三号の罪、同法第二百二十五条の二第二項若しくは第二百二十七条第四項後段の罪若しくは別表第七号、第二十七号、第三十一号、第三十三号若しくは第四十四号に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基き得た財産をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができる。前項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分についても、同様とする。

3 次に掲げる財産は、これを没収する。ただし、第九条第一項から第三項までの罪が薬物犯罪収益又はその保有若しくは処分に基き得た財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産に係る場合において、これらの罪につき次に掲げる財産の全部を没収することが相当でないとき認められるときは、その一部を没収すること

に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によって行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

(国外犯)

第十二条 第九条第一項から第三項まで及び前二条の罪は、刑法第三条の例に従う。

(犯罪収益等の没収等)

第十三条 次に掲げる財産は、不動産若しくは動産又は金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をいう。以下同じ。)であるときは、これを没収することができる。

一 犯罪収益(第六号に掲げる財産に該当するものを除く。)

二 犯罪収益に由来する財産(第六号に掲げる財産に該当する犯罪収益の保有又は処分に基き得たものを除く。)

ができる。

一 第九条第一項の罪に係る株主等の地位に係る株式又は持分であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの

二 第九条第二項又は第三項の罪に係る債権であつて、薬物不法収益等を用いることにより取得されたもの(当該債権がその取得に用いられた薬物不法収益等である財産の返還を目的とするものであるときは、当該薬物不法収益等)

三 薬物不法収益等を用いた第九条第一項から第三項までの犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産

四 前三号の財産の果実として得た財産、前三号の財産の対価として得た財産、これらの財産の対価として得た財産その他前三号の財産の保有又は処分に基づき得た財産

4 前項の規定により没収すべき財産について、当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、同項の規定にかかわらず、これを没収しないことができる。

(犯罪収益等が混和した財産の没収等)

第十四条 前条第一項各号又は第三項各号に掲げる財産(以下「不法財産」という。)が不法財産以外の財産と混和した場合において、当該不法財産を没収すべきときは、当該混和により生じた財産(次条第一項において「混和財産」という。)のうち当該不法財産(当該混和に係る部分に限る。)の額又は数量に相当する部分を没収することができる。

(没収の要件等)

第十五条 第十三条の規定による没収は、不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属しない場合に限る。ただし、犯人以外の者が、犯罪の後情を知つて当該不法財産又は混和財産を取得した場合(法令上の義務の履行として提供されたものを收受した場合又は契約(債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。)の時に当該契約に係る債務の履行が不法財産若しくは混和財産によつて行われることの情を知らないでした当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した場合を除く。)は、当該不法財産又は混和財産が犯人以外の者に帰属する場合であつても、これを没収することができる。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産を第十三条の規定により没収する場合において、犯人以外の者が犯罪の前に当該権利を取得したとき、又は犯人以外の者が犯罪の後情を知らずに当該権利を取得したときは、これを存続させるものとする。

(追徴)

第十六条 第十三条第一項各号に掲げる財産が不動産若しくは動産若しくは金銭債権でないとき、その他これを没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用の状況、当該財産に関する犯人以外の者の権利の有無その他の事情からこれを没収することが相当でないと認められるときは、その価額を犯人から追徴することができる。ただし、当該財産が犯罪被害財産であるときは、この限りでない。

2 第十三条第三項の規定により没収すべき財産

2 第十三条第三項の規定により没収すべき財産

を没収することができないとき、又は同条第四項の規定によりこれを没収しないときは、その価額を犯人から追徴する。

(西罰規定)

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第九条第一項から第三項まで、第十条又は第十一条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第十八条 不法財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいう。次条第一項及び第二十一条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第十三条の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないとき、前項と同様とする。

3 地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるときは、裁判所は、没収の言渡しと同時に、その旨を宣告しなければならない。

4 第十五条第二項の規定により存続させるべき権利について前項の宣告がない没収の裁判が確定したときは、当該権利を有する者で自己の責

めに帰することのできない理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかったものは、当該権利について、これを存続させるべき場合に該当する旨の裁判を請求することができる。

5 前項の裁判があつたときは、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)に定める処分された没収物に係る補償の例により、補償を行う。

6 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十一年法律第三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第十九条 没収された債権等は、検察官がこれを処分しなければならない。

2 債権の没収の裁判が確定したときは、検察官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

(没収の裁判に基づく登記等)

第二十条 権利の移転について登記又は登録(以下「登記等」という。)を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱託する場合において、没収により効力を失つた処分の制限に係る登記等若しくは没収により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没収に関して次章第一節の規定による没収保全命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱託するものとする。

(刑事補償の特例)

第二十一条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

第四章 保全手続

第一節 没収保全

(没収保全命令)

第二十二條 裁判所は、別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に係る被告事件に關し、不法財産であつてこの法律その他の法令の規定により没収することができるとするもの(以下「没収対象財産」という。)に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、これを没収するため必要があると認めるときは、檢察官の請求により、又は職權で、没収保全命令を發して、当該没収対象財産につき、この節の定めるところにより、その処分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上權、抵當權その他の權利がその上に存在する財産について没収保全命令を發した場合又は發しようとする場合において、当該權利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて当該財産を没収するため必要があると認めるとき、又は当該權利が假裝のものであると思料するに足りる相当な理由があると認めるときは、檢察官の請求により、又は職權で、附帯保全命令を別に發して、当該權利の処分を禁止することができる。

3 没収保全命令又は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠と

なるべき法令の条項、処分を禁止すべき財産又は權利の表示、これらの財産又は權利を有する者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。)の氏名、發付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

4 裁判長は、急速を要する場合には、第一項若しくは第二項に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

5 没収保全(没収保全命令による処分)の禁止をいう。以下同じ。に關する処分は、第一回公判期日までは、裁判官が行う。この場合において、裁判官は、その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の權限を有する。

6 没収保全がされた不動産又は動産については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により押収することを妨げない。

(起訴前の没収保全命令)

第二十三條 裁判官は、前條第一項又は第二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、檢察官又は司法警察員(警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項において同じ。)の請求により、同條第一項又は第二項に規定する処分をすることができる。

2 司法警察員は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が發せられたときは、速やかに、關係書類を檢察官に送付しなければならない。

3 第一項の規定による没収保全は、没収保全命令が發せられた日から三十日以内に当該保全が

された事件につき公訴が提起されないときは、その効力を失う。ただし、共犯に対して公訴が提起された場合において、その共犯に關し、当該財産につき前條第一項に規定する理由があるときは、この限りでない。

4 裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、檢察官の請求により、三十日ごとに、前項の期間を更新することができる。この場合において、更新の裁判は、檢察官に告知された時にその効力を生ずる。

5 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所屬する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官にしなければならない。

6 第一項又は第四項の規定による請求を受けた裁判官は、没収保全に關し、裁判所又は裁判長と同一の權限を有する。

7 檢察官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなくなるに至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者(被告人を除く。)に通知しなければならない。この場合において、その者の所在が分からないため、又はその他の理由によつて、通知をすることができないときは、通知に代えて、その旨を檢察官の揭示場に七日間揭示して公告しなければならない。

(没収保全に關する裁判の執行)

第二十四條 没収保全に關する裁判で執行を要するものは、檢察官の指揮によつて、これを執行する。

2 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその謄本が送達される前であっても、することができる。

(没収保全の効力)

第二十五條 没収保全がされた財産(以下「没収保全財産」という。)について当該保全がされた後にされた処分は、没収に關しては、その効力を生じない。ただし、第三十七條第一項の規定により没収の裁判をすることができない場合における同項に規定する手続(第四十條第三項の規定により第三十七條第一項の規定を準用する手続を含む。)及び没収保全財産に対して実行することができる擔保權の実行としての競売の手続による処分については、この限りでない。

(代替金の納付)

第二十六條 裁判所は、没収保全財産を有する者の請求により、適當と認めるときは、決定をもって、当該没収保全財産に代わるものとして、その財産の価額に相當する金銭(以下「代替金」という。)の額を定め、その納付を許すことができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするには、檢察官の意見を聴かなければならない。

3 第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 代替金の納付があつたときは、没収保全は、代替金についてされたものとみなす。

(不動産の没収保全)

第二十七條 不動産(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十三條第一項に規定する不動産及び同條第二項の規定により不動産とみなされるものをいう。以下この條(第七項本文を除く。)、次條、第二十九條第一項及び第三十五條第一項において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を發して行う。

2 前項の没収保全命令の謄本及び第二十三条第四項の規定による更新の裁判の裁判書の謄本(以下「更新の裁判の謄本」という。)は、不動産の所有者(民事執行法第四十三条第二項の規定により不動産とみなされる権利についてはその権利者とし、当該不動産又は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。)に送達しなければならない。

3 不動産の没収保全命令の執行は、没収保全の登記をする方法により行う。
4 前項の登記は、検察事務官が囑託する。この場合において、囑託は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて、これを行う。

5 不動産の没収保全の効力は、没収保全の登記がされた時に生ずる。
6 不動産の没収保全の効力が生じたときは、検察官は、当該不動産の所在する場所に公示書を掲示する方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。

7 不動産の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の登記の後に没収保全の登記がされた場合において、その仮処分の債権者が保全すべき登記請求権に係る登記をするときは、没収保全の登記に係る処分の制限は、仮処分の登記に係る権利の取得又は消滅と抵触しないものとみなす。ただし、その権利の取得を当該債権者に対抗することができない者を不動産を有する者として当該没収保全の登記がされたときは、この限りでない。

8 民事執行法第四十六条第二項及び第四十八条第二項の規定は、不動産の没収保全について準

用する。この場合において、同法第四十六条第二項中「債務者」とあるのは「没収保全財産を有する者」と、同法第四十八条第二項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記の囑託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(船舶等の没収保全)
第二十八条 登記される船舶、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機(第三十五条第一項において単に「航空機」という。)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の規定により登録を受けた自動車(同項において単に「自動車」という。又は建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の規定により登記を受けた建設機械(同項において単に「建設機械」という。))の没収保全については、不動産の没収保全の例による。

(動産の没収保全)
第二十九条 動産(不動産及び前条に規定する物以外の物をいう。以下この条において同じ。)の没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、動産の所有者名義人が異なる場合は、名義人を含む。)に送達しなければならない。
3 動産の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が所有者に送達された時に生ずる。
4 刑事訴訟法の規定による押収がされていない

動産又は同法第二百一十一条第一項の規定により、看守者を置き、若しくは所有者その他の者に保管させている動産について、没収保全の効力が生じたときは、検察官は、公示書を張り付ける方法その他相当の方法により、その旨を公示する措置を執らなければならない。
(債権の没収保全)
第三十条 債権の没収保全は、債権者(名義人が異なる場合は、名義人を含む。以下この条において同じ。)に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び債務者に対し債権者への弁済を禁止する旨の没収保全命令を発して行う。

2 前項の没収保全命令の謄本及び更新の裁判の謄本は、債権者及び債務者に送達しなければならない。
3 債権の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が債務者に送達された時に生ずる。

4 民事執行法第五十条、第五百五十六条第一項及び第三項並びに第五百五十四条第四項の規定は、債権の没収保全について準用する。この場合において、同法第五十条及び第五百五十六条第一項中「差押え」とあり、及び同法第五百五十四条中「差押命令」とあるのは「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基づいて」と、同法第五百五十六条第一項及び第三項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を発した裁判所」と、同法第六百六十四条第四項中「差し押さえられた債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、「支払又は供託」とあるのは「供託」と、「裁判所書記官は、申

立てにより」とあるのは「検察事務官は、検察官が登記等の抹消の囑託を指揮する書面に基づいて」と、「債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したとき」とあるのは「没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたとき」と読み替えるものとする。
(その他の財産権の没収保全)
第三十一条 第二十七条から前条までに規定する財産以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

2 その他の財産権で債務者又はこれに準ずる者がいないもの(次項に規定するものを除く。)の没収保全の効力は、没収保全命令の謄本が権利者に送達された時に生ずる。

3 第二十七条第三項から第五項まで及び第七項並びに民事執行法第四十八条第二項の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十一条第三項において準用する同法第二十七条第四項」と、「執行裁判所」とあるのは「登記等の囑託をした検察事務官の所属する検察庁の検察官」と読み替えるものとする。

(没収保全命令の取消し)
第三十二条 没収保全の理由若しくは必要がなくなったとき、又は没収保全の期間が不当に長くなったときは、裁判所は、検察官若しくは没収保全財産を有する者(その者が被告人であると

きは、その弁護人を含む。の請求により、又は職権で、決定をもって、没収保全命令を取り消さなければならぬ。

2 裁判所は、検察官の請求による場合を除き、前項の決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならぬ。

(没収保全命令の失効)

第三十三条 没収保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があったとき、又は有罪の裁判の告知があった場合において没収の言渡しがなかったときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があった場合における没収保全の効力については、第二十三條第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「没収保全命令が発せられた日」とあるのは、「公訴棄却の裁判が確定した日」と読み替えるものとする。

(失効等の場合の措置)

第三十四条 没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときは、検察官は、速やかに、検察事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱託をさせ、及び公示書の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱託は、検察官がその嘱託を指揮する書面に基づいて、これを行う。

(没収保全財産に対する強制執行の手続の制限)

第三十五条 没収保全がされた後に、当該保全に

係る不動産、船舶(民事執行法第一百二十二条に規定する船舶をいう。)、航空機、自動車若しくは建設機械に対し強制競売の開始決定がされたとき又は当該保全に係る動産(同法第二百二十二条第一項に規定する動産をいう。第四十二条第二項において同じ。))に対し強制執行による差押えがされたときは、強制執行による売却のための手続は、没収保全が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 没収保全がされている債権(民事執行法第四百三十三条に規定する債権をいう。以下同じ。))に対し強制執行による差押命令が発せられたときは、当該差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち没収保全がされた部分については、没収保全が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、取立て又は同法第六百六十三条第一項の規定による請求をすることができない。

3 第一項の規定は、没収保全がされた後に強制執行による差押命令が発せられた債権で、条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて準用する。

4 没収保全がされているその他の財産権(民事執行法第六百六十七条第一項に規定するその他の財産権をいう。))に対する強制執行については、没収保全がされている債権に対する強制執行の例による。

(第三債務者の供託)

第三十六条 金銭債権の債務者(以下「第三債務者」という。))は、没収保全がされた後に当該保

全に係る債権について強制執行による差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができ。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を没収保全命令を発した裁判所に届け出なければならない。

3 第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、没収保全がされた金銭債権の額に相当する部分については没収保全が効力を失ったとき又は代替金が納付されたときに、その余の部分については供託されたときに、配当又は弁済金の交付を実施しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。この場合において、同項中「没収保全命令を発した裁判所」とあるのは、「執行裁判所」と読み替えるものとする。

5 第一項(前項において準用する場合を含む。))の規定による供託がされた場合における民事執行法第六百六十五条の規定の適用については、同条第一号中「第五百五十八条第一項又は第二項」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項同条第四項において準用する場合を含む。」とする。

(強制執行に係る財産の没収の制限)

第三十七条 没収保全がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産については、没収の裁判をすることができ

ない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収対象財産であることの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

2 没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であつて附帯保全命令による処分禁止がされたものについて、当該処分の禁止がされる前に強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされていた場合において、当該財産を没収するときは、その権利を存続させるものとし、没収の言渡しと同時に、その旨の宣告をしなければならない。ただし、差押債権者の債権が仮装のものであるとき、差押債権者が没収により当該権利が消滅することの情を知りながら強制執行の申立てをしたものであるとき、又は差押債権者が犯人であるときは、この限りでない。

3 強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令が発せられた場合における当該財産については、差押債権者(被告人である差押債権者を除く。))が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。前項に規定する場合における財産の没収についても、同様とする。

4 第十八条第四項及び第五項の規定は第二項の規定により存続させるべき権利について同項の宣告がない没収の裁判が確定した場合について、同条第六項の規定は前項の没収に関する手続について準用する。

(強制執行の停止)

第三十八條 裁判所は、強制競売の開始決定又は強制執行による差押えがされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、前条第一項ただし書に規定する事由があると認めるに足りる相当な理由があることを認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、決定をもって、強制執行の停止を命ずることができる。

2 検察官が前項の決定の裁判書の謄本を執行裁判所に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九條第一項第七号の文書の提出があったものとみなす。

3 裁判所は、没収保全が効力を失ったとき、代替金が納付されたとき、第一項の理由がなくなったとき、又は強制執行の停止の期間が不当に長くなったときは、検察官若しくは差押債権者の請求により、又は職権で、決定をもって、同項の決定を取り消さなければならない。第三十二條第二項の規定は、この場合に準用する。

(担保権の実行としての競売の手続との調整)
第三十九條 没収保全財産の上に存在する担保権で、当該保全がされた後に生じたもの又は附帯保全命令による処分がされたものの実行(差押えを除く)は、没収保全若しくは附帯保全命令による処分の禁止が効力を失った後又は代替金が納付された後でなければ、することができない。

2 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せ

られた場合において、検察官が当該命令の謄本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三條第一項第七号(同法第八十九條、第九十二條又は第九十三條第二項において準用する場合を含む)の文書の提出があったものとみなす。

(その他の手続との調整)

第四十條 第三十五條の規定は、没収保全がされている財産に対し滞納処分(国税徴収法昭和三十四年法律第四十七号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。以下同じ。による差押えがされた場合又は没収保全がされている財産を有する者について破産宣告若しくは和議の開始決定(第三項において「破産宣告等」という)がされた場合若しくは没収保全がされている財産を有する会社その他の法人について更生手続開始の決定、整理開始の命令若しくは特別清算開始の命令(同項において「更生手続開始決定等」という)がされた場合におけるこれらの手続の制限について準用する。

2 第三十六條の規定は没収保全がされている金銭債権に対し滞納処分による差押えがされた場合又は滞納処分による差押えがされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について、同条第一項、第二項及び第四項の規定は没収保全がされている金銭債権に対し仮差押えの執行がされた場合又は仮差押えの執行がされている金銭債権について没収保全がされた場合における第三債務者の供託について準用する。

3 第三十七條の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し仮差押えの執行がされた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であって附帯保全命令による処分がされたものについて当該処分の禁止がされる前に仮差押えの執行がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第一項本文の規定は没収保全がされる前に当該保全に係る財産に対し滞納処分による差押えがされていた場合又は没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する者について破産宣告等がされていた場合若しくは没収保全がされる前に当該保全に係る財産を有する会社その他の法人について更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について、同条第二項本文の規定は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であって附帯保全命令による処分の禁止がされたものについて当該処分の禁止がされる前に滞納処分による差押えがされていた場合又は没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であって附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産宣告等がされていた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であって附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する者について当該処分の禁止がされる前に破産宣告等がされていた場合若しくは没収対象財産の上に存在する地上権その他の権利であって附帯保全命令による処分の禁止がされたものを有する会社その他の法人について当該処分の禁止がされる前に更生手続開始決定等がされていた場合におけるこれらの財産の没収の制限について準用する。

4 第三十八條の規定は、仮差押えの執行がされている財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合における強制執行の停止について準用する。

(附帯保全命令の効力等)
第四十一條 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

2 附帯保全命令による処分の禁止については、特別の定めがあるもののほか、没収保全に関する規定を準用する。

第二節 追徴保全

(追徴保全命令)

第四十二條 裁判所は、別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪に係る被告事件に關し、この法律その他の法令の規定により不法財産の価額を追徴すべき場合に当たると認めるに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができなくなると認めるときは、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 追徴保全命令は、追徴の裁判の執行のため保全することを相当と認める金額(第四項において「追徴保全額」という)を定め、特定の財産について発しなければならない。ただし、動産については、目的物を特定しないで発することができる。

3 追徴保全命令においては、処分を禁止すべき

財産について、追徴保全命令の執行の停止を得るため、又は追徴保全命令の執行としてされた処分の取消しを得るために被告人が納付すべき金銭(以下「追徴保全解放金」という。)の額を定めなければならない。

4 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、追徴保全額、処分を禁止すべき財産の表示、追徴保全解放金の額、発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

5 第二十一条第四項及び第五項の規定は、追徴保全(追徴保全命令による処分の禁止をいう。以下同じ。)について準用する。

(起訴前の追徴保全命令)

第四十三条 裁判官は、第十八条第二項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、前条第一項に規定する必要があると認めるときは、公訴が提起される前であっても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができ。

2 第二十三条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

(追徴保全命令の執行)

第四十四条 追徴保全命令は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定による仮差押命令と同一の効力を有する。

2 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の謄本が被告人又は被疑者に送達される前であつて

も、これを行うことができる。

3 追徴保全命令の執行は、この法律に特別の定めがあるもののほか、民事保全法その他仮差押えの執行の手續に関する法令の規定に従つてする。この場合において、これらの法令の規定において仮差押命令を発した裁判所が保全執行裁判所として管轄することとされる仮差押えの執行については、第一項の規定による命令を発した検察官の所属する検察庁の対応する裁判所が管轄する。

(金銭債権の債務者の供託)

第四十五条 追徴保全命令に基づく仮差押えの執行がされた金銭債権の債務者が、当該債権の額に相当する額の金銭を供託したときは、債権者の供託金の還付請求権につき、当該仮差押えの執行がされたものとみなす。

2 前項の規定は、追徴保全解放金の額を超える部分に係る供託金については、これを適用しない。

(追徴保全解放金の納付と追徴等の裁判の執行)

第四十六条 追徴保全解放金が納付された後に、追徴の裁判が確定したとき、又は仮納付の裁判の言渡しがあつたときは、納付された金額の限度において追徴又は仮納付の裁判の執行があつたものとみなす。

2 追徴の言渡しがあつた場合において、納付された追徴保全解放金が追徴の金額を超えるときは、その超過額は、被告人に還付しなければならない。

(追徴保全命令の取消し)

第四十七条 裁判所は、追徴保全の理由若しくは必要がなくなつたとき、又は追徴保全の期間が

不当に長くなつたときは、検察官、被告人若しくはその弁護人の請求により、又は職権で、決定をもつて、追徴保全命令を取り消さなければならない。第三十二条第二項の規定は、この場合に準用する。

(追徴保全命令の失効)

第四十八条 追徴保全命令は、無罪、免訴若しくは公訴棄却(刑事訴訟法第三百三十八条第四号及び第三百三十九条第一項第一号の規定による場合を除く。)の裁判の告知があつたとき、又は有罪の裁判の告知があつた場合において追徴の言渡しがなかつたときは、その効力を失う。

2 刑事訴訟法第三百三十八条第四号又は第三百三十九条第一項第一号の規定による公訴棄却の裁判があつた場合における追徴保全命令の効力については、第三十三条第二項の規定を準用する。

(失効等の場合の措置)

第四十九条 追徴保全命令が効力を失つたとき、又は追徴保全解放金が納付されたときは、検察官は、速やかに、第四十四条第一項の規定によりした命令を取り消し、かつ、追徴保全命令に基づき仮差押えの執行の停止又は既にした仮差押えの執行の取消しのため、必要な措置を執らなければならない。

第三節 雑則

(送達)

第五十条 没収保全又は追徴保全(追徴保全命令に基づく仮差押えの執行を除く。以下この節において同じ。)に関する書類の送達については、最高裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。

この場合において、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十条第三項に規定する公示送達以外の公示送達については、その経過により送達の効力が生ずる期間は、同法第一百二十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、七日間とする。

(上訴提起期間中の処分等)

第五十一条 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないもの又は上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて、没収保全又は追徴保全に関する処分をすべき場合には、原裁判所がこれを行しなければならない。(不服申立て)

第五十二条 没収保全又は追徴保全に関して裁判所のした決定に対しては、抗告をすることができ。ただし、没収又は追徴すべき場合に該当すると思料するに足りる相当な理由がないこと(第二十一条第二項の規定による決定に関して)は同項に規定する理由がないことを、第三十八条第一項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による決定に関しては第三十八条第一項に規定する理由がないことを含む。)を理由としてすることはできない。

2 没収保全又は追徴保全に関して裁判官のした裁判に不服がある者は、その裁判官の所属する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にその裁判の取消し又は変更を請求することができ。前項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 前項の規定による不服申立てに関する手續については、刑事訴訟法第四百二十九条第一項に

規定する裁判官の裁判の取消し又は変更の請求に係る手続の例による。

(準用)

第五十三條 没収保全及び追徴保全に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法の規定を準用する。

第五章 疑わしい取引の届出

(金融機関等による疑わしい取引の届出等)

第五十四條 銀行その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者(以下この条において「金融機関等」という。)は、政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは藥物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十條の罪若しくは麻薬特例法第六條の罪に當たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合には、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合には金融監督庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。)に届け出なければならぬ。

2 金融機関等(その役員及び使用人を含む。)は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行つたことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の關係者に漏らしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合には金融監督庁長官)に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が内閣総理大臣である

場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

(郵政大臣による疑わしい取引の通知)

第五十五條 郵政大臣は、郵便貯金の業務その他の政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは藥物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に關し第十條の罪若しくは麻薬特例法第六條の罪に當たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場合には、速やかに、政令で定める事項を金融監督庁長官に通知するものとする。

(捜査機関等への情報提供等)

第五十六條 金融監督庁長官は、前二條の規定により金融監督庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融監督庁長官の職務に相當する職務を行う外國の機關から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果(以下「疑わしい取引に關する情報」という。)が檢察官、檢察事務官若しくは司法警察職員又は税關職員若しくは証券取引等監視委員會の職員(以下この条において「檢察官等」という。)による別表若しくは第二條第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪、第九條第一項から第三項まで、第十條若しくは第十一條の罪、麻薬特例法第二條第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六條若しくは第七條の罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査に資すると認めるときは、これを檢察官等に提供するものとする。

2 檢察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に關する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることが出来る。

件(の捜査又は犯罪事件の調査のため必要があると認めるときは、金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に關する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることが出来る。

う。第五項において同じ。)に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に當たるものでないとき。

(外國の機關への情報提供)

第五十七條 金融監督庁長官は、前條第一項に規定する外國の機關に対し、その職務(この章に規定する金融監督庁長官の職務に相當するものに限る。次項において同じ。)の遂行に資すると認める疑わしい取引に關する情報を提供することが出来る。

2 前項の規定による疑わしい取引に關する情報の提供については、当該疑わしい取引に關する情報が前條第一項に規定する外國の機關の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外國の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)又は審判(以下この条において「捜査等」という。)に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

3 金融監督庁長官は、外國からの要請があつたときは、次の各号のいずれかに該當する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に關する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることが出来る。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 國際約束(第一項の規定による疑わしい取引に關する情報の提供に關する國際約束をい

三 日本國が行う同種の要請に應ずる旨の要請國の保証がないとき。

4 金融監督庁長官は、前項の同意をする場合において、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該當しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該當しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならぬ。

5 第一項の規定による疑わしい取引に關する情報の提供が、疑わしい取引に關する情報を使用することが出来る外國の刑事事件の捜査等(政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。)の範圍を定めた國際約束に基づいて行われたときは、その範圍内における当該疑わしい取引に關する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

(關係行政機關の協力)

第五十八條 關係行政機關は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

第六章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全

全についての國際共助手続等

(共助の実施)

第五十九條 外國の刑事事件(麻薬特例法第十六條第二項に規定する藥物犯罪等に當たる行為に係るものを除く。)に關して、当該外國から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請が

あったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができ。

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとしてある犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が別表若しくは第二条第二項第二号イからニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する罪又は第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪に当たるものでないとき。

二 共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

三 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

四 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができたる財産に当たるものでないとき。

五 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について追徴の裁判をし、又は追徴保全をすることができたる場合に当たるものでないとき。

請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかったと認められるとき。

七 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国の裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第二十二條第一項若しくは第四十二條第一項に規定する理由がないと認められるとき。

八 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

二 麻薬特例法第十六條第二項に規定する薬物犯罪等に当たる行為に係る外国の刑事事件に關して、当該外国から、条約に基づかないで、前項の共助の要請があったときは、同項第八号又は麻薬特例法第二十一條各号のいずれかに該当する場合を除き、その要請に係る共助をすることができ。

三 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものと

する。

(追徴とみなす没収)

第六十條 不法財産又は麻薬特例法第十一條第一項各号若しくは第三項各号に掲げる財産(以下この条において「不法財産等」という。)に代えて、その価額が不法財産等の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請に

あつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三條第一項各号に掲げる財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請についても、同様とする。

二 前項の規定は、不法財産等に代えてその価額が不法財産等の価額に相当する財産を没収するための保全及び不動産若しくは動産又は金銭債権以外の第十三條第一項各号に掲げる財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請の受理)

第六十一條 共助の要請の受理は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

(裁判所の審査)

第六十二條 共助の要請が没収又は追徴の確定裁判の執行に係るものであるときは、檢察官は、裁判所に對し、共助をすることができるときに該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。

二 裁判所は、審査の結果、審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定をし、共助の要請に係る確定裁判の全部若しくは一部について共助をすることができるときに該当するとき、又はその全部について共助をすることができない場合に該当するときは、それぞれその旨の決定をしなければならない。

三 裁判所は、没収の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができるときに該当する旨の決定をする場合において、第五十九條第三項の規定により存続させなければならない権利があるときは、当該権利を存続させる旨の決定を同時にしなければならない。

四 裁判所は、追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき、共助をすることができるときに該当する旨の決定をするときは、追徴すべき日本円の金額を同時に示さなければならない。

五 第一項の規定による審査においては、共助の要請に係る確定裁判の可否を審査することができない。

六 第一項の規定による審査に關しては、次に掲げる者(以下「利害關係人」という。)が当該審査請求事件の手続への参加を許されていないときは、共助をすることができるときに該当する旨の決定をすることができない。

一 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し、若しくはその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者又はこれらの財産若しくは権利について没収保全がされる前に強制競売の開始決定、強制執行による差押え若しくは仮差押えの執行がされて

いる場合における差押債権者若しくは仮差押債権者

二 追徴の確定裁判の執行の共助については、当該裁判を受けた者

7 裁判所は、審査の請求について決定をするときは、検察官及び審査請求事件の手続への参加を許された者(以下「参加人」という。)の意見を聴かなければならない。

8 裁判所は、参加人が口頭で意見を述べたい旨を申し出たとき、又は裁判所において証人若しくは鑑定人を尋問するときは、公開の法廷において審問期日を開き、参加人に当該期日に出頭する機会を与えなければならない。この場合において、参加人が出頭することができないときは、審問期日に代理人を出頭させ、又は書面により意見を述べる機会を与えたことをもって、参加人に出席する機会を与えたものとみなす。

9 検察官は、前項の審問期日の手続に立ち会うことができる。

(抗告)

第六十三条 検察官及び参加人は、審査の請求に係る決定に対し、抗告をすることができる。

2 抗告裁判所の決定に対しては、刑事訴訟法第四百五十五条各号に定める事由があるときは、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

3 前二項の抗告の提起期間は、十四日とする。

(決定の効力)

第六十四条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定したときは、当該没収又は追徴の確定裁判は、共助の実施に関して、日本国の裁判所が言い渡した没収又は追徴

の確定裁判とみなす。

(決定の取消)

第六十五条 没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請につき共助をすることができる場合に該当する旨の決定が確定した場合において、当該要請に係る確定裁判が取り消されたときその他その効力がなくなったときは、裁判所は、検察官又は利害関係人の請求により、決定をもって、共助をすることができるときに該当する旨の決定を取り消さなければならない。

2 前項の取消しの決定が確定したときは、刑事補償法に定める没収又は追徴の執行による補償の例により、補償を行う。

3 第六十三条の規定は、第一項の請求に係る決定について準用する。

(没収保全の請求)

第六十六条 共助の要請が没収のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、没収保全命令を発して要請に係る財産につきその処分を禁止することを請求しなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、附帯保全命令を発して当該財産の上に存在する地上権、抵当権その他の権利の処分を禁止することを請求することができる。

2 第六十二条第一項の審査の請求があった後は、没収保全に関する処分は、審査の請求を受けた裁判所が行う。

(追徴保全の請求)

第六十七条 共助の要請が追徴のための保全に係るものであるときは、検察官は、裁判官に、追徴保全命令を発して、追徴の裁判を受けるべき者に対しその財産の処分を禁止することを請求

しなければならない。

2 前条第二項の規定は、追徴保全に関する処分について準用する。

(公訴提起前の保全の期間)

第六十八条 没収又は追徴のための保全の共助の要請が公訴の提起されていない事件に関してされた場合において、没収保全命令又は追徴保全命令が発せられた日から四十五日以内に要請国から当該事件につき公訴が提起された旨の通知がないときは、当該没収保全又は追徴保全命令は、その効力を失う。

2 要請国から、前項の期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があったときは、裁判官は、検察官の請求により、三十日間を限り、保全の期間を更新することができる。更新された期間内に公訴を提起できないことについてやむを得ない事由がある旨理由を付して通知があったときも、同様とする。

(手続の取消)

第六十九条 共助の要請を撤回する旨の通知があったときは、検察官は、速やかに、審査、没収保全若しくは追徴保全の請求を取り消し、又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の取消しを請求しなければならない。

2 前項の請求があったときは、裁判所又は裁判官は、速やかに、没収保全命令又は追徴保全命令を取り消さなければならない。

(事実の取調べ)

第七十条 裁判所又は裁判官は、この章の規定による審査をし、又は没収保全若しくは追徴保全に関する処分をするため必要があるときは、事

実の取調べをすることができる。この場合においては、証人を尋問し、検証を行い、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。

(検察官の処分)

第七十一条 検察官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追徴保全命令の執行に関して必要があると認めるときは、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を嘱託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、又は裁判官の発する令状により、差押え、搜索若しくは検証をすることができる。

2 検察官は、検察事務官に前項の処分をさせることができる。

(管轄裁判所)

第七十二条 この章の規定による審査、没収保全若しくは追徴保全又は令状の発付の請求は、請求する検察官の所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所又はその裁判官にしなければならない。

(準用)

第七十三条 この章に特別の定めがあるものほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、検察官若しくは検察事務官のする処分又は裁判所の審査への利害関係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法(第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。)、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続

平成十一年六月一日 衆議院會議録第三千四百

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案及び同報告書

六八

に関する応急措置法の規定を、共助の要請を受
理した場合における措置については国際捜査共
助法(昭和五十五年法律第六十九号)第四条、第
五条第一項第一号に係る部分に限る。)及び第
七条第一項並びに逃亡犯罪人引渡法(昭和二十
八年法律第六十八号)第三条、第八条第二項並
びに第十一条第一項及び第二項の規定を、それ
ぞれその性質に反しない限り、準用する。

(逃亡犯罪人の引渡しに関する特例)

第七十四条 逃亡犯罪人引渡法第一条第三項に規
定する引渡犯罪に係る行為が日本国内において
行われたとしたらば第十条第三項の罪に当た
るものである場合における同法第二条の規定の
適用については、同条第三号及び第四号中「三
年」とあるのは、「二年」とする。

第七章 雑則

(政令等への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、没収
保全と滞納処分との手続の調整について必要な
事項で、滞納処分に関するものは、政令で定め
る。

2 この法律に定めるもののほか、第十八条の規
定による第三者の参加及び裁判に関する手続、
第四章に規定する没収保全及び追徴保全に関す
る手続並びに前章に規定する国際共助手続につ
いて必要な事項(前項に規定する事項を除く。)
は、最高裁判所規則で定める。

(経過措置)

第七十六条 この法律の規定に基づき政令を制定
し、又は改廃する場合においては、その政令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置を定

めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に定める日がこの
法律の施行の日(以下「施行日」という。)後とな
る場合には、当該各号に掲げる規定は、それぞ
れ改正後の国の行政組織関係法律の整備等に関する法律
等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律
(平成十一年法律第 号)の施行の日
(平成十一年法律第 号)の施行の日

一 第二条第二項第三号の規定 不正競争防止
法の一部を改正する法律(平成十年法律第
号)の施行の日

二 第五十四条第四項、第五十六条第一項及び
第五十七条の規定 金融監督庁設置法(平成
九年法律第百一十号)の施行の日

三 別表第二十三号の規定 金融システム改革
のための関係法律の整備等に関する法律(平
成十年法律第 号)の施行の日

四 別表第五十七号の規定 特定目的会社によ
る特定資産の流動化に関する法律(平成十年
法律第 号)の施行の日

(経過措置)

第二条 第九条第一項から第三項までの規定は、
この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る
目的で犯した懲役以上の刑が定められている罪
の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当
該行為が日本国内において行われたとしたらば
その罪に当たり、かつ、当該行為地の法令に
より罪に当たるものを含む。)であつて、この法
律の施行後に日本国内において行われたとした

ならば別表に掲げる罪に当たるものにより生
じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は
当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこ
の法律の施行後にした行為に対しても、適用す
る。この場合においては、これらの財産は、第
二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

2 第九条第一項から第三項までの規定は、施行
日が不正競争防止法の一部を改正する法律の施
行の日後となる場合において、この法律の施行
前に犯した不正競争防止法の一部を改正する法
律による改正後の不正競争防止法第十条の二第
一項の違反行為に係る同法第十三条第三号の罪
の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当
該行為が日本国内において行われたとしたらば
その罪に当たり、かつ、当該行為地の法令に
より罪に当たるものを含む。)により供与された
財産に関してこの法律の施行後にした行為に対
しても、適用する。この場合においては、当該財
産は、第一条第二項第三号の犯罪収益とみなす。

3 第九条第一項から第三項までの規定は、この
法律の施行前に犯した麻薬特例法第二条第二項
に規定する薬物犯罪の犯罪行為により得た財産
又は当該犯罪行為の報酬として得た財産(麻薬
特例法附則第二項に規定する財産を含む。)に関
してこの法律の施行後にした行為に対しても、
適用する。

4 第十条及び第十一条の規定は、第一項及び第
二項に規定する財産並びにこの法律の施行前に
犯した第二条第二項第二号イからニまでに掲げ
る罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつ
て、当該行為が日本国内において行われたとし
たならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為

地の法令により罪に当たるものを含む。)により
提供された資金に関してこの法律の施行後にし
た行為に対しても、適用する。この場合におい
ては、これらの財産及び資金は、犯罪収益とみ
なす。

第三条 不正競争防止法の一部を改正する法律の
施行の日が施行日後となる場合には、同法の施
行の日の前日までの間における第二十一条第
一項、第四十二条第一項、第五十六条第一項、第
五十九条第一項第一号及び次条の規定の適用に
ついては、これらの規定中「掲げる罪、同項第
三号に規定する罪」とあるのは、「掲げる罪」と
する。

第四条 金融監督庁設置法の施行の日が施行日後
となる場合には、同法の施行の日の前日までの
間における第五十四条第一項及び第三項、第五
十五条並びに第五十六条第二項の規定の適用に
ついては、第五十四条第一項中「主務大臣(主務
大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融
監督庁長官とし、とあるのは「主務大臣」と、
「都道府県知事とする。とあるのは、都道府県
知事」と、同条第三項中「主務大臣(主務大臣が
内閣総理大臣である場合にあつては、金融監督
庁長官)」とあるのは「主務大臣」と、第五十五
条中「金融監督庁長官に通知する」とあるのは「帳
簿に記録する」と、第五十六条第二項中「検査官
等」とあるのは「検査官、検査事務官若しくは司
法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監
視委員会の職員」と、前項に規定する罪とあ
るのは「別表若しくは第二条第二項第二号イか
らニまでに掲げる罪、同項第三号に規定する
罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若し

くは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条の罪と、「金融監督庁長官に対し、疑わしい取引に関する情報の記録」とあるのは第五十四条第一項若しくは第三項の規定により主務大臣に届け出られ、若しくは通知された事項の記録、同条第一項の規定により都道府県知事に届け出られた事項の記録又は前条の規定により郵政大臣が記録した帳簿と、若しくは謄写又はその写しの送付を求めることあるのは「又は謄写をする」とする。

第五條 第五章の規定(前条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、附則第十二条の規定による改正前の麻薬特例法(以下「旧麻薬特例法」という。)第五條第一項の規定による届出は第五十四条第一項の規定による届出と、旧麻薬特例法第五條第三項の規定による文書の写しの送付は第五十四条第三項の規定による通知とみなし、旧麻薬特例法第六條の規定により記録した帳簿は、前条に規定する場合に、同条の規定により読み替えて適用される第五十五條の規定により記録した帳簿とみなす。

2 前条に規定する場合に、大蔵大臣は、金融監督庁設置法の施行後、速やかに、旧麻薬特例法第五條第一項の規定による届出(前条の規定により読み替えて適用される第五十四条第一項の規定による届出を含む。)に係る事項を金融監督庁長官に通知するものとする。この場合において、当該通知は、第五十四条第四項の規定による通知とみなす。

3² 郵政大臣は、この法律(前条に規定する場合に、金融監督庁設置法の施行後、速やかに、旧麻薬特例法第六條の規定により記録した帳簿(前条に規定する場合に、同条の規定により読み替えて適用される第五十五條の規定により記録した帳簿を含む。)の写しを金融監督庁長官に送付するものとする。この場合において、帳簿の写しの送付は、第五十五條の規定による通知とみなす。

第六條 第六章の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び逃亡犯罪人の引渡し請求についても、適用する。

第七條 特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における別表第三十六号の規定の適用については、同号中「第百九十六條」とあるのは、「第百九十六條第一項」とする。

第八條 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日が施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における別表第五十五号の規定の適用については、同号中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とあるのは、「金融機関の更生手続の特例等に関する法律」とする。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第九條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二号中「第百八十八條の罪」の

下に、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第三條第一項(同項第一号又は第二号に係る部分に限る。)の罪」を加える。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第十條 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第一号ハ中「第二百二十三條の罪」の下に「若しくは組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第三條第一項(同項第七号に係る部分に限る。)若しくは同条第二項(同条第一項第七号に係る部分に限る。)の罪」を加える。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十一條 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

三十二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第二章に規定する罪

(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)

第十二條 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

の一部を次のように改正する。

目次中「第三條・第七條を「第三條・第四條」に、「第八條・第十九條を「第五條・第十五條」に、「第二十條・第二十三條を「第十六條・第十八條」に、

「第五章 保全手続」第一節 没収保全(第二十四條・第二節 追徴保全(第四十四條・第五節 雑則(第五十二條・第五十三條)を「第五章 保全手続(第十九條・第二十條)に、「第五十六條・第七十條を「第二十一條・第二十三條」に、「第七十一條・第七十二條」を「第二十四條・第二十五條」に改める。

第一條中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「国際約束等」を「国際約束」に改める。

第二條第二項中「(当該罪と他の罪とが刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四條第一項に規定する関係にある場合においては、当該他の罪を含む。)」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 第五條、第八條又は第九條の罪

第二條第三項及び第四項中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条第五項中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「不法収益、不法収益」を「薬物犯罪収益、薬物犯罪収益」に改める。

第三條第一項中「次条第一項及び第七條を「及び次条第一項」に改める。

第五條から第七條までを削る。

第八條中「第十一條を「第八條」に改め、第三章中同条を第五條とする。

第九條の見出し中「不法収益等」を「薬物犯罪

平成十一年六月一日 衆議院會議録第三十四号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案及び同報告書

七〇

収益等」に改め、同条第一項中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に、「不法収益の」を「薬物犯罪収益の」に改め、同条を第六条とする。

第十條見出しを含む。中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条を第七條とする。

第十一條を第八條とする。

第十二條中「第九條」を「第六條」に、「第十條」を「第七條」に改め、同条を第九條とする。

第十三條中「第八條から第十條まで」を「第五條から第七條まで」に改め、「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五号」を加え、同条を第十條とする。

第十四條の見出し中「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同条第一項ただし書中「第九條第一項」を「第六條第一項」に、「第十條」を「第七條」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第一号及び第二号中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第三号中「第九條第一項」を「第六條第一項」に、「第十條」を「第七條」に、「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同項第四号中「第九條第一項」を「第六條第一項」に、「第十條」を「第七條」に改め、同条第三項第一号及び第二号中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同項第三号中「第九條第三項」を「第六條第三項」に、「不法収益等」を「薬物犯罪収益等」に改め、同項第四号中「第九條第三項」を「第六條第三項」に改め、同条を第十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

(薬物犯罪収益等が混和した財産の没収等)
第十二條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十〇年法律第...号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第十四條及び第十五條の規定は、前條の規定によ

る没収について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四條中「前條第一項各号」とあるのは、「國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第十一條第一項各号」と読み替えるものとする。

第十五條及び第十六條を削る。

第十七條第一項中「第十四條第一項」を「第十三條」に改め、同条第二項中「第十四條第三項」を「第十一條第三項」に改め、同条を第十三條とする。

第十八條の見出し中「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条中「第八條」を「第五條」に、「不法収益」を「薬物犯罪収益」に改め、同条を第十四條とする。

第十九條中「第八條から第十二條まで」を「第五條から第九條まで」に改め、第三章中同条を第十五條とする。

第二十條第一項中「不法財産」を「第十一條第一項各号又は第三項各号に掲げる財産」に、「次條及び第二十三條」を「第十八條」に改め、同条第二項中「第九條若しくは第十條」を「第六條若しくは第七條」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 組織的犯罪処罰法第十八條第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第十二條において準用する組織的犯罪処罰法第十五條第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

第二十條中第四項及び第五項を削り、第六項

を第四項とし、第四章中同条を第十六條とし、同条の次に次の一條を加える。

(没収された債権等の処分等)

第十七條 組織的犯罪処罰法第十九條の規定は第十一條の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十條の規定は権利の移転について登記又は登録を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第五章」と読み替えるものとする。

第二十一條及び第二十二條を削る。

第二十三條中「刑事補償法」の下に「昭和二十五年法律第一号」を加え、第四章中同条を第十八條とする。

第五章第一節の節名を削り、第二十四條第一項中「この節の定めるところにより」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があるとき、公訴が提起される前であっても、檢察官又は司法警察官(麻薬取締官、麻薬取締員、警察官又は海上保安官に限るものとし、警察官たる司法警察官については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。)の請求により、前二項に規定する処分をすることができ

る。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による没収保全命令及び附帯保全

命令による処分の禁止の例による。

第二十四條第五項及び第六項を削り、第五章中同条を第十九條とする。

第二十五條から第四十三條までを削る。

第五章第二節の節名を削り、第四十四條第一項中「第十七條」を「第十三條」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があるとき、公訴が提起される前であっても、檢察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第四十四條第四項及び第五項を削り、同条を第二十條とする。

第四十五條から第五十一條までを削る。

第五章第三節を削る。

第五十六條第一項第六号中「第二十四條第一項又は第四十四條第一項」を「第十九條第一項又は第二十條第一項」に改め、同条第二項を削り、第六章中同条を第二十一條とする。

第五十七條中「不法財産」を「第十一條第一項各号又は第三項各号に掲げる財産」に、「不法財産の」を「当該財産の」に改め、同条を第二十二條とし、同条の次に次の一條を加える。

(組織的犯罪処罰法による共助の例)
第二十三條 前二條に定めるもののほか、第二十一條の規定による共助については、組織的犯罪処罰法第六章の規定による共助の例による。

第五十八條から第七十條までを削る。

第七十一条第二項中「第二十條を」第十六條に、「最高裁判所が」最高裁判所規則でに改め、第七章中同條を第二十四條とする。

第七十二条を第二十五條とする。

附則第二項中「第九條及び第十條を」第六條及び第七條に、「不法収益を」藥物犯罪収益に改める。

附則第三項中「第二十四條第一項を」第十九條第一項に、「第四十四條第一項を」第二十條第一項に、「第十七條を」第十三條に、「第十九條ノ二を」第十九條の二に改める。

(國際的な協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした前條の規定による改正前の國際的な協力の下に規制藥物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第十條 金融再生委員会設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第五章の規定に基づいて、金融機関等からの届出に係る事項等の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十一條 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八條のうち金融再生委員会設置法第三條及び第四條の

改正規定中同條第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第 号)第五章の規定に基づいて、届出及び通知を受けた事項並びに提供を受けた情報の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

(金融監督庁設置法の一部改正)

第十四條 金融監督庁設置法の一部を次のように改正する。

第四條第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十年法律第 号)第五章の規定に基づいて、金融機関等からの届出に係る事項等の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。

別表(第二條、第十三條、第二十二條、第四十二條、第五十六條、第五十九條関係)

一 第三條(組織的な殺人等、第四條(未遂罪)若しくは第六條第一項第一号(組織的な殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同條第二項(団体の不正権益に係る殺人の予備)の罪又は第十條第一項(犯罪収益等隠匿)若しくは第二項(未遂罪)の罪

二イ 刑法第百八條(現住建築物等放火)、第百九條第一項(非現住建築物等放火)若しくは第百十條第一項(建築物等以外放火)の罪、同法第百十五條の規定により同法第百九條第一項若しくは第百十條第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪(同法第百十條第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。)の未遂罪

ロ 刑法第百三十七條(あへん煙吸器器具輸入等)若しくは第百三十九條第二項(あへん

煙吸食のための場所提供)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ハ 刑法第百四十八條(通貨偽造及び行使等)若しくは第百四十九條(外国通貨偽造及び行使等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第百五十三條(通貨偽造等準備)の罪

ニ 刑法第百五十五條第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第百五十七條第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪(同法第百五十七條第一項の罪の未遂罪を除く。)に係る同法第百五十八條(偽造公文書行使等)の罪、同法第百五十九條第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪若しくはこれらの罪に係る同法第百六十一條(偽造私文書等行使)の罪又は同法第百六十一條の二(電磁的記録不正作出及び供用)の罪

ホ 刑法第百六十二條(有価証券偽造等)又は第百六十三條(偽造有価証券行使等)の罪

ヘ 刑法第百七十五條(わいせつ物頒布等)の罪

ト 刑法第百八十六條(常習賭博及び賭博場開張等図利)の罪

チ 刑法第百九十七條から第百九十七條の四まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あつせん収賄)の罪

リ 刑法第百九十九條(殺人)の罪又はその未遂罪

ヌ 刑法第二百四條(傷害)又は第二百五條(傷害致死)の罪

ル 刑法第二百二十條(逮捕及び監禁又は第二百二十一条(逮捕等致死傷)の罪

ヲ 刑法第二百二十四條から第二百二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪

ワ 刑法第二百三十五條から第二百三十六條まで(窃盜、不動産侵奪、強盜)、第二百三十八條から第二百四十一條まで(事後強盜、昏睡強盜、強盜致死傷、強盜強姦及び同致死)又は第二百四十三條(未遂罪)の罪

カ 刑法第二百四十八條から第二百五十條まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪

ヨ 刑法第二百五十三條(業務上横領)の罪

タ 刑法第二百五十六條第二項(盗品有償譲受け等)の罪

レ 刑法第二百六十條(建築物等損壊及び同致死傷)の罪又は同條の例により処断すべき罪

三 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条から第六條まで(爆発物の使用、製造等)の罪

四 商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百八十六條から第四百八十八條まで(特別背任、未遂罪)、第四百九十條(不実文書行使)、第四百九十四條第一項(会社荒らし等)に関する収賄又は第四百九十七條第二項(株主の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

五 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八

平成十一年六月一日 衆議院會議録第三十四号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案及び同報告書

七二

年法律第六十六号)第一条(偽造等)、第二条(偽造外国流通貨幣等の輸入)、第三条第一項(偽造外国流通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪

六 印紙犯罪処罰法(明治四十二年法律第三十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪

七 破産法(大正十一年法律第七十一号)第三百七十四条(詐欺破産)の罪、同条の例により処断すべき罪又は同法第三百七十八条(第三者の詐欺破産)の罪

八 暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条ノ二第一項(加重傷害)若しくは第二条(未遂罪)又は第一条ノ三(常習傷害等)の罪

九 盗犯等の防止及び処分に關する法律(昭和五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習特殊強窃盗、常習暴行強窃盗、常習強盗致傷等)の罪

十 有限会社法(昭和十二年法律第七十四号)第七十七条(特別背任)の罪

十一 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第六十三條(暴行等)による職業紹介等の罪

十二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六十條第一項(児童淫行)の罪

十三 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第八十四條第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂罪

十四 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十七條(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第九十八條第十五号(内部者取引)

又は第二百条第十三号(損失補てんに係る利益の收受等)の罪

十五 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四條之三(使用等)の罪

十六 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六十四條(暴行等)による職業紹介等の罪

十七 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第三十條(無資格競馬等)又は第三十二條の後段(加重収賄)の罪

十八 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第十八條(無資格自転車競走等)又は第二十三條後段(加重収賄)の罪

十九 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二條又は第七十三條の違反行為に係る同法第七十七條(非弁護士の法律事務の取扱い等)の罪

二十 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九條の六(國際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪

二十一 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第二十四條(無資格小型自動車競走等)又は第二十八條後段(加重収賄)の罪

二十二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)第三條の違反行為に係る同法第二十四條第一号(無登録販売等)の罪又は同法第二十四條の二第一号(興奮等の作用を有する毒物等の販売等)の罪

二十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二百一十八條(特別背任)、第二百三十條(不実

文書行使)、第二百三十五條第一項(証券投資法人荒らし等)に關する収賄)又は第二百三十六條第二項(投資主の権利の行使に關する利益の受供与)若しくは第四項(投資主の権利の行使に關する利益の受供与等)についての威迫行為の罪

二十四 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)第二十七條(無資格モーターボート競走等)又は第三十四條後段(加重収賄)の罪

二十五 覚せい剤取締法第四十一條之三(覚せい剤の使用、覚せい剤原料の輸入等)、第四十一條の四(管理外覚せい剤の施用等)、第四十一條の七(覚せい剤原料の輸入等の予備)、第四十一條の十(覚せい剤原料の輸入等に係る資金等の提供等)又は第四十一條の十三(覚せい剤原料の譲渡)と譲受けとの周旋)の罪

二十六 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十三條の二第一項(不法就労助長)、第七十四條(集團密航者を不法入国させる行為等)、第七十四條の二(集團密航者の輸送)、第七十四條の四(集團密航者の收受等)若しくは第七十四條の六(不法入国等援助等)の罪又は同法第七十四條の八第二項(營利目的の不法入国者等の藏匿等)の罪若しくはその未遂罪

二十七 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百九十條第一項(詐欺更生)又は第二百九十一條第一項(第三者の詐欺更生)の罪

二十八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四條之三(ジアセチル

モルヒネ等の施用等)又は第六十六條の二(麻薬の施用等)の罪

二十九 武器等製造法(昭和二十八年法律第四十五号)第三十一條(銃砲の無許可製造若しくは第三十一條の二第一号銃砲以外の武器の無許可製造)の罪又は銃砲の製造に係る同法第四号(銃砲の無許可製造)の罪

三十 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第九十九條(輸入禁制品の輸入)の罪

三十一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに關する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第五條第一項(高金利)若しくは第二項(業として行う高金利)の罪、同法第一條若しくは第二條第一項の違反行為に係る同法第八條第一項第一号(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪又は同法第一條、第二條第一項若しくは第五條第一項若しくは第二項の違反行為に係る同法第八條第一項第二号(元本を保証して行う出資金の受入れ等の脱法行為)の罪

三十二 日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)第三十七條第一項後段(加重収賄)の罪

三十三 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十九條(不正の手段による補助金等の受交付等)の罪

三十四 売春防止法第六條第一項(周旋)、第七條(困惑等)による売春、第八條第一項(対償の收受等)、第十條(売春をさせる契約)、第十一條第二項(業として行う場所の提供)、第十二條(売春をさせる業)又は第十三條(資金等の提供)の罪

三十五 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条から第三十一条の四まで(けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十一から第三十一条の十三まで(けん銃の所持等、けん銃等の輸入の予備、けん銃等の輸入に係る資金等の提供)、第三十一条の十五(けん銃等の譲渡しと譲受けの周旋等)、第三十一条の十六(けん銃等)の所持、第二号(けん銃部品の所持)若しくは第三号(けん銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)、第三十一条の十七(けん銃等としての物品の輸入等)、第三十一条の十八(けん銃実包の譲渡しと譲受けの周旋)又は第三十二条第一号(けん銃部品の譲渡しと譲受けの周旋等)の罪

三十六 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十六条(特許権等の侵害)の罪

三十七 商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)第七十八条(商標権等の侵害)の罪

三十八 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第八十四条第五号(業として行う医薬品の販売等)の罪

三十九 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第三十二条(特別責任)の罪

四十 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第九十九条(著作権等の侵害等)の罪

四十一 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)、第二条(航空機強取等致死又は第四条(航空機の運航阻害)の罪

四十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四条第一項若しくは第四項若しくは第十四条の四第一項若しくは第四項の違反行為に係る同法第二十五条第一号(無許可産業廃棄物処理業)の罪又は同法第二十六条第二号の二(産業廃棄物の処理の受託)の罪

四十三 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第一条から第五条まで(航空危険、航行中の航空機を墜落させる行為等、業務中の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪

四十四 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

四十五 無限連鎖講の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一一五号)第五条(開設等)の罪

四十六 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(製造等)の罪

四十七 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第四十七条第二号(無登録営業)の罪

四十八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十八条(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四十条第三項に係る同法第五十九条第一号(適用対象業務以外の業務)についての労働者派遣事業)の罪

四十九 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第九十四条(仮装取引等)の罪

五十 麻薬特例法第六十一条(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪

五十一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第四十九条(不実文書行使)の罪

五十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪

五十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五十条(発散させる行為)又は第六十条第一項から第三項まで(製造等)の罪

五十四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第三百二十二条(保険代理人等の特別責任)、第三百二十三条(社債権者集会の代表者等の特別責任)又は第三百二十五条(不実文書行使)の罪

五十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第九十五条第一項(詐欺更生)又は第九十六条第一項(第三者の詐欺更生)の罪

五十六 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四十四号)第二十条第一項(臓器売買等)の罪

五十七 スポーツ振興投資の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無資格スポーツ振興投資)又は第三十七条後段(加重取締)の罪

五十八 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十一年法律第五十五号)第九十一条(発起人、取締役等の特別責任)、第九十二条(特定社債権者集会の代表者等の特別責任)、第九十四条

条(不実文書行使)、第九十九条第一項(特定目的会社荒らし等)に関する取組)又は第九十二条第二項(社員の権利の行使に関する利益の受供与)若しくは第四項(社員の権利の行使に関する利益の受供与等)についての威迫行為)の罪

五十九 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)第五十一条(児童買春)第六十二条(児童ポルノ頒布等)又は第八十一条(児童買春等目的の人身売買等)の罪

(別紙)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案に対する附帯決議

司法の施行に当たっては、政府は次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 専ら盗賊目的で製造されている機器が、全く自由に販売され、私人のプライバシーが侵害されている現状は問題であり、政府は、これらの販売等につき、適正な規制を検討すること。

二 政府は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関しては、いやくも市民団体、労働組合等の正当な活動を阻害することのないよう厳に留意すること。

三 政府は、金融機関等による「疑わしい取引の届出」については、個人のプライバシーの保護との調和を図るとともに、金融機関の過度の負担となつて金融取引を萎縮させることのないよう、金融機関が容易に判断できるような明確な基準(ガイドライン)の作成に努めること。

四 政府は、組織的な犯罪対策については、制度的・技術的研究を含めて、国際協力の推進に努めること。

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案

右
国会に提出する。

平成十一年三月十三日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

目次

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続(第三条
条―第十八条)

第三章 通信傍受の記録等(第十九条―第二十
七条)

第四章 通信の秘密の尊重等(第二十八条―第
三十条)

第五章 補則(第三十一条・第三十二条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、数人の共謀によって実行さ
れる殺人、身の代金目的略取、薬物及び銃器の
不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯
人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電
気通信の傍受を行わなければならない事案の真相を解明
することが著しく困難な場合が増加する状況に
あることにかんがみ、これに適切に対処するた
め必要な刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三
十一号)に規定する電気通信の傍受を行う強制
の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害するこ
となく事案の真相の確かな解明に資するよう、
その要件、手続その他必要な事項を定めること
を目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信」とは、電話その
他の電気通信であつて、その伝送路の全部若し
くは一部が有線(有線以外の方式で電波その他
の電磁波を送り、又は受けるための電氣的設備
に附属する有線を除く。)であるもの又はその伝
送路に交換設備があるものをいう。

2 この法律において「傍受」とは、現に行われて
いる他人間の通信について、その内容を知るた
め、当該通信の当事者のいずれの同意も得ない
で、これを受けることをいう。

3 この法律において「通信事業者等」とは、電気
通信を行うための設備(以下「電気通信設備」と
いう。)を用いて他人の通信を媒介し、その他電
気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営
む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のた
めに不特定又は多数の者の通信を媒介すること
のできる電気通信設備を設置している者をい
う。

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続
(傍受令状)

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のい
ずれかに該当する場合において、当該各号に規
定する犯罪(第二号及び第三号にあつては、そ
の一連の犯罪をいう。)の實行、準備又は証拠隠
滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相
互連絡その他当該犯罪の實行に関連する事項を
内容とする通信(以下この項において「犯罪関連
通信」という。)が行われると疑うに足りる状況
があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特
定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかに
することが著しく困難であるときは、裁判官の

発する傍受令状により、電話番号その他発信元
又は発信先を識別するための番号又は符号(以
下「電話番号等」という。)によつて特定された通
信の手段(以下「通信手段」という。)であつて、
被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて
使用しているもの(犯人による犯罪関連通信に
用いられる疑いがないと認められるものを除
く。)又は犯人による犯罪関連通信に用いられる
と疑うに足りるものについて、これを用いて行
われた犯罪関連通信の傍受をすることができ
る。

一 別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる
十分な理由がある場合において、当該犯罪が
数人の共謀によるものであると疑うに足りる
状況があるとき。

二 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き
次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分
な理由がある場合において、これらの犯罪が
数人の共謀によるものであると疑うに足りる
状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと

同一又は同種の別表に掲げる罪

ロ 当該犯罪の實行を含む一連の犯行の計画
に基づいて犯される別表に掲げる罪

三 禁錮以上の刑が定められている罪が別表に
掲げる罪の實行に必要な準備のために犯さ
れ、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯
されると疑うに足りる十分な理由がある場合
において、当該犯罪が数人の共謀によるもの
であると疑うに足りる状況があるとき。

つては、前項の規定にかかわらず、数人の共
謀によるものであると疑うに足りる状況がある
ことを要しない。

3 前二項の規定による傍受は、通信事業者等の
看守する場所で行う場合を除き、人の住居又は
人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内にお
いては、これを行うことができない。ただし、
住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わる
べき者の承諾がある場合は、この限りでない。
(令状請求の手続)

第四条 傍受令状の請求は、検察官(検事総長が
指定する者に限る。次項及び第七条において同
じ。)又は司法警察員(国家公安委員会又は都道
府県公安委員会が指定する警部以上の警察官、
厚生大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁
長官が指定する海上保安官に限る。同項及び同
条において同じ。)から地方裁判所の裁判官にこ
れをしなければならぬ。ただし、急速を要
し、地方裁判所の裁判官に請求することができ
ないときは、簡易裁判所の裁判官にこれをする
ことができる。

2 検察官又は司法警察員は、前項の請求をする
場合において、当該請求に係る被疑事実の全部
又は一部と同一の被疑事実について、前に同一
の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はそ
の発付があつたときは、その旨を裁判官に通知
しなければならない。

(傍受令状の発付)

第五条 前条第一項の請求を受けた裁判官は、同
項の請求を理由があると認めるとき(簡易裁判
所の裁判官にあつては、同項の請求が理由があ
り、かつ、急速を要し、地方裁判所の裁判官に

傍受令状を請求することができないと認めるときは、傍受ができる期間として十日以内(簡易裁判所の裁判官にあっては、五日以内)の期間を定めて、傍受令状を発する。

2 裁判官は、傍受令状を発する場合において、傍受の実施(通信の傍受をすること及び通信手段について直ちに傍受をすることができるとして通信の状況を監視することという。以下同じ。)に關し、適当と認める条件を付することができる。

(傍受令状の記載事項)

第八條 傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に關する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

(傍受ができる期間の延長)

第七條 地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、檢察官又は司法警察官の請求により、十日以内の期間を定めて、傍受ができる期間を延長することができる。ただし、傍受ができる期間は、通じて三十日を超えることができない。

2 前項の延長は、傍受令状に延長する期間及び理由を記載し記名押印してこれをしなければなら

らない。

(同一事実に関する傍受令状の発付)

第八條 裁判官は、傍受令状の請求があつた場合において、当該請求に係る被疑事実の前に発付された傍受令状の被疑事実と同一のものが含まれるときは、同一の通信手段については、更に傍受をすることを必要とする特別の事情がある認めるときに限り、これを発付することができる。

(傍受令状の提示)

第九條 傍受令状は、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者(会社その他の法人又は団体にあっては、その役員。以下同じ。)又はこれに代わるべき者に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

2 傍受ができる期間が延長されたときも、前項と同様とする。

(必要な処分等)

第十條 傍受の実施については、電気通信設備に傍受のための機器を接続することその他の必要な処分をすることができ

2 檢察官又は司法警察官は、檢察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

(通信事業者等の協力義務)

第十一條 檢察官又は司法警察官は、通信事業者等に対して、傍受の実施に關し、傍受のための機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(立会い)

第十二條 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、立会人を常時立ち会わせることができないやむを得ない事情があるときは、その事情がある間に限り、立会人を立ち会わせることを要しない。ただし、傍受の実施の開始、中断及び終了並びに傍受をした通信を記録する媒体(以下「記録媒体」という。)の交換の際には、この限りでない。

(該当性判断のための傍受)

第十三條 檢察官又は司法警察官は、傍受の実施をしている間に行われた通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信(以下単に「傍受すべき通信」という。)に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十四條 檢察官又は司法警察官は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

(医師等の業務に關する通信の傍受の禁止)

第十五條 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に關するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

(相手方の電話番号等の探知)

第十六條 檢察官又は司法警察官は、傍受の実施をしている間に行われた通信について、これが傍受すべき通信若しくは第十四條の規定により傍受をすることができる通信に該当するものであるとき、又は第十三條の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるときは、傍受の実施の場所において、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることができる。この場合においては、別に令状を必要としない。

2 檢察官又は司法警察官は、通信事業者等に対して、前項の処分に関し、必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業

者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 検査官又は司法警察員は、傍受の実施の場所以外の場所において第一項の探知のための措置を必要とする場合には、当該措置を執ることができ通信事業者等に対し、同項の規定により行う探知である旨を告知して、当該措置を執ることを要請することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置)
第十七条 傍受令状の記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用(以下「通話」という。)が終了するまで傍受の実施を継続することができる。

(傍受の実施の終了)
第十八条 傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、これを終了しなければならない。

第三章 通信傍受の記録等 (傍受をした通信の記録)

第十九条 傍受をした通信については、すべて、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならない。この場合においては、第二十二条第二項の手続の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができる。

2 傍受の実施を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

(記録媒体の封印等)

第二十條 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をしていない間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二条第二項の手続の用に供するための複製を作成することができる。

3 立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、傍受令状を交付した裁判官が所属する裁判所の裁判官(簡易裁判所の裁判官が傍受令状を交付した場合)は、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に提出しなければならない。

(傍受の実施の状況を記載した書面の提出)
第二十一条 検査官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、前条第三項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七條の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
二 立会人の氏名及び職業
三 第十二条第二項の規定により立会人を立ち会わせなかった場合は、その時間及び理由

四 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時
五 傍受をした通信については、傍受の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項
六 第十四条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条
七 記録媒体の交換をした年月日時
八 前条第一項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
九 その他傍受の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項

(傍受記録の作成)

第二十二條 検査官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録(以下「傍受記録」という。)一通を作成しなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 傍受記録は、第十九条第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は第二十条第二項の規定により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一 傍受すべき通信に該当する通信
二 第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて、なおその内容を復元するための措置を要するもの
三 第十四条の規定により傍受をした通信及び

第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて第十四条に規定する通信に該当すると認められるに至つたもの
四 前三号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

3 前項第二号に掲げる通信の記録については、当該通信が傍受すべき通信及び第十四条に規定する通信に該当しないことが判明したときは、傍受記録から当該通信の記録及び当該通信に係る同項第四号に掲げる通信の記録を消去しなければならない。ただし、当該通信と同一の通話の機会に行われた同項第一号から第三号までに掲げる通信があるときは、この限りでない。

4 検査官又は司法警察員は、傍受記録を作成した場合において、他に第二十条第三項の規定により裁判官に提出した記録媒体(以下「傍受の原記録」という。)以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体又はその複製等(複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。)があるときは、その記録の全部を消去しなければならない。前項の規定により傍受記録から記録を消去した場合において、他に当該記録の複製等があるときも、同様とする。

5 検査官又は司法警察員は、傍受をした通信であつて、傍受記録に記録されたもの以外のものについては、その内容を他人に知らせ、又は使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(通信の当事者に対する通知)

第二十三条 検査官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記

録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

一 当該通信の開始及び終了の年月日時並びに相手方の氏名(判明している場合に限り)。

二 傍受令状の発付の年月日

三 傍受の実施の開始及び終了の年月日

四 傍受の実施の対象とした通信手段

五 傍受令状に記載された罪名及び罰条

六 第十四条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

2 前項の通知は、通信の当事者が特定できない場合又はその所在が明らかでない場合を除き、傍受の実施が終了した後三十日以内にこれを発しなければならない。ただし、地方裁判所の裁判官は、捜査が妨げられるおそれがあると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、六十日以内の期間を定めて、この項の規定により通知を発しなければならない期間を延長することができる。

3 検察官又は司法警察員は、前項本文に規定する期間が経過した後、通信の当事者が特定された場合又はその所在が明らかになった場合には、当該通信の当事者に対し、速やかに、第一項の通知を発しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(傍受記録の聴取及び閲覧等)

第二十四条 前条第一項の通知を受けた通信の当事者は、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することができる。

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等)

第二十五条 傍受の原記録を保管する裁判官(以下「原記録保管裁判官」という。)は、傍受記録に

記録されている通信の当事者が、前条の規定により、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成した場合において、傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、当該通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に相当する部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

2 原記録保管裁判官は、傍受をされた通信の内容の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

3 原記録保管裁判官は、傍受が行われた事件に關し、犯罪事実の存否の証明又は傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可することができる。ただし、複製の作成については、次に掲げる通信(傍受記録に記録されているものを除く。)に係る部分に限る。

一 傍受すべき通信に該当する通信
二 犯罪事実の存否の証明に必要な証拠となる通信(前号に掲げる通信を除く。)

三 前二号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

4 次条第三項の規定により記録の消去を命じた裁判官がある場合においては、前項の規定による複製を作成することの許可の請求は、同項の規定にかかわらず、当該裁判官により消去を命じられた記録に係る通信が新たに同項第一号又は第二号に掲げる通信であつて他にこれに代わるべき適当な証明方法がないものであることが判明するに至つた場合に限り、傍受の原記録のうち当該通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信に係る部分について、することができ

る。ただし、当該裁判官が同条第三項第二号に該当するとしてこれらの通信の記録の消去を命じたものであるときは、この請求をすることができない。

5 原記録保管裁判官は、検察官により傍受記録又はその複製等の取調べの請求があつた被告事件に關し、被告人の防御又は傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、被告人又はその弁護人の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可することができる。ただし、被告人が当事者でない通信に係る部分の複製の作成については、当該通信の当事者のいづれかの同意がある場合に限る。

6 検察官又は司法警察員が第三項の規定により作成した複製は、傍受記録とみなす。この場合において、第二十三条の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに第二十五条第三項の複製を作成することの許可があつた旨及びその年月日」とし、同条第二項中「傍受の実施が終了した後」とあるのは「複製を作成した後」とする。

7 傍受の原記録については、第一項から第五項までの規定による場合のほか、これを聴取させ、若しくは閲覧させ、又はその複製を作成させてはならない。ただし、裁判所又は裁判官が、刑事訴訟法の定めるところにより、検察官により傍受記録若しくはその複製等の取調べの請求があつた被告事件又は傍受に関する刑事事件の審理又は裁判のために必要があると認め

て、傍受の原記録のうち必要と認める部分を取り調べる場合においては、この限りでない。

(不服申立て)
第二十六条 裁判官がした通信の傍受に関する裁判に不服がある者は、その裁判官が所属する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)に、その裁判の取消し又は変更を請求することができる。

2 検察官又は検察事務官がした通信の傍受に関する処分不服がある者はその検察官又は検察事務官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に、司法警察職員がした通信の傍受に関する処分不服がある者はその職務執行地を管轄する地方裁判所に、その処分の取消し又は変更(傍受の実施の終了を含む。)を請求することができる。

3 裁判所は、前項の請求により傍受の処分を取り消す場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官又は司法警察員に対し、その保管する傍受記録(前条第六項の

規定により傍受記録とみなされたものを除く。
以下この項において同じ。及びその複製等のうち当該傍受の処分に係る通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信の記録の消去を命じなければならない。ただし、第三号に該当すると認める場合において、当該記録の消去を命ずることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

一 当該傍受に係る通信が、第二十二條第二項各号に掲げる通信のいずれにも当たらないとき。

二 当該傍受において、通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法があるとき。

三 前二号に該当する場合を除き、当該傍受の手続に違法があるとき。

四 前条第三項の複製を作成することの許可が取り消されたときは、検察官又は司法警察員は、その保管する同条第六項の規定によりみなされた傍受記録(その複製等を含む)のうち当該取り消された許可に係る部分を消去しなければならない。

五 第三項に規定する記録の消去を命ずる裁判又は前項に規定する複製を作成することの許可の取消しの裁判は、当該傍受記録又はその複製等について既に被告事件において証拠調べがされているときは、証拠から排除する決定がない限り、これを当該被告事件に関する手続において証拠として用いることを妨げるものではない。

六 前項に規定する裁判があった場合において、当該傍受記録について既に被告事件において証拠調べがされているときは、当該被告事件に関する手続においてその内容を他人に知らせ又は使用する場合以外の場合においては、当該傍受記録について第三項の裁判又は第四項の規定による消去がされたものとみなして、第二十二條第五項の規定を適用する。

七 第一項及び第二項の規定による不服申立てに関する手続については、この法律に定めるもののほか、刑事訴訟法第四百二十九條第一項及び第四百三十條第一項の請求に係る手続の例による。

(傍受の原記録の保管期間)

第二十七條 傍受の原記録は、第二十三條第三項の規定による提出の日から五年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に関する刑事事件の終結の日から六月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとする。

二 原記録保管裁判官は、必要があると認めるときは、前項の保管の期間を延長することができる。

第四章 通信の秘密の尊重等

(関係者による通信の秘密の尊重等)

第二十八條 検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他通信の傍受に関与し、又はその状況若しくは傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

(国会への報告等)

第二十九條 政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施を

した期間、傍受の実施をしている間における通話の回数、このうち第二十二條第二項第一号又は第三号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなつた後においてこれらの措置を執るものとする。

(付審判の請求)

第三十條 捜査又は調査の権限を有する公務員がその捜査又は調査の職務を行うに当たり犯した電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四百四條第一項若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十四條第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分不服があるときは、刑事訴訟法第二百六十二條第一項の請求をすることができる。

第五章 補則

(刑事訴訟法との関係)

第三十一條 通信の傍受に関する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法による。

(最高裁判所規則)

第三十二條 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の取扱ひ、傍受の実施の状況を記載した書面の提出、通信の当事者に対する通知を発しなればならない期間の延長、裁判所が保管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに

に不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

二 第三十條の規定は、この法律の施行後に公訴を提起しない処分をした事件について、適用する。

別表(第三條関係)

一イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七條第一項第一号若しくは第二号前段(内

乱)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ロ 刑法第八十一條(外患誘致)、第八十二條(外患援助)又は第八十七條(未遂罪)の罪

ハ 刑法第八八條(現住建造物等放火)の罪、同条の例により処断すべき罪又はこれらの罪の未遂罪

ニ 刑法第二百六十六條(汽車転覆等及び同致死)の罪若しくは同条第一項若しくは第二

項の罪の未遂罪又は同法第二百七十七條(往

来危険による汽車転覆等)の罪

ホ 刑法第四百六十六條後段(水道毒物等混入致死)の罪

ヘ 刑法第四百八十八條(通貨偽造及び行使等)の罪又はその未遂罪

ト 刑法第九十九條(殺人)の罪又はその未

遂罪

チ 刑法第二百二十條(逮捕及び監禁)又は第

二百二十一条(逮捕等致死傷)の罪

リ 刑法第二百二十四条から第二百二十八条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪

又 刑法第二百四十条(強盗致死傷)若しくは第二百四十一条(強盗強姦及び同致死)の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条(爆発物の使用)又は第二条(使用の未遂)の罪

三 盗犯等の防止及び処分に關する法律(昭和五年法律第九号)第四条(常習強盗致傷等)の罪

四 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四条(栽培、輸入等)又は第二十四条の二(所持、譲渡し等)の罪

五 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第一百四十二条(後段)(一般乗合旅客自動車運送事業用自動車転覆等致死)の罪又は同項後段の例により処断すべき罪

六 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一条(輸入等)若しくは第四十一条の二(所持、譲渡し等)の罪、同法第四十一条の三(第三項第三号)(覚せい剤原料の輸入等)若しくは第四号(覚せい剤原料の製造)の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項(営利目的の覚せい剤原料の輸入等の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第四十一条の四第一項第三号(覚せい剤原料の所持)若しくは第四号(覚せい剤原料の譲渡し等)の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項(営利目的

的の覚せい剤原料の所持、譲渡し等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪

七 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)又は第七十四条の四(集団密航者の收受等)の罪

八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条(ジアセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十四条の二(ジアセチルモルヒネ等の譲渡し、所持等)、第六十五条(ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等)、第六十六条(ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の譲渡し、所持等)、第六十六条の三(向精神薬の輸入等)又は第六十六条の四(向精神薬の譲渡し等)の罪

九 武器等製造法(昭和二十八年法律第四百五号)第三十一条(銃砲の無許可製造)又は第三十一条の二(銃砲以外の武器の無許可製造)の罪

十 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第五十一条(けし)の栽培、あへんの輸入等)又は第五十二条(あへん等の譲渡し、所持等)の罪

十一 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十七条(後段)(高速自動車国道損壊等による自動車転覆等致死)の罪

十二 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで(けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十一(けん銃部品の

輸入)若しくは第二項(未遂罪)又は第三十一条の十六(けん銃部品の所持)若しくは第三号(けん銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)の罪

十三 航空機の強取等の処罰に關する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)又は第二条(航空機強取等致死)の罪

十四 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に關する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第二条(航行中の航空機を墜落させる行為等)の罪若しくは同条第一項の罪の未遂罪又は同法第三条第二項(業務中の航空機の破壊等致死)の罪

十五 人質による強要行為等の処罰に關する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

十六 流通食品への毒物の混入等の防止に關する特別措置法(昭和六十二年法律第三号)第九条第二項(流通食品への毒物混入等致死傷)の罪

十七 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を圖るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に關する法律(平成三年法律第九十四号)第五条(業として行う不法輸入等)の罪

十八 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に關する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八号(化学兵器の使用)の罪

十九 サリン等による人身被害の防止に關する法律(平成七年法律第七十八号)第五条第一項(発散させる行為)又は第二項(未遂罪)の罪

二十 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に關する法律(平成十年法律第三号)第三号第一項第三号、第四号若しくは第六号に掲げる罪に係る同条組織的な殺人等の罪又はこれらの罪(同項第四号及び第六号(刑法第二百二十五条の二第二項に係る部分に限る))に掲げる罪に係るものを除く)の未遂罪

犯罪捜査のための通信傍受に關する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会開法第九十三号)に關する報告書

議案の目的及び要旨

一 本法案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に關し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に關する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 通信傍受の要件

(一) 檢察官又は司法警察員は、一定の重大な犯罪に關し、犯罪関連通信が行われると疑うに足る状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定等することが著しく困難であるときは、裁判官の發する傍受令

刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に關し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に關する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするものであり、この法律案を提出する理由である。

状により、当該犯罪関連通信の傍受をすることができるとすること。

- (一) 傍受令状の請求は、一定の検察官又は司法警察官から原則として地方裁判所の裁判官にこれをしなければならぬものとし、当該請求を受けた裁判官は、その請求を理由があると認めるとき等は、傍受ができる期間を定めて、傍受令状を発付するものとする。

2 通信傍受の実施の手続

- (一) 傍受令状は、通信手段の傍受を実施する部分を管理する者等に提示しなければならぬものとし、傍受の実施をするときは、原則としてその者等を立ち会わせなければならぬものとする。

- (二) 検察官又は司法警察官は、傍受の実施をしている間に行われた通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信(以下「傍受すべき通信」という。)に該当するかどうか明らかでないものについては、該当性判断のために必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受ができるものとする。

- (三) 検察官又は司法警察官は、傍受の実施をしている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、一定の法定刑に当たる犯罪の實行に係るものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受ができるものとする。

3 通信傍受の記録等

- (一) 傍受をした通信はすべて録音等により記録媒体に記録をし、傍受の実施を中断し又は終了したときは立会人による封印を求め、及び封印された記録媒体は裁判官に提出しなければならぬものとする。

- (二) 検察官又は司法警察官は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、(一)により記録をした記録媒体の複製等から、傍受すべき通信に該当する通信等以外の通信の記録を消去して、刑事手続において使用するための記録(以下「傍受記録」という。)一通を作成しなければならぬものとする。

4 事後措置等

- (一) 検察官又は司法警察官は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨等を書面で通知しなければならぬものとする。

- (二) 通信の当事者等による傍受の原記録等の隠匿、閲覧又は複製作成に関する手続を定めること。

- (三) 裁判官がした通信の傍受に関する裁判及び検察官等がした通信の傍受に関する処分に対する不服申立てに関する手続を定めること。

5 通信の秘密の尊重等

- (一) 政府は、毎年、傍受令状の請求件数等を国会に報告するとともに、公表するものとする。

- (二) 捜査又は調査の権限を有する公務員がその職務を行うに当たり犯した電気通信事業法及び有線電気通信法の通信の秘密の侵害罪を準起訴手続の対象とすること。

6 施行期日

- この法律は、公布の日から起算して一年を

超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、刑事訴訟法に基づく電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、傍受令状発付の要件及び手続、傍受の実施の手続、傍受の記録の取扱い、傍受に関する裁判及び処分についての不服申立てその他必要な事項を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、本案の目的について、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害している現状に対処するためであることを明確にするとともに、傍受の対象となる犯罪を薬物関連犯罪、集団密航関連犯罪、銃器関連犯罪及び組織的な殺人に限定するほか、令状請求権者及び令状発付権者を限定する等の必要があるため、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十一年五月二十八日

法務委員長 杉浦 正健

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 通信傍受の要件及び実施の手続(第三条・第十八条)
第三章 通信傍受の記録等(第十九条・第二十条・第二十一条)

第四章 通信の秘密の尊重等(第二十八条―第三十条)

第五章 補則(第三十一条・第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害していることにかんがみ、

○組織的な犯罪、身の代金目的略取、薬物及び銃器の不正取引に係る犯罪等の重大犯罪において、犯人間の相互連絡等に用いられる電話その他の電気通信の傍受を行わなければならない事情の真相を解明することが著しく困難な場合が増加する状況にあることにかんがみ、これに適切に対処するため必要な刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百三十一号)に規定する電気通信の傍受を行う強制の処分に関し、通信の秘密を不当に侵害することなく事案の真相の的確な解明に資するよう、その要件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「通信」とは、電話その他の電気通信であつて、その伝送路の全部若しくは一部が有線(有線以外の方式で電波その他の電磁波を送り、又は受けるための電氣的設備に附属する有線を除く)であるもの又はその伝送路に交換設備があるものをいう。

2 この法律において「傍受」とは、現に行われている他人間の通信について、その内容を知るため、当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けることをいう。

3 この法律において「通信事業者等」とは、電気通信を行うための設備(以下「電気通信設備」という。)を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営む者及びそれ以外の者であつて自己の業務のために不特定又は多数の者の通信を媒介することのできる電気通信設備を設置している者をいう。

第二章 通信傍受の要件及び実施の手続 (傍受令状)

第三条 検察官又は司法警察員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する犯罪(第二号及び第三号にあつては、その一連の犯罪をいう。)の實行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の實行に関連する事項を内容とする通信(以下この項において「犯罪関連通信」という。)が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号(以下「電話番号等」という。)によつて特定された通信の手段(以下「通信手段」という。)であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの(犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがなく認められるものを除く。)又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができ

一 別表に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

二 別表に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表に掲げる罪

ロ 当該犯罪の實行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表に掲げる罪

○死刑又は無期若しくは長期(一年以上の懲役若しくは禁錮)に当たる罪

三 禁錮以上の刑が定められている罪が別表に掲げる罪の實行に必要の準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2 別表に掲げる罪であつて、譲渡し、譲受け、貸付け、借受け又は交付の行為を罰するものについては、前項の規定にかかわらず、数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があることを要しない。

3 前二項の規定による傍受は、通信事業者等の看守する場所で行う場合を除き、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内において、これを行うことができない。ただし、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わべき者の承諾がある場合は、この限りでない。

(令状請求の手続)

第四条 傍受令状の請求は、検察官(検事総長が指定する者に限る。次項及び第七条において同じ。)又は司法警察員(国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の警察官、厚生大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。同項及び同条において同じ。)から地方裁判所の裁判官にこれをしなければならぬ。ただし、急速を要し、地方裁判所の裁判官に請求することができないときは、簡易裁判所の裁判官にこれをすることができる。

2 検察官又は司法警察員は、前項の請求をする場合において、当該請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について、前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判官に通知しなければならぬ。

(傍受令状の発付)

第五条 前条第一項の請求を受けた裁判官は、同項の請求を理由があると認めるとき(簡易裁判所の裁判官にあつては、同項の請求が理由があり、かつ、急速を要し、地方裁判所の裁判官に傍受令状を請求することができないと認めるとき)は、傍受ができる期間として十日以内(簡易裁判所の裁判官にあつては、五日以内)の期間を定めて、傍受令状を発する。

2 裁判官は、傍受令状を発する場合において、傍受の実施(通信の傍受をすること及び通信手段について直ちに傍受をすることができる状態で通信の状況を監視すること)をいう。以下同

じ。)に関し、適当と認める条件を付することができる。

(傍受令状の記載事項)

第六条 傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、罰条、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受の処分に着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の日日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

(傍受ができる期間の延長)

第七条 地方裁判所の裁判官は、必要があると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、十日以内の期間を定めて、傍受ができる期間を延長することができる。ただし、傍受ができる期間は、通じて三十日を越えることができない。

2 前項の延長は、傍受令状に延長する期間及び理由を記載し記名押印してこれをしなければならぬ。

(同一事実に関する傍受令状の発付)

第八条 裁判官は、傍受令状の請求があつた場合において、当該請求に係る被疑事実の前に発付された傍受令状の被疑事実と同一のものが含まれるときは、同一の通信手段については、更に傍受をすることを必要とする特別の事情がある

と認めるときに限り、これを発付することができる。

(傍受令状の提示)

第九条 傍受令状は、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者(会社その他の法人又は団体にあっては、その役員。以下同じ。)又はこれに代わるべき者に示さなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。

2 傍受ができる期間が延長されたときも、前項と同様とする。

(必要な処分等)

第十条 傍受の実施については、電気通信設備に傍受のための機器を接続することその他の必要な処分をすることができ。

2 検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に前項の処分をさせることができる。

(通信事業者等の協力義務)

第十一条 検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、傍受の実施に関し、傍受のための機器の接続その他の必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(立会い)

第十二条 傍受の実施をするときは、通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者を立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができなるときは、地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

2 立会人は、検察官又は司法警察員に対し、当該傍受の実施に前項の規定にかかわらず、立会人を常時立会に立会させることができる。

立会人は、その事情がある間に限り、立会人を立ち会わせることを要しない。ただし、傍受の実施の開始、中断及び終了並びに傍受をした通信を記録する媒体(以下「記録媒体」という。)の交換の際は、この限りでない。

(該当性判断のための傍受)

第十三条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をして行われた通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信(以下単に「傍受すべき通信」という。)に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

2 外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、傍受の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の傍受をすることができる。この場合においては、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならない。

(他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受)

第十四条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をして行っている間に、傍受令状に被疑事実として記載されている犯罪以外の犯罪であつて、
○別表に掲げるもの又は
○若しくは
○死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若

しくは禁錮に当たるものを実行したこと、実行していること又は実行することを内容とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

(医師等の業務に関する通信の傍受の禁止)

第十五条 医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士(外国法事務弁護士を含む。)、弁理士、公証人又は宗教の職にある者(傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。)との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

(相手方の電話番号等の探知)

第十六条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をして行われた通信について、これが傍受すべき通信若しくは第十四条の規定により傍受をすることができる通信に該当するものであるとき、又は第十三条の規定による傍受すべき通信に該当するかどうかの判断に資すると認めるときは、傍受の実施の場所において、当該通信の相手方の電話番号等の探知をすることができる。この場合においては、別に令状を必要としない。

2 検察官又は司法警察員は、通信事業者等に対して、前項の処分に関し、必要な協力を求めることができる。この場合においては、通信事業者等は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の場所以外の場所において第一項の探知のための措置を必要とする場合には、当該措置を執ることができ通信事業者等に対し、同項の規定により

行う探知である旨を告知して、当該措置を執ることを要請することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置)

第十七条 傍受令状に記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用(以下「通話」という。)が終了するまで傍受の実施を継続することができる。

(傍受の実施の終了)

第十八条 傍受の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、これを終了しなければならない。

第三章 通信傍受の記録等

(傍受をした通信の記録)

第十九条 傍受をした通信については、すべて、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならない。この場合においては、第二十二条第二項の手続の用に供するため、同時に、同一の方法により他の記録媒体に記録することができる。

2 傍受の実施を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならない。

(記録媒体の封印等)

第二十条 前条第一項前段の規定により記録をした記録媒体については、傍受の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならない。傍受の実施をして行っている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 前項の記録媒体については、前条第一項後段の規定により記録をした記録媒体がある場合を除き、立会人にその封印を求める前に、第二十二条第二項の手続の用に供するための複製を作成することができる。

3 立会人が封印をした記録媒体は、遅滞なく、傍受令状を交付した裁判官が所属する裁判所の裁判官(簡易裁判所の裁判官が傍受令状を交付した場合)は、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に提出しなければならない。

(傍受の実施の状況を記載した書面の提出)
第二十一条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、前条第三項に規定する裁判官に提出しなければならない。第七条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

一 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時

二 立会人の氏名及び職業

三 第十二条第二項の規定により立会人を立ち会わせなかった場合は、その時間及び理由

四 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時

五 傍受をした通信については、傍受の根拠となつた条項、その開始及び終了の年月日時並びに通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項

六 第十四条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認められた理由

七 記録媒体の交換をした年月日時
八 前条第一項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
九 その他傍受の実施の状況に関し最高裁判所規則で定める事項

2 前項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、同項第六号の通信については、これが第十四条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないと認めるときは、当該通信の傍受の処分を取り消すものとする。この場合においては、第二十六条第三項、第五項及び第六項の規定を準用する。
(傍受記録の作成)

第二十一条 検察官又は司法警察員は、傍受の実施を中断し又は終了したときは、その都度、速やかに、傍受をした通信の内容を刑事手続において使用するための記録(以下「傍受記録」という。)一通を作成しなければならない。傍受の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とする。

2 傍受記録は、第十九条第一項後段の規定により記録をした記録媒体又は第二十条第二項の規定により作成した複製から、次に掲げる通信以外の通信の記録を消去して作成するものとする。

一 傍受すべき通信に該当する通信

二 第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて、なおその内容を復元するための措置を要するもの

三 第十四条の規定により傍受をした通信及び第十三条第二項の規定により傍受をした通信であつて第十四条に規定する通信に該当すると認められるに至つたもの

四 前三号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

3 前項第二号に掲げる通信の記録については、当該通信が傍受すべき通信及び第十四条に規定する通信に該当しないことが判明したときは、傍受記録から当該通信の記録及び当該通信に係る同項第四号に掲げる通信の記録を消去しなければならない。ただし、当該通信と同一の通話の機会に行われた同項第一号から第三号までに掲げる通信があるときは、この限りでない。

4 検察官又は司法警察員は、傍受記録を作成した場合において、他に第二十条第三項の規定により裁判官に提出した記録媒体(以下「傍受の原記録」という。)以外の傍受をした通信の記録をした記録媒体又はその複製等(複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。)があるときは、その記録の全部を消去しなければならない。前項の規定により傍受記録から記録を消去した場合において、他に当該記録の複製等があるときも、同様とする。

5 検察官又は司法警察員は、傍受をした通信であつて、傍受記録に記録されたもの以外のものについては、その内容を他人に知らせ、又は使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(通信の当事者に対する通知)

第二十三条 検察官又は司法警察員は、傍受記録に記録されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる事項を書面で通知しなければならない。

一 当該通信の開始及び終了の年月日時並びに相手方の氏名(判明している場合に限る。)

二 傍受令状の交付の年月日

三 傍受の実施の開始及び終了の年月日

四 傍受の実施の対象とした通信手段

五 傍受令状に記載された罪名及び罰条

六 第十四条に規定する通信については、その旨並びに当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条

2 前項の通知は、通信の当事者が特定できない場合又はその所在が明らかでない場合を除き、傍受の実施が終了した後三十日以内にこれを発しなければならない。ただし、地方裁判所の裁判官は、捜査が妨げられるおそれがあると認めるときは、検察官又は司法警察員の請求により、六十日以内の期間を定めて、この項の規定により通知を発しなければならない期間を延長することができる。

3 検察官又は司法警察員は、前項本文に規定する期間が経過した後に、通信の当事者が特定された場合又はその所在が明らかになつた場合には、当該通信の当事者に対し、速やかに、第一項の通知を発しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(傍受記録の聴取及び閲覧等)
第二十四条 前条第一項の通知を受けた通信の当事者は、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することができる。

(傍受の原記録の聴取及び閲覧等)
第二十五条 傍受の原記録を保管する裁判官(以下「原記録保管裁判官」という。)は、傍受記録に記録されている通信の当事者が、前条の規定に

より、傍受記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成した場合において、傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、当該通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に相当する部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

2 原記録保管裁判官は、傍受をされた通信の内容の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、傍受記録に記録されている通信以外の通信の当事者の請求により、傍受の原記録のうち当該通信に係る部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可しなければならない。

3 原記録保管裁判官は、傍受が行われた事件に關し、犯罪事実の存否の証明又は傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察官の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可することができる。ただし、複製の作成については、次に掲げる通信(傍受記録に記録されているものを除く。)に係る部分に限る。

- 一 傍受すべき通信に該当する通信
- 二 犯罪事実の存否の証明に必要な証拠となる通信(前号に掲げる通信を除く。)
- 三 前二号に掲げる通信と同一の通話の機会に行われた通信

4 次条第三項の(第二十一條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)

た裁判がある場合においては、前項の規定による複製を作成することの許可の請求は、同項の規定にかかわらず、当該裁判により消去を命じられた記録に係る通信が新たに同項第一号又は第二号に掲げる通信であつて他にこれに代わるべき適当な証明方法がないものであることが判明するに至つた場合に限り、傍受の原記録のうち当該通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信に係る部分について、することができ。ただし、当該裁判が同条第三項第二号に該当するとしてこれらの通信の記録の消去を命じたものであるときは、この請求をすることができない。

5 原記録保管裁判官は、検察官により傍受記録又はその複製等の取調への請求があつた被告事件に關し、被告人の防衛又は傍受記録の正確性の確認のために必要があると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、被告人又はその弁護人の請求により、傍受の原記録のうち必要と認める部分を聴取し、若しくは閲覧し、又はその複製を作成することを許可することができる。ただし、被告人が当事者でない通信に係る部分の複製の作成については、当該通信の当事者のいずれかの同意がある場合に限る。

6 検察官又は司法警察官が第三項の規定により作成した複製は、傍受記録とみなす。この場合において、第二十三條の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びに第二十五條第三項の複製を作成することの許可があつた旨及びその年月日」とし、同条第二項中「傍受の実施が終了した後」とあるのは「複製を作成した後」とする。

7 傍受の原記録については、第一項から第五項までの規定による場合のほか、これを聴取させ、若しくは閲覧させ、又はその複製を作成させてはならない。ただし、裁判所又は裁判官が、刑事訴訟法の定めるところにより、検察官により傍受記録若しくはその複製等の取調への請求があつた被告事件又は傍受に関する刑事事件の審理又は裁判のために必要があると認め、傍受の原記録のうち必要と認める部分を取り調べる場合においては、この限りでない。

第二十六條 裁判官がした通信の傍受に関する裁判に不服がある者は、その裁判官が所属する裁判所(簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)に、その裁判の取消し又は変更を請求することができる。

2 検察官又は検察事務官がした通信の傍受に関する処分不服がある者はその検察官又は検察事務官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に、司法警察職員がした通信の傍受に關する処分不服がある者はその職務執行地を管轄する地方裁判所に、その処分の取消し又は変更(傍受の実施の終了を含む。)を請求することができる。

3 裁判所は、前項の請求により傍受の処分を取り消す場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検察官又は司法警察官に対し、その保管する傍受記録(前条第六項の規定により傍受記録とみなされたものを除く。)

以下この項において同じ。)及びその複製等のうち当該傍受の処分に係る通信及びこれと同一の通話の機会に行われた通信の記録の消去を命じなければならない。ただし、第三号に該当すると認める場合において、当該記録の消去を命ずることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

- 一 当該傍受に係る通信が、第二十二條第二項各号に掲げる通信のいずれにも当たらないとき。
- 二 当該傍受において、通信の当事者の利益を保護するための手続に重大な違法があるとき。
- 三 前二号に該当する場合を除き、当該傍受の手続に違法があるとき。

4 前条第三項の複製を作成することの許可が取り消されたときは、検察官又は司法警察官は、その保管する同条第八項の規定によりみなされた傍受記録(その複製等を含む。)のうち当該取り消された許可に係る部分を消去しなければならない。

5 第三項に規定する記録の消去を命ずる裁判又は前項に規定する複製を作成することの許可の取消しの裁判は、当該傍受記録又はその複製等について既に被告事件において証拠調べがされているときは、証拠から排除する決定がない限り、これを当該被告事件に關する手続において証拠として用いることを妨げるものではない。

6 前項に規定する裁判があつた場合において、当該傍受記録について既に被告事件において証拠調べがされているときは、当該被告事件に關する手続においてその内容を他人に知らせ又は

使用する場合一の場合においては、当該傍受記録について第三項の裁判又は第四項の規定による消去がされたものとみなして、第二十二條第五項の規定を適用する。

7 第一項及び第二項の規定による不服申立てに關する手続については、この法律に定めるもののほか、刑事訴訟法第四百二十九條第一項及び第四百三十條第一項の請求に係る手続の例による。

(傍受の原記録の保管期間)

第二十七條 傍受の原記録は、第二十三條第三項の規定による提出の日から五年を経過する日又は傍受記録若しくはその複製等が証拠として取り調べられた被告事件若しくは傍受に關する刑事事件の終結の日から六月を経過する日のうち最も遅い日まで保管するものとする。

2 原記録保管裁判官は、必要があると認めるときは、前項の保管の期間を延長することができる。

第四章 通信の秘密の尊重等

(關係者による通信の秘密の尊重等)

第二十八條 檢察官、檢察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他通信の傍受に關し、又はその状況若しくは傍受をした通信の内容を職務上知り得た者は、通信の秘密を不当に害しないように注意し、かつ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

(国会への報告等)

第二十九條 政府は、毎年、傍受令状の請求及び発付の件数、その請求及び発付に係る罪名、傍受の対象とした通信手段の種類、傍受の実施をした期間、傍受の実施をしている間における通

話の回数、このうち第二十二條第二項第一号又は第三号に掲げる通信が行われたものの数並びに傍受が行われた事件に關して逮捕した人員数を国会に報告するとともに、公表するものとする。ただし、罪名については、捜査に支障を生ずるおそれがあるときは、その支障がなくなつた後においてこれらの措置を執るものとする。

通信の秘密を侵害する行為の処罰等
(付審判の請求)

第三十條 捜査又は調査の権限を有する公務員が、その捜査又は調査の職務を行うに当たり犯した電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第四百四條第一項若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第十四條第一項の罪又はこれらに類する罪の未遂罪について告訴又は告発する者は、檢察官の公訴を提起しない処分

に不服があるときは、刑事訴訟法第二百六十二條第一項の請求をすることができる。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前項の罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分不服があるときは、刑事訴訟法第二百六十二條第一項の請求をすることができる。

第五章 補則

(刑事訴訟法との關係)

第三十一條 通信の傍受に關する手続については、この法律に特別の定めがあるもののほか、刑事訴訟法による。

(最高裁判所規則)

第三十二條 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受ができる期間の延長、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の保管その他の

の取扱い、傍受の実施の状況を記載した書面の提出、
○第十四條に規定する通信に該当するかどうかの審査
○通信の当事者に対する通知を發しななければならない期間の延長、裁判所が保管する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに關する手続について必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

有線電気通信法の一部改正
(経過措置)
2 第三十條の規定は、この法律の施行後に公訴を提起しない処分をした事件について、適用する。

第十四條第一項中「年」を「二年」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同條第二項中「年」を「三年」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)
3 電気通信事業法の一部を次のように改正する。
第四百四條第一項中「年」を「二年」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同條第二項中「年」を「三年」に、「五十万円」を「五十万円」に改める。

別表(第三條の關係)
一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七條第一項第一号若しくは第二号前段内「乱」の罪又はこれらの罪の未遂罪

ロ 刑法第八十一條(外患誘致)、第八十二條(外患援助)又は第八十七條(未遂罪)の罪、
ハ 刑法第八十八條(現住建造物等放火)の罪、
同条の例により処断すべき罪又はこれらの

罪の未遂罪

ニ 刑法第二百六十六條(汽車転覆等及び同致死)の罪若しくは同條第一項若しくは第二項の罪の未遂罪又は同法第二百二十七條(往來危険による汽車転覆等)の罪

ホ 刑法第四百四十六條(水道毒物等混入致死)の罪

ヘ 刑法第四百四十八條(通貨偽造及び行使等)の罪又はその未遂罪

ト 刑法第四百九十九條(殺人)の罪又はその未遂罪

チ 刑法第二百二十條(逮捕及び監禁等)又は第二百二十一條(逮捕等致死傷)の罪

リ 刑法第二百二十四條から第二百二十八條まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪)の罪

ヌ 刑法第二百四十條(強盜致死傷)若しくは第二百四十一條(強盜強姦及び同致死)の罪又はこれらの罪の未遂罪

ハ 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条(爆発物の使用)又は第二条(使用の未遂)の罪

三 盜犯等の防止及び処分に關する法律(昭和五年法律第九号)第四条(常習強盜致傷等)の罪

四 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)第二十四條(栽培、輸入等)又は第二十四條の二(所持、譲渡等)の罪

平成十一年六月一日 衆議院會議録第三十四号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び同報告書 刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び同報告書

八六

五 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第百四十二条(後段)(一般乗合旅客自動車運送事業用自動車転覆等致死)の罪又は同項後段の例により処断すべき罪

六 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第四十一条(輸入等)若しくは第四十一条の二(所持、譲渡し等)の罪、同法第四十一条の三(第三項第三号(覚せい剤原料の輸入等)若しくは第四号(覚せい剤原料の製造)の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項(営利目的の覚せい剤原料の輸入等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第四十一条の四(第一項第三号(覚せい剤原料の所持)若しくは第四号(覚せい剤原料の譲渡し等)の罪若しくはこれらの罪に係る同条第二項(営利目的の覚せい剤原料の所持、譲渡し等)の罪若しくはこれらの罪の未遂罪

七 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十四条(集団密航者を不法入国させる行為等)、第七十四条の二(集団密航者の輸送)又は第七十四条の四(集団密航者の収受等)の罪

八 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第六十四条(ジアセチルモルヒネ等の輸入等)、第六十四条の二(ジアセチルモルヒネ等の譲渡し、所持等)、第六十五条(ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の輸入等)、第六十六条(ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬の譲渡し、所持等)、第六十六条の三(向精神薬の輸入等)又は第六十六条の四(向精神薬の譲渡し等)の罪

九 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)第三十一条(銃砲の無許可製造)又は第三十一条の二(第一号(銃砲以外の武器の無許可製造)の罪

十 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第五十一条(けしの栽培、あへんの輸入等)又は第五十二条(あへん等の譲渡し、所持等)の罪

十一 高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十七条(後段)(高速自動車国道損壊等による自動車転覆等致死)の罪

十二 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第三十一条から第三十一条の四まで(けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の七から第三十一条の九まで(けん銃実包の輸入、所持、譲渡し等)、第三十一条の十一(第一項第二号(けん銃部品の輸入)若しくは第二項(未遂罪)又は第三十一条の十六(第一項第二号(けん銃部品の所持)若しくは第三号(けん銃部品の譲渡し等)若しくは第二項(未遂罪)の罪

十三 航空機の強取等の処罰に関する法律(昭和四十五年法律第六十八号)第一条(航空機の強取等)又は第二条(航空機強取等致死)の罪

十四 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(昭和四十九年法律第八十七号)第二条(航行中の航空機を墜落させる行為等)の罪若しくは同条第一項の未遂罪又は同法第三条第二項(業務中の航空機の破壊等致死)の罪

十五 人質による強要行為等の処罰に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害等の罪

十六 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法(昭和六十二年法律第百三十三号)第九条第二項(流通食品への毒物混入等致死)の罪

十七 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第五条(業として行う不法輸入等)の罪

十八 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条(化学兵器の使用)の罪

十九 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)第五条(第一項(発散させる行為)又は第二項(未遂罪)の罪

二十 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十〇年法律第 号)

第三号、第四号若しくは第六号に掲げる罪に係る同条(組織的な殺人等)の罪又はこれらの罪(同項第四号及び第六号(刑法第二百二十五条の二第二項に係る部分に限る。))に掲げる罪に係るものを除く。の未遂罪(別紙)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案 に対する附帯決議

両法の施行に当たっては、政府は次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 専ら盗聴目的で製造されている機器が、全く自由に販売され、私人のプライバシーが侵害されている現状は問題であり、政府は、これらの販売等につき、適正な規制を検討すること。

二 政府は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関しては、いやくも市民団体、労働組合等の正当な活動を阻害することのないよう厳に留意すること。

三 政府は、金融機関等による「疑わしい取引の届出」については、個人のプライバシーの保護との調和を図るとともに、金融機関の過度の負担となつて金融取引を萎縮させることのないよう、金融機関が容易に判断できるような明確な基準(ガイドライン)の作成に努めること。

四 政府は、組織的な犯罪対策については、制度的・技術的研究を含めて、国際協力の推進に努めること。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

平成十一年三月十三日 内閣総理大臣 橋本龍太郎

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の 刑罰法(昭和二十三年法律第百三十一号)の 刑罰法(昭和二十三年法律第百三十一号)の 刑罰法(昭和二十三年法律第百三十一号)の

裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあり、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が明らかにされたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人が十分な供述をすることができないと認めるときは、当該事項についての尋問を制限することができる。ただし、検察官のする尋問を制限することにより犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人のする尋問を制限することにより被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条の次に次の一条を加える。

第二百九十九条の二 検察官又は弁護人は、前条

第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に必要がある場合を除き、関係者被告人を含む。）に知られないようにすることその他

これらの者の安全が脅かされることがないよう配慮することを求めることができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理 由

最近における犯罪情勢及び刑事手続の運用の実情にかんがみ、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体又は財産への加害行為等の防止を図るための措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、第四百四十二回国会閣法第九四号）に
関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における犯罪情勢及び刑事手続の運用の実情にかんがみ、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体又は財産への加害行為等の防止を図るための措置を定めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

1 電気通信の傍受

通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分については、別に法律で定めるところによるものとする。こ

2 証人等の保護

証人等の住居等に関する事項の取扱いにつき、証人等の安全に配慮する措置として、裁判長は、証人等を尋問する場合において尋問制限をすることができるとともに、検察官又は弁護人は、いわゆる証拠開示において相手方に対して配慮要請をすることができるとすること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、通信の当事者のいずれの同意も得ないで電気通信の傍受を行う強制の処分についてその根拠を定めるとともに、証人等の身体又は財産への加害行為等の防止を図るための措置について定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十一年五月二十八日

法務委員長 杉浦 正健
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院会議録第二十六号中正誤

ページ 段 行 誤

三三 二 元 審議を

三四ページ四段七行の「同法五十四条第一号」は「同法第五十四条第一号」の誤り。

正

審議等

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五—八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 大蔵省印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三四五円 (本体 三〇円)